

### Ⅲ 地方自治体に対する調査関係

#### 1 都道府県・保健所設置市・特別区

(1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく都道府県等調査について  
(依頼) (衆調発第38号 参調発第12号) (令和2年10月12日)

衆調発第38号  
参調発第12号  
令和2年10月12日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 母子保健主管部(局)長 殿

衆議院調査局厚生労働調査室長  
(公印省略)

参議院厚生労働委員会調査室長  
(公印省略)

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく都道府県等調査について(依頼)

このたび、衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきまして、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を別紙のとおり行うこととなりました。

つきましては、旧優生保護法下において作成等が行われ、貴都道府県、保健所設置市及び特別区が現時点で保有している資料や記録について調査を行いますので、別添1の旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく都道府県等調査要領に基づき、別添2の調査様式に必要な事項を記入の上、調査結果及び保有資料の写しを令和3年1月29日(金)までに御提出いただきますよう御協力をお願いいたします。

以上

[送付資料]

- ・(別添1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく都道府県等調査要領

- ・(別添2) 調査様式
- ・(別添3) 旧優生保護法関係法令参照条文
- ・(参考通知1) 「旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査の実施について(依頼)」  
(平成30年4月25日付子発0425第1号)(厚生労働省子ども家庭局長通知)
- ・(参考通知2) 「旧優生保護法に基づく優生手術に関する個人記録の整備について(依頼)」  
(平成30年7月13日付子発0713第1号)(厚生労働省子ども家庭局長通知)
- ・(参考通知3) 「旧優生保護法に基づく優生手術に関する個人記録の整備状況の調査について(依頼)」(平成30年10月9日付子発1009第3号)(厚生労働省子ども家庭局長通知)

[照会先]

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

直通：03-3581-5510 FAX：03-3581-7577

Mail：

別紙、(別添3)、(参考通知1)、(参考通知2)及び(参考通知3)については省略

## (2) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく都道府県等調査要領

(別添1)

### 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく都道府県等調査要領

#### 1. 目的

本調査は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査の一環として実施するものであり、旧優生保護法(以下「法」といいます。)が存在した昭和23年から平成8年までの間、優生手術等が行われてきたことについて、優生手術の実施状況等を明らかにするため、都道府県等が保有する資料や記録等を把握・収集し、分析することを目的としています。

#### 2. 調査対象・期間

都道府県、保健所設置市、特別区における行政機関(本庁、公文書館、保健所等)が保有する資料や記録等について、下記調査事項にしたがって回答してください。調査1から調査3の対象期間は法が施行されていた昭和23年から平成8年までです。

#### 3. 調査期限

令和3年1月29日(金)までに調査結果及び保有資料の写しをご提出ください。なお、提出後に新たに関連資料が発見された場合や、回答に修正が必要な場合、また、期限内の提出が難しい場合にはご連絡ください。

#### 4. 調査事項(調査1、調査2、調査3、調査4、調査5、調査6)

##### 【調査1】省令様式等の保有状況について(様式1)

※【調査1】は厚生労働省子ども家庭局長通知「旧優生保護法に関連した資料等の保管状況等調査の実施について(依頼)」(平成30年4月25日付子発0425第1号)(以下「平成30年保管状況等調査」といいます。)と同じ調査事項です((参考通知1)参照)。このため、平成30年保管状況等調査の結果から変更がなければ同調査結果と同じものをご提出ください。

##### ア) 調査内容

法又は旧優生保護法施行規則(以下「規則」といいます。)において、作成・提出等が定められている資料(①から⑦)及び、それらに記載されている内容と同内容が記載されているその他の資料(⑧)について、様式1に記入の上、回答してください。

##### イ) 留意事項

○保存状況については、以下のとおり記載してください。

- ・当該年の全部又は一部が保管されている場合・・・・・・・・○

- ・当該年の資料が保存されていない又は確認できない場合・・・×
- 件数については、何件分の資料が保管されているのかを記載してください。
- ・申請、再審査、提訴又は決定1回につき1件として計上してください。
- ・⑪及び⑫の費用の負担に関する記録については、手術1回にかかる関連資料を1件としてください。
- ・⑰優生保護法指定医名簿及び⑱優生保護審査会委員名簿については、保存状況のみを記載し、件数を記載する必要はありません。
- ・⑲優生手術実施報告書、⑳優生手術実施報告票や㉑優生手術年報は、1枚で1件としてください。㉒優生手術実施報告票は同一の優生手術実施報告書のもとに綴られていたとしても、別々に計上してください。
- ・「㉓その他」については、保存状況のみを記載し、件数を記載する必要はありません。

#### ウ) 把握対象

##### [法第4条関係]

- ①優生手術申請書（法第4条。規則第2条。様式第1号。）
- ②健康診断書（法第4条。規則第2条。様式第2号。）
- ③遺伝調査書（法第4条。規則第2条。様式第2号。）

##### [法第5条関係]

- ④優生手術適否決定通知書（法第5条第1項。規則第3条。様式第3号（1））  
※昭和37年10月1日までの様式番号は様式第3号
- ⑤優生手術実施医師指定通知書（法第5条第2項。規則第3条。様式第4号）  
※昭和27年7月1日までの様式名称は「優生手術実施通知書」

##### [法第6条関係]

- ⑥再審査の申請書（法第6条第1項。規則第4条。）
- ⑦再審査に際して付された都道府県優生保護審査会の意見（法第6条第3項）

##### [法第7条関係]

- ⑧優生手術適否決定通知書（法第7条。規則第5条。様式第3号（2））  
※昭和37年10月1日までの様式番号は様式第3号

##### [法第8条関係]

- ⑨再審査に関して都道府県優生保護審査会に対して提出された申述書

##### [法第9条関係]

- ⑩提起された訴訟の記録

##### [法第11条関係]

- ⑪優生手術に関する費用として都道府県が支弁した記録（法第11条第1項）
- ⑫優生手術に関する費用として、国に請求した記録（法第11条第2項）

##### [法第12条関係]

- ⑬優生手術申請書（法第12条。規則第6条。様式第1号）
- ⑭健康診断書（法第12条。規則第6条。様式第5号）
- ⑮同意書（法第12条。規則第6条。様式第6号）

[法第13条関係]

⑯優生手術適否決定通知書（法第13条第1項。規則第7条。様式第3号（3））

※昭和37年10月1日までの様式番号は様式第3号

※昭和37年10月1日以降昭和57年8月30日までは様式第3号（2）

[法第14条関係]

⑰優生保護法指定医師として医師会から指定された医師の名簿（法第14条第1項）

[法第16条関係]

⑱優生保護審査会の委員名簿

※昭和24年6月1日までの名称は「優生保護委員会」

[法第25条関係]

⑲優生手術実施報告書（法第25条。規則第27条。様式第12号（1））

※昭和27年7月1日までの様式番号は様式第8号

⑳優生手術実施報告票（法第25条。規則第27条。様式第12号（2））

㉑優生手術年報（法第25条。規則第27条。様式第14号（1））

※昭和27年7月1日までの様式名称及び様式番号は「優生保護法第二十五条の届出に関する月報」（様式第10号）

※昭和27年7月1日以降昭和29年7月1日までの様式名称及び様式番号は「優生手術月報」（様式第14号（1））及び「優生手術年報」（様式第15号（1））

※昭和29年7月1日以降昭和44年6月21日までの様式名称及び様式番号は「優生手術半年報」（様式第14号（1））

（注）⑲・㉑の資料については医師から保健所／市長を経由して都道府県に提出することとされていたので保健所設置市、特別区におかれては資料の保有状況の確認にご留意ください。

[その他]

㉒ 上記以外で①から㉑の情報が含まれたもので都道府県が保有している資料（台帳など）

**【調査2】優生手術関連の件数、個人が特定できる情報の調査（様式2-1・2-2）**

※【調査2】は厚生労働省の平成30年保管状況等調査と同じ調査事項です（（参考通知1）参照）。このため、平成30年保管状況等調査の結果から変更がなければ同調査結果と同じものをご提出ください。

ア) 調査内容

調査1で回答した資料の内容及びその他の資料を確認の上、保存されている資料を総合して把握できる、優生手術の申請、審査、手術実施の各段階における件数を記載してください。

○法第4条、第12条の手術については、申請から手術実施までの各段階について様式2-1（第4条・第12条関係）に記載してください。

○法第3条の手術については、都道府県における審査は行われていないため、手術実施段階についてのみ様式2-2（第3条関係）に記載してください。

## イ) 留意事項

- 全体数には、個人が特定できないものも含め、把握できる全体の件数を記載してください。
- 個人が特定できる件数には、全体の件数のうち、「個人が特定できる情報（少なくとも氏名）」を有するものの件数を記載してください。

## ウ) 調査事項

## [法第4条・第12条関係]

- ・①申請数
- ・②審査結果
- ・③「適」とされた性別・年齢階層
- ・④手術を受けた者
- ・⑤手術を受けた者の性別・年齢階層

## [法第3条関係]

- ・①手術を受けた者（法第3条第1項第4号及び第5号に基づき実施された手術を除き、第1項の該当号番号が不明であるものを含む。）
- ・②手術を受けた者の法第3条第1項の該当号番号
- ・③法第3条第1項第1号の手術を受けた者の性別・年齢階層
- ・④法第3条第1項第2号の手術を受けた者の性別・年齢階層
- ・⑤法第3条第1項第3号の手術を受けた者の性別・年齢階層

**【調査3】その他保有する資料等の調査（様式3）**

※【調査3】は厚生労働省の平成30年保管状況等調査と同じ調査事項です（（参考通知1）参照）。このため、平成30年保管状況等調査の結果から変更がなければ同調査結果と同じものをご提出ください。

## ア) 調査内容

調査1で回答した資料以外（ただし、調査1の「㉔その他」で記載した資料は調査3でも再掲してください）で、優生手術に関する情報が含まれている統計資料や説明資料、記録等、具体的には、

- ・〇〇統計、〇〇白書、パンフレット、手引き 等
  - ・国や自治体等からの通知、事務連絡、疑義照会 等
- を保管している場合には、様式3に記載してください。

## イ) 留意事項

- 調査1の「㉔その他」で回答した資料については、当該資料の内容について、様式3に記載してください。
- 国や他の自治体が作成した資料を取得、保管している場合にはその内容について記載し、

「⑤特記事項」にその旨記載してください。

ウ) 調査事項

- ①資料名・通知等の題名
- ②資料作成者（団体）名・通知等の発出者名及び宛名
- ③資料作成時期・通知等の日付
- ④資料・通知等の概要
- ⑤特記事項

【調査4】個人記録の調査（様式4-1・様式4-2）

ア) 調査内容

○厚生労働省子ども家庭局長通知「旧優生保護法に基づく優生手術に関する個人記録の整備について（依頼）」（平成30年7月13日付子発0713第1号）（参考通知2）参照）により整備されている優生手術関係個人名簿様式（様式4-1）について、最新の名簿を作成してください。なお、同通知は名簿の提出を求めるものではありませんでしたが、本調査では名簿の提出をお願いします（個人情報の取扱いについては「【調査5】イ）留意事項」参照）。

※同通知により整備した名簿に変更がなければ同じものをご提出ください。

※様式4-1に記載の項目を含む形式であれば名簿の様式は問いません。

○厚生労働省子ども家庭局長通知「旧優生保護法に基づく優生手術に関する個人記録の整備状況の調査について（依頼）」（平成30年10月9日付子発1009第3号）（参考通知3）参照）において作成した個人記録の整備状況（様式4-2）について、最新の整備状況を記入してください。

※同通知により作成した個人記録の整備状況に変更がなければ同じものをご提出ください。

イ) 留意事項

○様式4-1の作成について

（1）名簿に掲載する個人について

法第3条（第1項第4号及び第5号を除く。）、第4条又は第12条に基づき実施された優生手術（根拠条項号が不明なものを含む。）に関する記録が都道府県等において保全されている全ての個人を記載してください。医療機関や福祉施設において保全されている優生手術に関する記録は対象ではありません。

なお、優生手術申請書や都道府県優生保護審査会で「適」とされた記録など、実際に手術が行われたことが記録から確認できない個人も名簿に記載してください。

※都道府県優生保護審査会で「否」とされているなど、手術を受けていないことが判明している個人については名簿に記載する必要はありません。

## (2) 記入項目について

別紙様式①～⑨の項目の一部が記録から確認できない個人については、当該項目を除いて記入してください。また、同一の個人と思われる者について、記録から複数の姓や住所が確認できる場合には、全ての姓・住所を記入してください。特記事項欄には、記録から確認できるその他の事項等を記入してください。

なお、①～⑨は最低限必要な情報であり、これ以外でも、各都道府県等において有用と思われる情報があれば、その記載を妨げるものではありません。

## ○様式4-2の作成について

## (1) 名簿掲載人数計について

優生手術関係個人名簿に掲載されている個人の人数を記入してください。様式4-1の列数と同数であることを確認してください。

## (2) 内訳について

様式4-1の「⑦記録の種別」等からご判断いただき、優生手術関係個人名簿（以下「個人名簿」といいます。）に記載されている個人のうち、手術の実施が確認できる個人について、その数を様式4-2の「①手術実施が確認できる個人記録」の欄に記入してください。

次に、個人名簿に記載されている個人のうち、優生手術が「適」とされた個人について、手術実施が確認できる個人を除いた上で、その数を様式4-2の「②優生手術が「適」とされた個人記録」の欄に記入してください。

最後に、個人名簿に記載されている個人のうち、優生手術が申請された個人について、手術実施が確認できる個人又は優生手術が「適」とされた個人を除いた上で、その数を様式4-2の「③優生手術が申請された個人記録」の欄に記入してください。

なお、「①手術実施が確認できる個人記録」、「②優生手術が「適」とされた個人記録」、「③優生手術が申請された個人記録」の人数の合計は、様式4-1の列数と同数になりますので、個人が重複してカウントされないようお願いします。

## 【調査5】保有する資料の提出

## ア) 調査内容

都道府県等が保有する全ての資料（調査1及び調査3の資料）について、その写しを提出してください。

## イ) 留意事項

○提出いただいた資料については、必要な調査分析等を行い、報告書として取りまとめることを予定していますが、その際、個人が特定されるなど個人の権利利益を不当に侵害することがないように適切に取り扱います。

○個人情報が含まれる資料については、調査分析を行うことのみを活用し、提出いただいた資料は責任をもって適切に保管いたします。

○本調査は法律に基づき国が実施するものであり、かつ、調査の目的を達成するためには



都道府県等の保有する資料の調査分析等が必要不可欠であることから、個人情報が含まれる資料については、少なくとも優生手術を受けた者の属性（性別、生年月日等）や手術の実施状況等（手術実施年月日、手術を受けた理由、手術の術式等）が明らかになるよう、個人情報を最大限開示していただきますようお願いいたします。個人の氏名や市町村以下の詳細な住所の情報は開示いただかなくても支障ありません。

○都道府県等が保有する資料のうち、厚生労働省ホームページ「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」（平成30年9月6日付）に掲載されている厚生労働省が保有する資料（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_01166.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01166.html)）と同じものについては、その写しを提出していただく必要はありません。

### 【調査6】その他

都道府県等において、厚生労働省の平成30年保管状況等調査に基づく調査結果や、当該調査に前後して都道府県等が独自に行った法に関する調査結果について、その概要や詳細がわかる資料を作成している場合には、当該資料を提出してください。

また、調査1及び調査3の資料のほか、優生思想を背景とした法に基づかない不妊手術（いわゆる法定外手術）に関して、現時点で把握している資料がありましたら、提出してください（個人情報の取扱いについては「【調査5】イ）留意事項」参照）。

## 5. 提出先

調査1から6の回答・資料は、下記提出先までDVD等の媒体に保存して送付してください。

※調査様式のファイル形式を変更せずに回答してください。

※提出する資料の写しは、PDF形式で保存してください。資料のPDF化に当たっては、可能な限り解像度を高くするなど、資料が判読しやすい状態での保存をお願いします。

※保存するファイル名は、「該当する調査番号＋ファイル名」とするなど内容が分かるようにしていただくようお願いいたします。（例：「（調査1）〇〇関係綴」等）

※調査1から6のファイル容量が少ない場合は（合計で7MB以下）、メールで回答していただいても構いません（「6. 本件照会先」参照）。

### 【提出先】

〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1  
衆議院第一議員会館B3 厚生労働調査室 宛

## 6. 本件照会先

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

直通：03-3581-5510 FAX：03-3581-7577

Mail：

(3) 調査様式

年	① 衛生手術申請書 ・法第4条 ・規則第2条 ・様式第1号	② 健康診断書	③ 遺伝調査書	④ 衛生手術適否決定通知書 ・法第5条第1項 ・規則第3条 ・様式第3号(1)	⑤ 衛生手術実施医師指定通知書 ・法第5条第2項 ・規則第3条 ・様式第4号	⑥ 再審査の申請書 ・法第6条第1項 ・規則第4条	⑦ 再審査に際して付された鑑定所長が衛生保健審査会の意見を	⑧ 衛生手術適否決定通知書 ・法第7条 ・規則第5条 ・様式第3号(2)	⑨ 重要事項に関して衛生保健審査会から提出された申請書 ・法第8条	⑩ 提出された身体の記録 ・法第9条	⑪ 衛生手術に関する費用として鑑定所長が交付した記録 ・法第11条第1項	⑫ 手術の費用について国に請求した記録 ・法第11条第2項
昭和23年 保存状況 件数												
昭和24年 保存状況 件数												
昭和25年 保存状況 件数												
昭和26年 保存状況 件数												
昭和27年 保存状況 件数												
昭和28年 保存状況 件数												
昭和29年 保存状況 件数												
昭和30年 保存状況 件数												
昭和31年 保存状況 件数												
昭和32年 保存状況 件数												
昭和62年 保存状況 件数												
昭和63年 保存状況 件数												
昭和64年 保存状況 件数												
平成元年 保存状況 件数												
平成2年 保存状況 件数												
平成3年 保存状況 件数												
平成4年 保存状況 件数												
平成5年 保存状況 件数												
平成6年 保存状況 件数												
平成7年 保存状況 件数												
平成8年 保存状況 件数												

＜調査事項＞  
 ・(1)～(12)については、資料の保存状況及び、全部又は一部保存の場合作成状況を記載してください。  
 ・(13)については、①からの情報が含まれる資料で、都道府県が独自で作成している資料(前)手術台帳、審査委員事務帳、回覧など)がございましたら、当該資料名を記載してください。必要に応じてセルを空欄として記入してください。  
 ・記載の様式名称、関係条項及び様式番号は、衛生保健法として施行されていた最終時点のもの(衛生保健法の一部を改正する法律(平成8年法律第108号)の施行期時点のもの)であり、過去の様式名称等については、調査要領を参照ください。

第2編 嚙生手術の実施状況等

年	①嚙生手術申請書 ・法第12条 ・規則第6条 ・様式第1号	②健康診断書 ・法第12条 ・規則第6条 ・様式第5号	③同意書 ・法第12条 ・規則第6条 ・様式第6号	④嚙生手術適否決定通知書 ・法第13条第1項 ・規則第7条 ・様式第3号(3)	⑤嚙生保健法に規定され た医師の名簿 ・法第14条第1項	⑥嚙生保健審査会の委員 名簿 ・法第16条	⑦嚙生手術実施報告書 ・法第25条 ・規則第27条(1) ・様式第12号	⑧嚙生手術実施報告票 ・法第25条 ・規則第27条 ・様式第12号(2)	⑨嚙生手術年報 ・法第25条 ・規則第27条(1) ・様式第14号	⑩その他	
										例) 手術台帳	例) 審査会議事録
昭和23年	保存状況 件数										
昭和24年	保存状況 件数										
昭和25年	保存状況 件数										
昭和26年	保存状況 件数										
昭和27年	保存状況 件数										
昭和28年	保存状況 件数										
昭和29年	保存状況 件数										
昭和30年	保存状況 件数										
昭和31年	保存状況 件数										
昭和32年	保存状況 件数										
昭和62年	保存状況 件数										
昭和63年	保存状況 件数										
昭和64年	保存状況 件数										
平成元年	保存状況 件数										
平成2年	保存状況 件数										
平成3年	保存状況 件数										
平成4年	保存状況 件数										
平成5年	保存状況 件数										
平成6年	保存状況 件数										
平成7年	保存状況 件数										
平成8年	保存状況 件数										





年	① 手術を受けた者 (第3条第1項第4号及び第5号に基づき実施された手術を除く)の数のうち、 性別別の数を示す。	② 手術を受けた者の第3条第1項の显当号番号												③ 第3条第1項第1号の手術を受けた者の性別・年齢階層												
		第1号		第2号		第3号		不明		男			女			男			女							
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	不明	不明	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明				
	全体数	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	不明	不明	男	女	不明	不明	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明
昭和23年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
昭和24年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
昭和25年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
昭和26年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
昭和27年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
昭和28年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
昭和29年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
昭和30年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
昭和31年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
昭和32年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
昭和62年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
昭和63年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
昭和64年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
平成元年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
平成2年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
平成3年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
平成4年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
平成5年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
平成6年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
平成7年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
平成8年	個人が特定できる件数																									
	全体数																									
合計																										
個人が特定できる件数																										
全体数																										

個人が特定できる件数を記載してください。

年	④第3条第1項第2号の手術を受けた者の性別・年齢階層																		
	男					女													
	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明	
昭和23年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
昭和24年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
昭和25年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
昭和26年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
昭和27年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
昭和28年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
昭和29年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
昭和30年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
昭和31年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
昭和32年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
~~~~~																			
昭和62年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
昭和63年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
昭和64年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
平成元年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
平成2年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
平成3年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
平成4年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
平成5年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
平成6年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
平成7年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
平成8年	全体数									全体数									
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数									
合計																			

年	⑤第3条第1項第3号の手荷を受けた者の性別・年齢階層																	
	男					女												
	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明
昭和23年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
昭和24年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
昭和25年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
昭和26年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
昭和27年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
昭和28年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
昭和29年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
昭和30年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
昭和31年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
昭和32年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
~~~~~																		
昭和62年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
昭和63年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
昭和64年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
平成元年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
平成2年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
平成3年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
平成4年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
平成5年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
平成6年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
平成7年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
平成8年	全体数									全体数								
	個人が特定できる件数									個人が特定できる件数								
合計																		





＜様式4-1＞優生手術関係個人名簿様式

整理番号	①記録に記載の氏名	②性別	③生年月日	④記録に記載の住所	⑤手術年月日	⑥手術の根拠条項号	⑦記録の種類	⑧手術実施医療機関名	⑨入所施設名 (施設入所者の場合)	⑩特記事項
例	〇〇 ××	女	昭和25年1月1日	△△県□□市〇〇町1-1	昭和45年1月1日	第4条	優生手術実施報告票	××病院	△△園	
1			年 月 日		年 月 日					
2			年 月 日		年 月 日					
3			年 月 日		年 月 日					
4			年 月 日		年 月 日					
5			年 月 日		年 月 日					
6			年 月 日		年 月 日					
7			年 月 日		年 月 日					
8			年 月 日		年 月 日					
9			年 月 日		年 月 日					
10			年 月 日		年 月 日					
11			年 月 日		年 月 日					
12			年 月 日		年 月 日					
13			年 月 日		年 月 日					
14			年 月 日		年 月 日					
15			年 月 日		年 月 日					
16			年 月 日		年 月 日					
17			年 月 日		年 月 日					
18			年 月 日		年 月 日					
19			年 月 日		年 月 日					
20			年 月 日		年 月 日					
21			年 月 日		年 月 日					
22			年 月 日		年 月 日					
23			年 月 日		年 月 日					
24			年 月 日		年 月 日					
25			年 月 日		年 月 日					
26			年 月 日		年 月 日					
27			年 月 日		年 月 日					
28			年 月 日		年 月 日					
29			年 月 日		年 月 日					
30			年 月 日		年 月 日					
31			年 月 日		年 月 日					
32			年 月 日		年 月 日					
33			年 月 日		年 月 日					
34			年 月 日		年 月 日					
35			年 月 日		年 月 日					
36			年 月 日		年 月 日					
37			年 月 日		年 月 日					
38			年 月 日		年 月 日					
39			年 月 日		年 月 日					
40			年 月 日		年 月 日					
41			年 月 日		年 月 日					
42			年 月 日		年 月 日					
43			年 月 日		年 月 日					
44			年 月 日		年 月 日					
45			年 月 日		年 月 日					
46			年 月 日		年 月 日					
47			年 月 日		年 月 日					
48			年 月 日		年 月 日					
49			年 月 日		年 月 日					
50			年 月 日		年 月 日					

<様式4-2>

個人記録の整備状況

自治体名: \_\_\_\_\_

名簿掲載人数計(①+②+③)	_____名
----------------	--------

内訳	
①手術実施が確認できる個人記録	_____名
(1)性別	男性 _____名 女性 _____名 不明 _____名
(2)条項別	4条 _____名 12条 _____名 不明 _____名
②優生手術が「適」とされた個人記録(①の記録があるものを除く)	_____名
(1)性別	男性 _____名 女性 _____名 不明 _____名
(2)条項別	4条 _____名 12条 _____名 不明 _____名
③優生手術が申請された個人記録(①又は②の記録があるものを除く)	_____名
(1)性別	男性 _____名 女性 _____名 不明 _____名
(2)条項別	4条 _____名 12条 _____名 不明 _____名

## 2 保健所設置市以外の市町村

### (1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査への協力について（依頼）（衆調発第6号 参調発第4号）（令和3年3月8日）

衆調発第6号  
参調発第4号  
令和3年3月8日

各都道府県 母子保健主管部（局）長 殿

衆議院調査局厚生労働調査室長  
（公印省略）

参議院厚生労働委員会調査室長  
（公印省略）

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査への協力について（依頼）

先般実施した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）第21条に基づく都道府県等調査につきましては、御協力をいただき、誠にありがとうございました。

このたび、更に保健所設置市以外の市町村に対し、同法第21条に基づく調査を行うことと致しましたので、下記について御協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1 保健所設置市以外の市町村への調査依頼関係書類の送付

貴都道府県管内の市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）に対して、次に掲げる別添の調査依頼関係書類を送付していただきますようお願いいたします。

##### 【保健所設置市以外の市町村への送付書類】

- ・旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査について（依頼）
- ・旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査要領
- ・調査様式
- ・旧優生保護法関係法令参照条文

#### 2 調査依頼関係書類の送付先市町村名等の提出

別紙様式に1の送付先市町村名等を記入し、令和3年3月19日（金）までに、[メールアドレス]宛てにメールにて御提出いただきますようお願いいたします。

[照会先]

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

直通：03-3581-5510 FAX：03-3581-7577

Mail：

&lt;別紙様式&gt;

都道府県名：\_\_\_\_\_

整理 番号	①市町村名	連絡先				⑥備考
		②担当部署	③担当者	④電話番号	⑤メールアドレス	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						

注1：②～⑤については、把握していない場合は記入していただくなくても結構です。送付先市町村が分かる既存の資料がある場合は、本様式に代わり当該既存資料を提出していただいて構いません。

注2：行が足りない場合は、必要に応じて行を追加して記入してください。

(2) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査について(依頼)(衆調発第5号 参調発第3号)(令和3年3月8日)

衆調発第5号  
参調発第3号  
令和3年3月8日

各市町村 母子保健主管部(局)長 殿

衆議院調査局厚生労働調査室長  
(公印省略)

参議院厚生労働委員会調査室長  
(公印省略)

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査について(依頼)

このたび、衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室におきまして、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を別紙のとおり行うこととなりました。

つきましては、旧優生保護法下において作成等が行われ、保健所設置市以外の市町村が現時点で保有している資料や記録について調査を行いますので、別添1の調査要領に基づき、別添2の調査様式に必要事項を記入の上、調査結果及び保有資料等の写しを令和3年6月18日(金)までに御提出いただきますよう御協力をお願いいたします。

以上

[送付資料]

(別添1) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査要領

(別添2) 調査様式

(別添3) 旧優生保護法関係法令参照条文

[照会先]

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

直通：03-3581-5510 FAX：03-3581-7577

Mail：

別紙及び（別添3）については省略



(3) 旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査要領

(別添1)

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく保健所設置市以外の市町村調査要領

**1. 目的**

本調査は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査の一環として実施するものであり、旧優生保護法(以下「法」といいます。)が存在した昭和23年から平成8年までの間、優生手術等が行われてきたことについて、優生手術の実施状況等を明らかにするため、保健所設置市以外の市町村が保有する資料や個人記録を把握・収集し、分析することを目的としています。

**2. 調査対象**

保健所設置市以外の市町村(特別区を除く。)が保有する資料や個人記録について、下記調査事項にしたがって回答してください。なお、公立の医療機関及び福祉施設において保全されている資料や記録は本調査の対象ではありません。

**3. 調査期限**

令和3年6月18日(金)までに調査結果及び保有資料等の写しをご提出ください。なお、提出後に新たに関連資料等が発見された場合や、回答に修正が必要な場合、また、期限内の提出が難しい場合にはご連絡ください。

**4. 調査事項(【調査1】、【調査2】)**

**【調査1】優生手術に関する資料等の保有状況について**

ア) 調査内容

市町村が保有する、次に掲げる(1)から(3)の資料等について、別紙の調査様式に記入し、提出してください。(調査様式は資料等を保有していない場合も提出してください。)

- (1) 法第3条(第1項第4号及び第5号を除く。)、第4条又は第12条に基づき行われた優生手術に関する個人記録(※1、2)
- (2) (1)以外で、優生手術に係る情報が含まれている資料(※3)
- (3) いわゆる法定外手術に関する資料(※4)

(※1) 優生手術:「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になります。

(※2) 個人記録:記録の媒体(紙媒体・電子媒体)を問わず、面談記録やケース記録等の個人の記録であって優生手術が行われた(又は行われた可

能性がある) ことが分かるものをいいます。個人記録には、氏名・性別・住所・生年月日等の記載の一部が欠落しているものを含みません。

(※3) 優生手術に関係する情報が含まれている資料：個人のケースに関連しない優生手術一般に関する資料をいい、統計資料や説明資料、記録等が該当します。(具体例…〇〇統計、〇〇白書、パンフレット、手引き、国や自治体等からの通知、事務連絡、疑義照会等)

(※4) いわゆる法定外手術に関する資料：優生思想を背景とした法に基づかない不妊手術に関する資料で、現時点で把握しているものをいいます。

#### イ) 調査様式への記入上の留意点

○「①都道府県名」「②市町村名」「③担当部署」「④担当者」「⑤電話番号」「⑥メールアドレス」を記入してください。

○「⑦資料等の保有状況」について、「有」「無」のいずれかを選択してください。

※ア) の(1)から(3)のいずれかの資料等を保有している場合は、「有」を選択してください。

○「⑧個人記録の有無」について、「有」「無」のいずれかを選択してください。

○「⑨個人の数(合計)」には、ア) の(1)の個人記録において確認できる優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)個人の数(合計)を記入してください。なお、可能な限り、個人の重複を除いた実人員を記入してください。

○「⑩保有している資料等の内容」には、保有している資料等について、「⑦資料等の名称」、「①資料等の作成時期」、「⑨個人記録の数」を記入し、⑤「その他(留意事項等)」には、留意事項等を必要に応じて記入してください。

※「⑨個人記録の数」には、個人記録において確認できる優生手術が行われた(又は行われた可能性がある)個人数を記入してください。なお、可能な限り、個人の重複を除いた実人員を記入してください。

○資料等が多い場合は、必要に応じて行を追加し、記入してください。

### 【調査2】保有する資料等の提出

#### ア) 調査内容

保有する全ての資料等(【調査1】の調査様式に記載した資料等)について、その写しを提出してください。

#### イ) 留意事項

○提出いただいた資料等については、必要な調査分析等を行い、報告書として取りまとめることを予定していますが、その際、個人が特定されるなど個人の権利利益を不当に侵害することがないように適切に取り扱います。

○個人情報が含まれる資料等については、調査分析を行うことのみを活用し、提出いただいた資料等は責任をもって適切に保管いたします。

- 本調査は法律に基づき国が実施するものであり、かつ、調査の目的を達成するためには市町村の保有する資料等の調査分析等が必要不可欠であることから、個人情報が含まれる資料等については、少なくとも優生手術を受けた者の属性(性別、生年月日等)や手術の実施状況等(手術実施年月日、手術を受けた理由、手術の術式等)が明らかになるよう、個人情報を最大限開示していただきますようお願いいたします。個人の氏名や市町村以下の詳細な住所の情報は開示いただかなくても支障ありません。
- 市町村が保有する資料等のうち、厚生労働省ホームページ「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について」(平成30年9月6日付)に掲載されている厚生労働省が保有する資料([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_01166.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01166.html))と同じものについては、その写しを提出していただく必要はありません。(この場合、その旨を別紙の調査様式の「⑩保有している資料等の内容」の「㊦その他(留意事項等)」に明記するなど、【調査2】の提出データには含まれていないことが分かるようにしてください。)

## 5. 提出先

【調査1】及び【調査2】の回答・資料等は、下記提出先までDVD等の媒体に保存して送付してください。(資料等を保有していない場合は、yuuseihogo@shugiin.jk.go.jpまで、調査様式をメールで送付してください。)

※調査様式のファイル形式を変更せずに回答してください。

※提出する資料等の写しは、PDF形式で保存してください。資料等のPDF化に当たっては、可能な限り解像度を高くするなど、資料等が判読しやすい状態での保存をお願いします。

※保存するファイル名は、資料等の名称を明記するなど、内容が分かるようにしていただくようお願いいたします。(例:「優生手術関係綴(昭和23~24年)」等)

※ファイル容量が少ない場合は(合計で7MB以下)、メールで回答していただいても構いません。

### 【提出先】

〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1  
衆議院第一議員会館B3 厚生労働調査室 宛

## 6. 本件照会先

衆議院調査局厚生労働調査室

調査員

直通: 03-3581-5510 FAX: 03-3581-7577

Mail:

(4) 調査様式

(別添2)

<別紙：調査様式> ※資料等を保有していない場合も①～⑨を記入し、提出してください。

①都道府県名	②市町村名	連絡先				⑦資料等の保有状況	⑧個人記録の有無	⑨個人数の人数(合計)
		③担当部署	④担当者	⑤電話番号	⑥メールアドレス			
						無	無	0人

⑩保有している資料等の内容

整理番号	⑦資料等の名称	④資料等の作成時期	⑦個人記録の人数	⑩その他(留意事項等)
1	(例)面談記録	昭和〇年	1人	
2	(例)優生手術関係綴り	昭和〇年～平成〇年	5人	
3	(例)優生保健法関係通知集	昭和〇年～平成〇年	—	
4	(例)優生手術の手引き	昭和〇年〇月	—	〇頁に法定外手術に関する記述
5				
6				
7				
8				
9				
10				

第2編 優生手術の実施状況等

3 優生手術申請書の申請理由一覧

この一覧は、都道府県等より提供を受けた優生手術申請書に記載された情報を基に作成したものである。(2,522件、順不同)

(注1) 資料の破損等により単語の一部が読み取れない場合、「■」を用いた。

(注2) 資料にマスキングがかけられている部分について、「■」を用いた。

(注3) 資料に個人名等の記載があった場合、「[~名]」を用いた。例えば、「夫○○」との記載があった場合、「夫[氏名]」と記載した。

(注4) 申請条文として「第5条」と記載されていたものは第4条に、「第11条」、「第13条」と記載されていたものは第12条に分類した。

(注5) 申請理由中、人権上不適切な語句や表現等、また現在では使用されていない病名等が見られる場合があるが、旧優生保護法施行当時の社会情勢等を考慮して、申請書に記載されたまま掲載した。

手術を受くべき者	申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)		申請年代
				診療科名	申請条文	
	20代	女	別紙民生委員の調書の通り本人は精神薄弱の上先天性聾啞者であり且つ子孫にこれが遺伝する虞れがあるためその遺伝を防止するためにも優生手術を行うことが公益上必要と認められる。	精神科	4条	昭和20年代
	20代	女	精神分裂病ノタメ	産科 婦人科	4条	昭和20年代
	20代	女	法第4条	精神科	4条	昭和20年代
	20代	女	不明	精神科	4条	昭和20年代
	20代	女	法第4条	精神科	4条	昭和20年代
	20代	男	法第4条	精神科	4条	昭和20年代
	30代	女	法第4条	精神科	4条	昭和20年代
	30代	男	昭和11年頃(18才)より精神分裂病に罹患し現在軽快状態ではありますが結婚を希望し相手の女性(現在[医療機関名]入院中)も精神分裂病の軽い欠陥状態にあります。	精神科	4条	昭和20年代
	20代	女	病名 精神分裂病。発病 昭和18年頃。幻覚、不安、興奮を以て始つたが、間もなく沈静し、保養院をへて昭和20年4月14日[医療機関名]に入院。以来、軽度の情意鈍麻を呈して、平静に作業療法に従事しつつあるが、在院不要と認めて近日中に退院の見込である。当人は退院後結婚の見込あり。具体的に結婚話が進行しつつあるが、その為優生手術をうける必要があると考へられる。当人の家系には精神病者はないが、同胞には分裂気質の著明なものがある。	精神科	4条	昭和20年代
	20代	女	躁鬱病、精神薄弱(外因及審美的■化■証明を得ず)	精神科	4条	昭和20年代
	10代	女	法第4条	不明	4条	昭和20年代
	10代	女	法第4条	産科 婦人科	4条	昭和20年代
	20代	女	遺伝的精神薄弱にして意志不安定性性格異常を合併す。退院後、優生的、社会的見地より手術を必要と認む。	精神科	4条	昭和20年代
	20代	女	優生法第2章第4条別表該当に依る精神障害理由	産婦人科	4条	昭和20年代
	30代	女	右患者は現在精神分裂病の妄想型欠陥状態にあるものであるが、近來病状固定し、家庭において保護、看護することも不可能ではない状態に落つて居る。そこで今後情況により退院せしめるやうになるかも知れない。その際妊娠をすれば、当人の精神状態に悪影響を及ぼすと共に、子供に遺伝的負因を胎し且子の養育は不可能と思はれるので、優生手術を申請する次第である。もっとも患者の家系には他に精神分裂病者は認められない。	精神科	4条	昭和20年代
	40代	男	本患者は別紙診断書の如き精神分裂病者であつて、現在入院中であるが近日中に退院の予定である。患者は既に2子を上げているが、尚妻も健在であり加へて本疾病を考慮する時は社会的にも優生学的にも優生手術を適用する必要があると考へられる。尚患者の血族に分裂病患者はないが父親が或程度の性格偏倚を持つてをり、父方の祖母が精神科にかつた。	精神科	4条	昭和20年代
	20代	女	右ノ者白痴ニシテ(遺伝性精神薄弱ノ■ニ該当シ)幼時ヨリ強度ナル為結婚前ニオイテステニ妊娠ヲナシ、当院ニテ中絶ノ予定デアリガ、向後モ妊娠ノ可能性アリ。公益上、本人、家族(又ハ出生スルモ遺伝ニヨリ再ビ白痴ノ生ズルオソアレリ)ノ為ニ害アリトミトメル。	産婦人科	4条	昭和20年代
	30代	女	優生法第2章第4条別表該当に依る精神障害理由	産婦人科	4条	昭和20年代
	40代	女	優生保護法第4条 遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和20年代
	20代	女	病名 遺伝性精神薄弱 自身の姓名をようやく口答す生年月日は勿論年令等自答し得ず、快、不快防衛運動等はあるが幾分精神作用も認められる知力の発育程度は2-3歳の小児の状態に止り居る白痴の状態である。	産科 婦人科	4条	昭和20年代
	20代	男	一、右者遺伝性精神薄弱でその程度は白痴に属する 二、窃盗、性的非行為等公安を害する非行為あり	精神科	4条	昭和20年代
	10代	女	遺伝性精神薄弱(白痴)	内科 小児科	4条	昭和20年代
	30代	女	生來の精神薄弱のため義務教育も受けず現在5人の子供有れど長男次男共に母親同様の有様にて義務教育は受りをも名のみなり	全科	4条	昭和20年代
	20代	女	患者は昭和24年4月より昨年10月末まで毎年4、5月頃より10月頃まで精神分裂病的状態となる。「冬期は良好なり」昨年6月13日来院したるも一見して精神分裂症と思はれたので精神科を訪れる様にすめた。患者は未婚なるも発狂状態にある 昨年8月15日より3日間の月経を最後に閉経し現在妊娠7か月にして近く優生保護法第12条(同第5条第1項第1号に該当)の規定により人工妊娠中絶術を行う見込なり。なお別紙の如く遺伝性関係を認め、優生保護法第4条に該当するものと考へる	産婦人科	4条	昭和20年代
	10代	女	6、7才の知脳程度で数は100まで数へるが、癲癇様発作が月に数回あり一昨年頃から他人の物を持つて歸るやうになつた。	精神科	4条	昭和20年代
	20代	女	5、6才の知脳程度で目下は性に醒めて夜間不眠がしばしばある	精神科	4条	昭和20年代
	30代	女	法第4条 遺伝を防止する為に優生手術を行ふことが公益上必要と認める	不明	4条	昭和20年代
	20代	女	優生法第2章第4条別表該当に依る精神障害理由	産婦人科	4条	昭和20年代
	20代	女	つんぼ(別紙[医師名]氏診断書に依る)	産婦人科	4条	昭和20年代
	20代	女	本人ハ10才頃ヨリ精神分裂病ニシテ優生保護法第4条ニ該当スル。	産婦人科	4条	昭和20年代
	20代	女	優生保護法第4条	精神科	4条	昭和20年代
	30代	女	患者は精神病質者で感情の動揺が著しく又環境の影響を強く受ける傾向があり甚しい時は衝動的に暴力行為にまで至る。その為、妻子を殺害し精神鑑定の上、精神衛生法により措置入院をとらせている。最近では平静で院内作業に従事しているが、夫の希望もあり又精神状態もよいで近く退院の手続がとられようとしているが、遺伝的因子も少なからず存在するので優生学的に処置を施す必要があると考へる。	精神科	4条	昭和20年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診察科名		
20代	女	病名、遺伝性精神薄弱 自身の姓名をようやく口答す。生年月日は勿論年齢を自答し得ない。快不快防衛運動等もあり、幾分精神作用は認められる。知力の発育程度は3-4歳の小児の状態に止り居る白痴の状態である。	産婦人科	4条	昭和20年代
20代	女	法第4条遺伝を防止する為優生手術を行うことが公益上必要と認める	産婦人科	4条	昭和20年代
20代	女	生来知能発達極メテ不良ニシテ、8才頃ヨリ毎月2-4回てんかん発作ヲ来ス	産婦人科	4条	昭和20年代
30代	女	遺伝性精神薄弱のため	不明	4条	昭和20年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和20年代
30代	男	優生保護法第4条	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	産婦人科	4条	昭和20年代
10代	男	精神薄弱症(重症痴愚)性欲異常	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	精神薄弱症(痴愚)(遺伝性)	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	精神薄弱症(痴愚)性欲異常	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	精神薄弱症(痴愚)(遺伝性)	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	精神薄弱症(白痴)性欲異常 癲癇症	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	産科 婦人科	4条	昭和20年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	産科 婦人科	4条	昭和20年代
10代	男	先天性精神薄弱(痴愚)と精神分裂病の併発	精神科	4条	昭和20年代
不明	女	遺伝性聾啞	産科 婦人科	4条	昭和20年代
20代	女	精神薄弱、啞者ノ遺伝性	内外、産婦人科	4条	昭和20年代
30代	女	遺伝性精神病(てんかん)のため	不明	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	優生保護法第4条別表4に該当、 本人は聾啞者であり血族中数人の聾啞者があり公益上必要と認	産婦人科	4条	昭和20年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	産科 婦人科	4条	昭和20年代
10代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症(痴愚)	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症(重症痴愚)	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	精神薄弱症(痴愚)性欲異常	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症(痴愚)	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和20年代
不明	男	白痴	精神科 内科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	遺伝性精神薄弱	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神病質(常習犯罪者)	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病による	内科 外科 産婦人科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病(破瓜型)	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	癲癇性精神病	精神科 内科	4条	昭和20年代
20代	男	抜枝性破瓜型	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	精神分裂症	産科 婦人科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病による	内科 精神科 神経科	4条	昭和20年代
不明	女	精神分裂病	不明	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病であるので悪質遺伝の恐れがある。	精神神経科	不明	昭和20年代
30代	男	精神分裂病であるので悪質遺伝の恐れがある	精神神経科	4条	昭和20年代

第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者		申請理由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
申請時年齢 (年代)	性別		診療科名		
40代	男	精神分裂病であるので悪質遺伝の恐れがある	精神神経科	4条	昭和20年代
40代	男	精神分裂病であるので悪質遺伝の恐れがある	精神神経科	4条	昭和20年代
10代	男	精神薄弱症（重症痴愚）	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	精神薄弱症（白痴）	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	遺伝性ろうのため	内科	4条	昭和20年代
10代	女	接枝性破瓜病	精神科 内科	4条	昭和20年代
10代	男	精神分裂病	精神科 内科	4条	昭和20年代
10代	女	接枝分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	躁鬱病（躁型）兼精神薄弱	精神科 内科	4条	昭和20年代
20代	女	遺伝性精神薄弱による。	産婦人科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科 内科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病（接枝性分裂病）	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂症	産婦人科	4条	昭和20年代
10代	女	不明	不明	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	患者は昭和22年頃（25才）から発病したと思はれる精神分裂病（破瓜型）患者で現在、現住所に住んでいるが特に理由なく外出徘徊し、2晩3晩も帰らないことがしばしばである。過去に3回妊娠し、相手の男性の氏名も未詳の状態人工妊娠中絶を行っている。今後も同様に妊娠する危険が極めて大である。	精神々経科	4条	昭和20年代
40代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神薄弱	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神薄弱	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神薄弱	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	19才・25才の時躁病にかかったことがある。	精神神経科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	白痴（先天性）	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	産婦人科	4条	昭和20年代
10代	女	接枝分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	躁病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神病質	精神科	4条	昭和20年代
40代	男	遺伝性精神薄弱	産科 婦人科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	接枝分裂病（精神分裂と	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病兼ヒロポン中毒症	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	精神病質（兼ヒロポン中毒	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	遺伝性精神薄弱症（軽症痴愚）異常性欲	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症（痴愚）	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	遺伝性精神薄弱症	精神科	4条	昭和20年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症（痴愚）	精神科	4条	昭和20年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代

手術を受くべき者		申請理由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
申請時年齢 (年代)	性別		診療科名		
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
40代	女	右の者遺伝性精神病者であるので優生保護法第4条に該当するので優生手術を行いたい	産婦人科	4条	昭和20年代
10代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和20年代
10代	女	精神分裂病	神経科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	神経科	4条	昭和20年代
20代	女	精神分裂病	神経科	4条	昭和20年代
30代	女	精神分裂病	神経科	4条	昭和20年代
20代	男	遺伝的には父親が軽い精神薄弱者であり、当人も生来知能の発達が遅れ、小学校の成績は最下位であった。18才頃一時精神分裂病の緊張病様症状を呈し〔医療機関名〕に入院（昭和27、2月-6月）退院後は簡単な作業に従事していたが、昭和29年10月5才の女児に対し強姦し負傷させた事件を起した。現在は知能年齢7才、知能指数43、重症痴愚程度の精神薄弱者であり、女性に対して異常な関心を示す点、充分な思考、判断能力を欠く点等から、今後も同様の事件を引起す可能性もあり、社会的に危険と考えられること、及、今后遺伝学上からもかかる因子が子孫に伝はることをおそれるので申請する次第である。	精神科	4条	昭和20年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和20年代
10代	男	遺伝性精神薄弱（痴愚）	神経精神科	4条	昭和30年代
不明	男	本人は精神薄弱（白痴）にして姓名も区別して言へず数字も1から50まで数へるのが漸くの程度なるに既に妻帯して5年にもなるが全然生活能力なく近親の迷惑的存在なり	精神々経科	12条	昭和30年代
20代	女	本人は精神薄弱（痴愚）にして父母の名も満足に判らず結婚後5年にもなるがこの間父不詳の子（小学1年生）あり。今日まで相手の判らぬ妊娠を3回してをり今の夫も白痴で生活能力なし	精神々経科	12条	昭和30年代
30代	女	患者は生来性の精神薄弱、性格異常であり、昭和20年7月（25才）頃、精神分裂病発病。そのため昭和24年10月勤め先の子を傷害、死に至らしめ、精神鑑定の結果、精神衛生法により措置入院せしめられ、現在に至っている。最近是比较的平静であるが時々感情不安となり、暴行がみられる。優生学的処置が必要であると考え。 （尚昭和25年5月2日ロボトミーを受けている）	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	遺伝性精神病質	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	（外傷性精神病）顕著な性欲異状	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	本名は精神薄弱（白痴に近し）病にして、寧ろ、遺伝性、性来性と言ふを得べき事理の認識力全然なく、常に徘徊、放浪癖あり加ふるに性欲倒錯状況にて、 <b>ニ</b> なきに過去5度も懐妊して <b>ニニ</b> 状況なり	マスキング	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱症	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症（痴愚）	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症（痴愚）	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱症	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	本人は（陈旧性）精神分裂症にして断種法を施行すれば治ると考へて居り、亦家人もそれを希望して居るので同意書をそへ優生手術を申請するものである	精神々経科	12条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病（破瓜型）による症状のため、生活上の脱線行為が多く常時一定の目的もなく無断に外出徘徊することがある。そのような状態なので異性の誘惑に乗ることも多く現在までに2回も妊娠している。一旦病状が軽快して退院せしめても再びこの様な誤りを犯す危険が多いので優生手術を申請する次第である。	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	悪質遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	性来の白痴にして病識なく、且過去数度に涉り、懐妊したるも関係する男性を知らずその都度民生委員の世話になつて処子して居り、今回も既に妊娠7ヶ月となつて居るが、徘徊癖あり、家によりつかず然も帰宅すると家人に乱暴する為、全く処子に窮し今回の申請に及ぶものである	精神々経科	12条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱（痴愚）	産科 婦人科	4条	昭和30年代



第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者		申請理由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
申請時年齢 (年代)	性別		診療科名		
10代	女	母の弟にてんかんあり。本人も精神薄弱兼てんかんで優生保護の見地より優生手術を希望する	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
40代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
40代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	本人は別紙診断書に見る通り性来の精神薄弱（■■痴愚）にして全然独立の性計を営み得ず加えて色情的言動著名なる上 上記疾患の 為め行為の抑制を欠き為に良家の子女に対し危害を及ぼす如き、状況見当せられるので、疾患の遺伝を防止し且社会的公益保 護の意味からも優生手術を申請するものである	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	昭和26年12月18日 浮浪中保護され同年同月25日 当学園に入園 精神薄弱（白痴）夜尿 重度斜視 近視 放浪性あり	精神科	12条	昭和30年代
不明	女	浮浪児にて昭和21年8月進駐軍に拾はれ■■■■に保護され精神薄弱のため 昭和25年8月12日当学園に入園する 精神薄弱の程度は、痴愚 初潮昭和29年	精神科	12条	昭和30年代
30代	女	私生児の分娩により悪質な遺伝因子を伝える危険あるため	不明	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条別表2号遺伝性精神薄弱者と認める	産婦人科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性の精神薄弱でその程度も比較的高度で生活能力もないため。	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	本人の遺伝性疾患を防止することが公益上必要であると認めるため。	精神科	4条	昭和30年代
10代未満	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に依り申請する	小児科	4条	昭和30年代
10代	女	家系に精神病・てんかんなどはないが、色情的傾向が著しい。	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	男	家系に精神病は発見出来ないが、色情的傾向が強い。	神経精神科	4条	昭和30年代
30代	女	父系伯母、精神病。現在まで2-3の男関係があり、母が不慮の妊娠を心配している。	神経精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	舞蹈病並遺伝性変質者	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	躁、うつ病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	接枝性分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	精神分裂病二付	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	精神分裂症に付	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	真性てんかん	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	神経精神科	不明	昭和30年代
10代	女	白痴（遺伝性精神病且つ性欲異常）のため	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	不明	昭和30年代
30代	女	真性てんかん（遺伝性）	外科 産婦人科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	接枝分裂病	神経科	4条	昭和30年代





手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	妊娠によつて精神分裂症発病のおそれがあると認めるので優生手術を必要とする	産婦人科 外科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	不明	昭和30年代
40代	女	遺伝性精神薄弱	婦人科 内科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝性精神薄弱のため優生手術を必要とする。	内 児科	4条	昭和30年代
10代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	3才頃熱病にかつた。後天的なものか、先天的なものかはつきりしない。小学2年頃から窃盗癖を生じた。警察でも手を焼いている。性的な非行は現在までの所はないが、青年期に達しているから、将来、性的犯罪の恐れなしとしない。	精神科	12条	昭和30年代
20代	男	19才発病、[医療機関名]に入院したことがある。強姦未遂事件を起したが、精神異常のため、刑の執行猶予となり、昭和32年1月から入院している。未だ精神症状の好転が見られず、将来の見通しも■■■的である。	精神科	12条	昭和30年代
20代	女	生れつき知能の発育が悪い。しばしば破衣、興奮したという。学校は通つただけである。両親がいないようで、義母が保護者になっている。月経だけは順調のようだから、遺伝性かどうか明かではないが、■■■を行う方がいいと思われる。	精神科	12条	昭和30年代
20代	女	好色妄想甚だしく公安風紀を乱すおそれあり	精神、神経科	12条	昭和30年代
30代	女	脱衣、破衣、好色的言動あり公安、風紀を乱すおそれあり	精神、神経科	12条	昭和30年代
30代	女	本人が精神薄弱である	産婦人科	12条	昭和30年代
不明	男	優生保護法第4条該当の為	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	梅毒■■反応■■陽性 夫婦ともに精神薄弱にして子を蓄へるに過ぎず	皮膚泌尿器科	12条	昭和30年代
50代	男	夫婦ともに性来精神薄弱(アルコール■■■症)及陰囊小腔にして子孫を蓄へるに過ぎず	皮膚泌尿器科	12条	昭和30年代
20代	男	精神薄弱(魯鈍)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病(時に色情的な行為がみとられる)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	不明	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	不明	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	不明	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	不明	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	第4条により公益上遺伝疾患を防止するため優生手術を行ふ	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	第4条により公益上遺伝疾患を防止するため優生手術を行ふ	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱(殊に性格変化著明なため)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	精神分裂病(遺伝防止のため)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	精神分裂病(遺伝防止のため)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	精神分裂病(遺伝防止のため)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代

第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者		申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
申請時年齢 (年代)	性別		診療科名		
不明	男	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	本人が進行麻痺欠陥治療状態	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	不明	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	先天性精神薄弱者にてしばしば衝動的に粗暴な行為あり	内 児科	12条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	女	不明	神経科 精神科	4条	昭和30年代
20代	男	遺伝性精神薄弱(先天性、白痴)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	神経科 精神科	4条	昭和30年代
10代	女	接枝分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神薄弱の過動性精神病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	陳旧性分裂病(荒唐状態)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病(破瓜型)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病(破瓜型)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	接枝分裂病(陳旧性)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	陳旧性分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病(破瓜型)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	神経精神科	不明	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条、手術を受くべき者の父は早発性痴呆症にて既に死亡。本人は、精神状態躁鬱性にして、既に無断家出2回警察の保護を受く。	産婦人科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱症(魯鈍)	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症(重症痴愚)	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱症(重症痴愚)	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	本人精神薄弱顕著な性欲異常	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病(破瓜型)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	陳旧性分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	女	陳旧性分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	精神薄弱のヒステリー状態	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	女	精神分裂病(陳旧性)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	先天性精神薄弱(魯鈍)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	身体特に健康なるが遺伝性精神病者の為優生学上卵管結紮を必要とする。	不明	不明	昭和30年代
20代	女	精神薄弱	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	接枝分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	陳旧性精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	本人は別紙診断書に見る如く性来の精神薄弱にして、徘徊、外泊癖を有し、良識なく自己行為の抑制を欠き、且土地の不良の徒に欺られて既に数回妊娠して居り家計も困難にして本人自体到底独立の性計を営む能力もないので疾患の遺伝を防止し社会的公益保護の上からも優生手術の必要を認めるものである	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	接枝性分裂病にして知能低くしばしば興奮し、性欲高進す。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	聴覚言語不自由、精神薄弱、狭骨盤なる為	産婦人科	12条	昭和30年代
10代	男	遺伝性先天ろう	内科 小児科	4条	昭和30年代

手術を受くべき者		申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
申請時年齢 (年代)	性別		診療科名		
10代	男	遺伝性先天聾	内科 小児科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神薄弱症	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	男	本人が精神分裂病である	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神薄弱(白痴)	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性てんかん性精神病並びに精神薄弱	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	男	優生保護法第4条	全科	4条	昭和30年代
20代	女	てんかん	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	別紙診断書の通り精神発達不良でしかも性的発達も早い。性的交渉のみに没頭しその為に徘徊、家人に対する暴行が多く尚養護施設における教育を不可能としている。又別紙遺伝調査書の如く家系に精神異状者多く遺伝負担が濃厚であると考えられる。両親も本人の性的■■■に対し監護困難な為優生手術を切望している	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	近日中にロボトミーを施行し、不機嫌、興奮発作がなくなれば退院して家庭で看護をする予定である。保護義務者をはじめ家族一同が同意し、本人も納得している。優生保護法第13条による優生手術を申請するものである。	精神科	12条	昭和30年代
不明	女	優生保護法第4条により(別表第1号 本人精神分裂病)	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	好色の言行甚だしく徘徊あり	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	徘徊 好色の	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	好色の	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	徘徊 好色言行	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝性精神薄弱症アルタメ。遺伝ヲ防止スルタメ公益上必要デアルト認ム。	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	不明	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病	不明	4条	昭和30年代
10代	女	精神薄弱	産科 婦人科	4条	昭和30年代
不明	不明	本人がてんかん(1ヶ月7-10回の発作あり)	産婦人科	12条	昭和30年代
20代	女	生来癲癇の為、知能の發育著しく遅延し、身体は健康なるも指南力に乏しく正常なる精神の下に生活を営み得ざるものと認む。	全科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱並ニ同性性■■の素質遺伝しあり且つ生活困きう薄幸なる子孫の出生■■■を防止絶対的公益上必要と認められるため。尚本人は現妊娠5ヶ月にて遺伝防止緊急に迫られあり。	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	本人は別紙診断書の通りにして不断徘徊、外泊し良識なく、自己行為の抑制なく、土地の知名士宅を訪問家人特に兄嫁の悪口、雑言を訴えて居り、今まで昭和26年7月頃■■■■に入院その後当院に2度3度入院、入院生活通算2年有るも尚且症状は上記の如く一向に好転せず、不断独語空笑し好色、徘徊癖を有し本人自体到底独立の生計を営むこと困難なる者と認められた	精神科 神経科	不明	昭和30年代
20代	女	周期性躁病	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	男	法第4条	整形外科	4条	昭和30年代
30代	女	法第4条	全科	4条	昭和30年代
20代	女	本人及び夫、実子と血族関係に強度な遺伝病者(奇形)が存在している。今後同病の増加を防止する為	産婦人科	不明	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	健康診断書に記載の如く本人は精神分裂病の欠陥状態にあり、内閉的で本人の精神内界を察知することが出来ず、外出徘徊して見知らぬ男と肉肉関係を結んだ既往歴もあり、優生保護法第4条に当るものと思われる。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	実母実姉が精神病である。実姉は現在本院に精神分裂病の診断のもとに入院している。好色で有るため公安を乱す	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病で有り、徘徊有り特に夜間甚だしいため公安を乱す。	精神科 神経科	不明	昭和30年代
30代	女	精神分裂病であり、わいせつ言行甚だしく公安を乱すおそれあり	精神科 神経科	不明	昭和30年代
30代	女	好色的にして、裸体、破衣症あり、わいせつ行為あり。公安を乱すおそれあり。	精神科 神経科	不明	昭和30年代
20代	女	本人が痴愚であって、現在の処遺伝関係は認められないけれども高等感情の鈍麻が明らかに認められ、自発性なく判断力、理解力の著しい欠陥あり、社会的適応性に乏しい。	産婦人科	12条	昭和30年代
30代	女	劣等なる遺伝を防御するため	精神科 神経科	不明	昭和30年代
10代	女	先天性白痴症の遺伝を予防する必要があるため。	婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂症による呆痴状態であるため子孫に同病の遺伝する事を予防するため並びに妊娠の継続により同病の増悪の可能性あるため。	婦人科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性先天聾	内科 小児科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性先天聾	内科 小児科	4条	昭和30年代

第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	男	接枝分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	接枝分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	接枝分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	遺伝性精神薄弱	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	再■を繰返しておりその遺伝中絶を目的として	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝中絶の目的	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝中絶の目的	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	マスキング	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	生来知能の発育は遅滞し現在痴愚状態であるが12～3才の頃から性的異常行為(窃盗癖、強姦未遂)が目立ちこれ等の異常行為は成長と共に助長される傾向がある。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	精神分裂病である本人の悪質遺伝を防止する為	神経精神科	12条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱	産婦人科	12条	昭和30年代
50代	男	遺伝性精神薄弱で劣等因子遺伝防止の為め	全科	4条	昭和30年代
30代	女	本人は精神分裂病に罹患しており、現在病状軽快退院の予定であるが、再発のおそれなしとせず、また挙子3人の内3番目の女子分娩後病像が悪化したこともあるので、今回退院前に優生手術を行うことが妥当であると考え。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱	婦人科	12条	昭和30年代
30代	女	重症痴愚(頭書の疾患にて現在まで操行悪しく既に5回の妊娠及び分娩をなし男親不明なり)	産婦人科	不明	昭和30年代
30代	女	本例は父系に濃厚な遺伝的負因を有し、且つ発病以来約2年間種々の治療を施行したが完全寛解には至らなかったものである 本人の年令その他から今後も尚妊娠分娩の機会も多いと考えられる 従ってより以上に本病の遺伝を避けるため優生手術を要するものとする。	精神神経科	不明	昭和30年代
20代	女	痴愚(配偶者も遺伝性聾啞の劣等因子遺伝防止のため)	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	てんかん性白痴症	内科 小児科	4条	昭和30年代
20代	女	第12条により保護義務者の同意を得て、本人保護の目的の為申請致します。遺伝防止の為の強制的意味合のものではありません。	産婦人科	12条	昭和30年代
不明	男	精神薄弱	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病に罹患中(幻聴、好色妄想、作為思考等の症状あり)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病(単純痴呆型) [医療機関名] 精神科の診断書に依る	外科 内科 産婦人科	不明	昭和30年代
10代	女	精神薄弱者	神経精神科	不明	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	社会的協同生活不能のため	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	男	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	男	接枝性分裂病	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病に罹患するため	精神科	(3条)	昭和30年代
20代	女	病名、痴愚、上記の疾病あり。両親死去。適当な監督者なく容易に暴行をうけ、現在までにしばしば妊娠、死産をくりかえす。	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病に罹患するため	精神科	(3条)	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病に罹患するため	精神科	(3条)	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病に罹患するため	精神科	(3条)	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である躁鬱病に罹患するため。(本人の希望もあり。)	精神科	(3条)	昭和30年代
40代	男	別紙精神衛生鑑定書の通り	泌尿器科	4条	昭和30年代
30代	女	欠陥像を呈した精神分裂病でありまた妊娠により病状が悪化し幻覚妄想が著明になる。	精神科	(3条)	昭和30年代
30代	女	精神分裂病(破瓜型)による症状のため、特に性的脱線行為が多く異性の誘惑に乗りやすく、又しばしば強姦されたと妄想し、一旦症状が軽快して退院させても危険が多いので優生手術を申請する次第である。	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	母祖父等精神分裂症・本人精神薄弱	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神病の為	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	社会的協同生活不能のため	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	マスキング	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	マスキング	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	マスキング	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	マスキング	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代

手術を受くべき者		申請理由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
申請時年齢 (年代)	性別		診療科名		
不明	マスキング	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	マスキング	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病に患しあるため	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病に患しあるため	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	遺伝性疾患である精神分裂病に患しあるため	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	本人及び夫、実子と血族関係に強度な遺伝病者が存在しているので今後同病の増加を防止する為	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	男	遺伝性疾患である精神分裂病に患せるため	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	高等感情が鈍麻して、性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
10代	女	てんかん性精薄のため。(遺伝性)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	高等感情が鈍麻して、性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
不明	男	遺伝防止の為	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止の為	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	躁うつ病 躁状態になると好行言行甚だしく公安を乱す。母方叔父に同病ありて遺伝傾向あり	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にして人格荒廃状態にあり 好色言行あり並に実母実姉が本病に患し遺伝傾向あり。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	男	生来知能発育不良なるに尚精神分裂病を併発し人格荒廃著明にして好色言行あり 公安を乱すおそれあり	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	本人は15才頃より精神病にて、以来3回入院し治療するも妊娠するたびに悪化する。なお、本人の祖母精神病のため今後同病者の増加を防止するため。	不明	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝性疾患である精神分裂病に患しあるため	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性聾啞 両耳90db 身体障害者2級	産科 婦人科	4条	昭和30年代
10代	男	本人は先天性の精神薄弱でありその程度は白痴、身体的には小頭症がある。約1.5年位前から性的興味を覚えその高進した場合最近は近隣の女子にまで性的悪戯に及ぼんとすること度々であり周囲のすすめもあり優生手術を申請した	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	女	精神分裂病のため(退院後の出産予防のため 現在尚月経は順調)	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	優生保護法第4条の規定による	不明	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患である精神分裂病に患しあるため	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条 精神薄弱	外科 産婦人科	12条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条による	精神・神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病に患したため	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にて色情的行動著しく優生手術を行ふ必要あり。	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	精神分裂病及肝機能障害	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	精神はく弱及うつ病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	精神分裂症	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	精神分裂症	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	本人が精神分裂病	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	癲癇性白痴	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代



第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者		申請理由	申請者（医師）	申請 条文	申請年代
申請時年齢 (年代)	性別		診療科名		
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	不明	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	不明	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	不明	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	表情少く自覚性に乏しく、感情鈍磨あり 寛解の見込みはない。また好色妄想が強い	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	本人精神病	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	遺伝的精神障害によるため。尚祖父、父と精神障害を呈した。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	添付書類による如く精神薄弱に対し手術を適当と認める。	産婦人科	12条	昭和30年代
不明	不明	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	不明	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神神経科	不明	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	不明	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	不明
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	男	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝防止のため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	高度の精神薄弱、及びてんかん発作あり、本人保護のため。	精神科	12条	昭和30年代
10代	女	高度の精神薄弱、及びてんかん発作あり、本人保護のため。	精神科	12条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神神経科	不明	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	家族の遺伝性は明らかでないが、そう病で子孫への遺伝のおそれあり 且つ本病の最悪期には錯乱状態となり生れ出る子に対して悪い影響を及ぼす恐れがある。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	高等感情が鈍麻していて、性的抑制を欠くため。	精神科	不明	昭和30年代
20代	男	高等感情が鈍麻していて、性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
20代	男	高等感情が鈍麻していて、性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
40代	女	高等感情が鈍麻していて、性的抑制を欠くため。	精神科	不明	昭和30年代
50代	男	高等感情が鈍麻していて、性的抑制を欠くため。	精神科	不明	昭和30年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	高等感情が鈍麻して性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
30代	女	別紙健康診断書による。	精神科 神経科	不明	昭和30年代
20代	女	高等感情が鈍麻して性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
10代	女	高等感情が鈍麻して性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
20代	女	高等感情が鈍麻して、性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
30代	男	高等感情が鈍麻して、性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
30代	男	高等感情が鈍麻して、性的抑制を欠くため	精神科	不明	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	男	遺伝防止のため	精神科	12条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病は一応寛解し、現在は精神薄弱と■■■の欠陥状態を示しているが、作業療法中も、男に強い関心を示し、すぐにそちらに行ってしまう、看護者の目から離れた所に行く。日常生活にも性的言動が多い。従つて第4条に該当する。	精神科	4条	昭和30年代
10代	男	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	接枝性分裂病	精神科	不明	昭和30年代
40代	女	優生保護法第4条による遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神薄弱 妊娠5ヶ月	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性疾患の精神分裂病に患しているため疾患の遺伝防止の為優生手術を行うことが公益上必要であると認める。	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱	精神・神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病で高等感情鈍麻し性的抑制に乏しい	精神科	不明	昭和30年代
30代	女	分裂病並に精神薄弱の遺伝による発病を防止する為	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	男	高等感情鈍麻し性的抑制に乏しい	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	そううつ病の遺伝傾向が著明なので後見人からの要請にもつき優生保護法第4条の適用と考える。昭和37年3月7日訂正：そううつ→精神薄弱(遺伝性)	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	昭和25年に発病した精神分裂病。1年に1~2度軽い緊張病性興奮状態となり、3年程前からはそのたびに性的脱線行為を繰返し妊娠して人工中絶を一度やつている。今後もそのおそれが強い。	精神神経科	4条	昭和30年代
10代	男	精神薄弱(痴愚) 優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
20代	男	患者は先天性遺伝性の精神薄弱者で性的異状行為があり社会に(強姦未遂5件)大きな不安を与えるため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	男	精神病者であることを悩み、それが子孫に遺伝し易い事を知つて優生手術を希望する。 現在子供は2人であるが、家庭経済と困苦を極め、どうしても産制に失敗しそうであると云う。色情的な言動も多い方である。	精神科 神経科	12条	昭和30年代
30代	女	遺伝防止の為	産科 婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	不明	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	遺伝性精神薄弱の為	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神病の為	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	■■■■は精神薄弱兼癲癇に患中で生活能力に乏しく、その病状として外出徘徊し面識のない男性と同棲するなど色情高進が認められる故疾病の遺伝及び事故を防止する為に両親は優生手術を希望している。 優生保護法第12条による	精神科	12条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱者が4人及び配偶者(狂暴■のもの目下入院中)で子供にも■精神発達充分■■ぎるものあり且1名先天性軟骨发育障害にて死亡せるもあり	内科 産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第12条に該当	精神科 神経科	12条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条別表一に該当するため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条に該当するため	精神神経科	4条	昭和30年代

第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	女	精神分裂病 優生保護法第12条による	精神科	12条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
不明	男	優生保護法第12条に基く。	神経科	12条	昭和30年代
10代	女	4才頃脳膜炎、12才頃日本脳炎を経過して居る為、生来性か後天的か決定し得ないが、遺伝負因を認める白痴である。徘徊癖極めて強く、且つ異性に興味を感ずる様であり妊娠の可能性が強い 優生保護法第4条に該当す	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	右■■■■■は、生来性の白痴で、遺伝負因を濃厚に認める。徘徊癖が強く、今までにも男性の性的対象とされた事があるが、今後も無為に妊娠させられる事も予想し得る状態である。本疾患は優生保護法第4条に該当する	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	右■■■■■は、生来性の白痴で遺伝負因を濃厚に認む 保護者の監督により、今までに問題を起した事は無いが、性的問題を起す可能性あり 本疾患は優生保護法第4条に該当す	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	右者〔本人の氏名〕は別添付の診断書の如く、重症痴愚で、■■才位の知能と鑑定され■■他の介護指導を要する精神状態にあり。今回不幸にも妊娠(本人は知らないと云ふ)■■女子分娩しており、■■■■■■状態なるにより、今後も度々妊娠する可能性がある故、優生手術の必要がある。尚、精神科医の診断書を添付する。	産婦人科	(3)8	昭和30年代
20代	女	優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
20代	男	患者は生来白痴として約10年間■■■■■に收容教育並に保護を受けていたが最近自宅に帰り目下家族の監督下にある。別に特別粗暴な行為は認められないが性的に公安を害するような行為が時にあるので、家族は万が一の事を考へ優生手術を受けたいと考へている	産婦人科	12条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
10代	女	法第4条該当による	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱のため。	精神科	12条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱(嚙啞)	産婦人科	12条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条による	精神科 神経科	12条	昭和30年代
30代	女	知能程度低く劣性遺伝ヲ避クルタメ	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病、法第12条による。	精神科	12条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
10代	女	優生保ゴ法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
10代	女	(優生保ゴ法第12条) 日常生活が自立して行えない。人の見分けがつかず面識のない人にもまといつき相手の言ひなりになつてしまふ。	精神科	12条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神病と認められたので申請する。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	昭和34年秋頃発病し幻聴、被害妄想、注察妄想等を認める様になり、以来再三精神病院に入退院を反復しつつ経過して来たが現在情動極めて不安定でしばしば児童の爽快状となり多弁、多動を認むる為今後社会生活において予期し得ない危険を惹起する恐れ大なるため。	精神神経科	4条	昭和30年代
10代	女	知能低く、異性に対する興味が強く、妊娠等の危険を感ぜられるため。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
10代	女	血清梅毒反応陽性・道德感・清潔感欠如し、性的刺激に易感なるため将来胎盤感染による、梅毒患児出生の危惧あり。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
20代	男	様式第2号発病後の経過に記載の様に精神薄弱精神病質による諸行為は社会的にも許されないのであり、精神状態が落ちついたとしても、発作的、又は衝動的に行動する事が考えられる為に手術の要あり。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
20代	女	現在まで度々妊娠せるも、その都度精神状態悪化し、中絶をしており現在も尚病状の寛解が認められないため。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
40代	女	遺伝性疾患の精神分裂病にて妊娠の都度精神症状が悪化し、又身体的にも衰弱しており母体がたえられないために手術の必要がある。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条該当	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条に該当するため	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	十数年前発病 過去に数回、精神病院に入院治療をうけて居り、今回は本年5月7日に当院に入院。現在クロールプロマジンにより治療中であるが経過は良好であり、近く退院の予定である。 且家庭には3児あり、家族も優生手術の施行を希望して居る。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	昭和29年頃発病 既に慢性化し、痴呆化した精神分裂病であるが、最近、治療の結果、全般的に静穏となり、不穏な言動もなく、家庭生活に適し得ると思われるので、家族の希望もあり、近い将来退院の予定であるので、優生手術の施行が必要と思われる。 家庭には2児あり、母、妻ともに優生手術を希望して居る。	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	別紙診断書の通り遺伝性精神薄弱及精神病質の為優生手術を行うことを必要とする。	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	本件は別紙診断書の通り性来温順、無口、自発性に欠けたところがあり、極めて消極的である。現在までに2男をもうけているが■■■■無意識のままに行動し、被害、関係妄想による妄■■■があり、自己の生命までも危険に陥し入れ様とした事実もあり、その間に遺伝的の負因については不詳であるが今後このままでは再三再四同様の事態を繰返すことは明らかであるから、別紙添付書のとおり夫の同意を得て本申請に及ぶものである	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱が高度(白痴)の上、月経の始末も出来ず、癲癇発作を伴ふため。実母が精神分裂病に患し、本人を充分にみられぬ。また、歩行障害があるが徘徊傾向もあるため。	神経科	12条	昭和30年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	女	優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
30代	男	昭和36年中頃より精神分裂病に罹患し今日に至る。 本疾患は優生保護法第4条に該当する。 なお拳子2名あり。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	十数年前より精神分裂病に罹患し入院を繰り返している。最近比較的経過良好にして、退院を期待し得る状態に達した。 本疾患は優生保護法第4条に該当する。	精神神経科	4条	昭和30年代
40代	女	1. 優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するため。 2. 母性の生命健康を保護するため。	産科 婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
10代	女	知能低下、癲癇発作などあり、本人保護のため。	精神神経科	12条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条該当による	精神・神経科	4条	昭和30年代
20代	女	本人は精神薄弱(軽愚)と認めらる。二男も軽愚である。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	夫の同胞に精神薄弱あり。被対ニ者は精薄(軽愚)子供(長女)にも精薄が認めらる。	不明	4条	昭和30年代
30代	男	一昨年頃より精神分裂病に罹患し、2回に亘り■■■■病院に入院加療された事があるが、最近又精神変調を来し入院した。本疾患は優生保護法第4条に該当する。なお、すでに拳子2名あり、配偶者及び実母も手術施行に同意している。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	夫は躁病。本人は精神薄弱(痴愚)であり子供は非行面が著しい。	不明	4条	昭和30年代
40代	女	本人の兄は先天性癲病、妹は精神分裂病で現在精神病院へ入院中である。本人も精薄(軽愚)と認めらる。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	①優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するため。 2 母性の生命健康を保護するため。	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	本人は精神薄弱にて現に5人の子供を有しすべて精神薄弱の傾向にありこれ以上は分娩を避ける必要ありと思われる。	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第12条に該当するため。	精神神経科	12条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱者で重症痴愚に相当し、今後現在の状態が改善する見込みはなく、独立した社会的生活を営むことは困難である。	精神科 神経科	12条	昭和30年代
20代	女	本人は白痴に相当する精神薄弱者であり、自立した責任ある生活を送ることが困難である。	精神科 神経科	12条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱のため てんかん性精神病兼潜伏梅毒	精神科	12条	昭和30年代
30代	女	患者は精神分裂病にて入院、遺伝的影響に依り優生手術を必要とする為申請する。優生保護法第4条に該当する	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂症のため 優生保護法第4条に依る。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	当初の疾患にかかつて居り遺伝防止の為	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	当初の疾患にかかつて居り遺伝防止の為	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	①優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するため。 2 母性の生命健康を保護するため。	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	男	病名精神分裂病 昭和37年4月頃より発病。妄想、幻聴を主とする妄想痴呆型にて現在入院加療中なるも尚感情鈍麻、無為、欲動減退、病識欠如等の症状を認む。調査し得る範囲において遺伝負因ありと思われる家族は認められないが右記に依り申請します。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	現在知能指数満2才6ヶ月にして第二次性徴は成人並に発達して初潮の発来を見る段階にあり痴癡の性欲の対象となる可能性が大である。	マスキング	12条	昭和30年代
40代	女	優生保護法第12条該当	精神神経科	12条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	本人が精神分裂病。子女4名を養育し、家事を行う主婦としての能力の回復の見込みは薄い。	精神神経科	4条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条該当	精神神経科	12条	昭和30年代
20代	男	優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
不明	女	夫精神分裂病の為	産婦人科	12条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第12条該当	精神科	12条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱兼てんかんのため。	精神神経科	12条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	別紙健康診断書の如く、真性てんかんにして優生保護法第4条によつて、優生手術を行うべき者と認められるので申請します。	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	不明	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	不明	優生保護法第4条に該当すると認める	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	不明	優生保護法第4条に該当すると考える	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	不明	優生保護法第4条に該当すると認める	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	不明	優生保護法第4条に該当すると考える	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条に該当するため	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条該当	精神神経科	12条	昭和30年代
30代	女	家系に精神分裂病の遺伝負因が濃厚である。	精神科	4条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第4条該当による	精神・神経科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第12条による。	精神科	12条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	不明	4条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条に該当するので申請致します	不明	12条	昭和30年代

第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	優生保護法第12条に該当するので申請致します	不明	12条	昭和30年代
30代	女	慢性化した分裂病で、社会性を欠き、非常識な行動あり。性欲高進気味で妊娠の恐れ大であるため。	精神科	4条	昭和30年代
40代	女	やや慢性化した分裂病で、現在子供も2人あり、夫も手術を希望している。寛解次第退院予定なのだが、家庭生活に戻ると再び妊娠し、病状が悪化する恐れ大であるため。	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	遺伝性の興奮性白痴で且性欲高進、反抗、放浪性大で婦女子を襲撃する恐れあるため。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	本人は遺伝性精神病の一つである精神分裂症であり、該疾患の遺伝を予防するため。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	男	現在4人子供があり、本人は、精神病質人格兼アルコール中毒症で生活無能力者である。嫉妬深く、性欲高進大なので退院後乱交の恐れ大である。	不明	4条	昭和30年代
30代	男	慢性化した分裂病で、軽快退院後も性欲高進大なため婦女子を衝動的に襲撃する恐れ大であるため。	不明	4条	昭和30年代
40代	男	慢性化した分裂病で、近々退院予定であるが、現在子供が2人おり、妻も優生手術を希望しているため、早急に手術実施を本人も望んでいる。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	別紙健康診断書の病名及現症の症状に鑑み優生手術を施行すべきものと認め申請する。	産婦人科	12条	昭和30年代
20代	女	遺伝性難聴及びびろう	婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	12条	昭和30年代
不明	女	マスキング	マスキング	12条	昭和30年代
40代	男	本人「精神分裂病」発病は昭和22年頃で上記診断については疑う余地が無い。1男2女が居る。	精神神経科 内科	4条	昭和30年代
10代	女	精神分裂病 精神薄弱があり近來特に易刺激の興奮をみとめる。現在、一応、欠陥状態にあるが、頻回の精神状態の悪化をみとめ、遺伝的負因および精神状態より子女の出生、養育は不能である。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病患者で主婦。健児2名あり。再発傾向の著明な症例であり妊娠による症状増悪(人工中絶)の時期も経験して居る。該病の遺伝性もあわせて考慮し、優生手術の適応例と認める。	精神々科	12条	昭和30年代
30代	女	別紙診断書の如く本人は躁うつ病者であり、現在は寛解状態にあるが、本疾患は遺伝性を示し、且、妊娠・分娩は本人の病識に悪影響を与え、又、発病時には育児等に対しても不良な結果を示すことが昭和32年及び昭和37年の発病時に既に認められている所であり、よって優生手術を必要と考えます。	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	優生上不良子孫出生を防止したい	産婦人科 外科	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条に該当すると認めるため。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条に該当するため	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	慢性分裂病で連れ子が有る年長の妻がいて、家庭復帰を拒否している。そして妊娠の方も心配しているため優生手術をしておく必要が有る	不明	4条	昭和30年代
30代	男	実父も70才過ぎまで飲酒をし、男兄弟も皆焼酎1〜2合は飲む程の酒豪の家系であり、現在子供も2人健在であることなどから、本人及び家族も手術を希望している。本人は不適応型及び攻撃・衝動型の精神病質で生活力が欠けて子供達を育てて行けないと思はれる。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	躁病で反復発病し、今回は昭和37.4.18発病して又発病しているため、これ以上作ると発病悪化をくりかえし、且遺伝させるから。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	落着で夫に死別、男子2、女子1人がいる。昭和38年3月頃からわたくし他家侵入、失踪性があり、暴行妊娠のおそれがある。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	いでん性精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
20代	女	昭35、[医療機関名]未治退院。S36.10.19以来引きつづき当院に入院中だが慢性妄想型で月経前後に病状が悪化する	不明	4条	昭和30年代
20代	女	母及び母方叔母も同病の濃厚な負因を有する分裂病であるため。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	精神神経科[医療機関名]、[医師名]医師診断により精神薄弱、かつ遺伝性のものである為。第3条第2項に該当する	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	興奮性白痴で徘徊多く色情的に男にやられ相で有る。	不明	4条	昭和30年代
不明	男	先天性の精神薄弱でそれに伴う精神運動興奮、暴行、器物破壊等が著名で優生手術の適応と考えられる為	精神々科	4条	昭和30年代
不明	女	精神薄弱症(1Q15白痴級)であり家系には他に精神薄弱者がある様子。白痴級では子女の養育はほとんど不能又は困難と考えられ優生手術を受けるのが望ましい。	精神々科	4条	昭和30年代
30代	男	別紙診断書に記載した如く、本人は、内因性精神病に現在罹患しており、現病は3回目の再発である。従って向後子孫を加えることは適当でない。	精神々科	4条	昭和30年代
30代	男	本人は精神薄弱(軽患)であり、現在すでに3子がある。未だ子供の遺伝負因発現の有無は不明確であるが、第1子は現在脳性小児麻痺の症状を示している。向後尚子孫の数を加えることは適当でないとする。	精神々科	4条	昭和30年代
不明	男	弟が精神分裂病で入院中であり、又本人の病像からしても可成り濃厚な遺伝的要因が考へられる。当の本人は昨年結婚したが子供をもうけてもこれを養育する経済力がない以上の理由で家族の諒解あり次第優生手術が適当と思はれる。	精神々科	4条	昭和30年代
不明	男	本人は遺伝負因濃厚であり、且つ既に2人をもうけておりこれ以上子供が生まれても育てる経済的能力なく又精神病になる危険性大で、家族の同意あり次第優生手術の施行がのぞましい。	精神々科	4条	昭和30年代
不明	男	色情的優格観念と妄想に基く異常行動の危険あり この点のみにても優生手術の必要を認める。	精神々科	4条	昭和30年代
不明	不明	精神分裂病及精神薄弱の遺伝を防止するため	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	痴愚・小舞踏病により、日常生活を自分で行う事不能	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	著明な筋緊張低下をとまなう白痴で、遺伝性疾患の疑いこく、また調子よく性的にだらしない。	精神科	12条	昭和30年代
20代	女	性格の異常が著明であり社会生活は不可。将来の子供の養育についても疑問がある。	精神科	不明	昭和30年代
30代	女	精神分裂病にて欠陥状態にあるため。	精神々科	不明	昭和30年代
20代	男	先天性の精神病質人格で性的犯罪人の特徴をもち危険である。	不明	4条	昭和30年代
不明	女	本人は精神薄弱であるが、祖母も精神薄弱であり子孫にそれが遺伝する恐れがある。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	昭和30年発病以来再三発病し、最近は永く入院をつけている。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和30年代
20代	男	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和30年代
20代	女	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和30年代
30代	男	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和30年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	男	反復再発する分裂病であり、完全寛解は困難である■■、余りにも濃厚な遺伝負因のため、妻が恐ろしがっている。	不明	4条	昭和30年代
20代	男	興奮性白痴だが最近更に色情性が大となつて来た。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	病名 精神分裂病 19才頃同病発病以来3～5年毎に精神病院に入院治療をうけている。本疾患は遺伝的傾向多大にあるものと思われている。又、家族(兄)の承諾もあり本手術を適当と認め申請します。	精神科	4条	昭和30年代
40代	男	昭36秋頃から発病した慢性分裂病で兄の[氏名]も分裂病で3年位入院したことが遺伝負因大。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病の欠陥状態であり、前回は出産後発病しているため、今後の増悪が予想される。また、母親にも精薄があり、全般的に素質的におとつているため、子孫に遺伝の可能性あり。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	先天的な重症痴愚であるが母子家庭であるため母が稼働しているので本人の監督がゆきとどかず、又、性に対する興味は非常に濃厚で、男関係が絶えずある。右に依り本手術を適当と認め申請します。	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	精神薄弱(白痴)	産婦人科 内科	4条	昭和30年代
40代	男	精神薄弱のため	不明	4条	昭和30年代
30代	男	実母も本人も分裂病で負因大なるため。	不明	4条	昭和30年代
30代	男	父も同系統の病気で遺伝負因濃厚である■■、病気も大分よくなって(殊に大安定剤がきいて)その中退院できるかも知れない。	不明	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病遺伝防止のため	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病遺伝防止のため	産婦人科	4条	昭和30年代
40代	女	精神分裂病遺伝防止のため	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	本年3月頃より夜ヒルの境なく歩き性衝動も露骨となっているので妊娠の危険あり、現在の症状よりして結婚生活は不能であり優生手術が適当である。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	本人が精神薄弱。日常生活の多くの点で介助をうけることを必要としている。近時とくに徘徊欲動を生じ、且つ拒否的で興奮傾向を伴う。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	病名：精神分裂病 現在 症状■■中であり近い将来社会復帰可能と考へられるが■■症■の遺伝性、予後不良等を考へ更に本人の■■妹が精神分裂病であり■■の■■を考慮すべきである。(挙子 3■)	精神々経科	4条	昭和30年代
不明	女	分娩6回(内1回死産)中絶6回の既往あり精神薄弱者のため受胎調節も施行不能のため優生手術の申請をする。	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	男	①家族に精神薄弱者(父の姉)があり、遺伝関係がある。 ②本人は痴愚級の精薄者であり、数年前から接枝性分裂病のため数回入院し、人格の欠陥もいちじるしく社会適応・責任能力を全く欠如する。	精神科	不明	昭和30年代
20代	男	①父母共に知能が低く、精神薄弱と考えられる状態にあり、遺伝歴が濃厚。 ②本人も痴愚程度の精薄者であり、分裂病の合併(接枝性分裂病)により、人格の欠陥も著しく、社会適応能力にきわめて乏しいこと。	精神科	不明	昭和30年代
20代	女	慢性的経過をたどった欠陥分裂病で、人格の欠陥がいちぢるしく、料理屋などを転々とし社会適応能力を全く欠如し問題を起す。とくに性的に放縦で、男のあとを追いかけていた性的抑制が全くない。	精神科	不明	昭和30年代
30代	女	本人は精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	①本人の父親(死亡)が知能が低く異常行動が時々あり精薄者であつたのではないかと疑いが強く、遺伝関係が考えられる。 ②発病以来6年に及ぶ慢性分裂病で、人格荒廃が強く、子孫の養育は全く不可能な状態にあり、かつ人格欠陥も強い状態にある。	精神科	不明	昭和30年代
30代	男	①本人の同胞者に職業にもうまく適応できず、転々と放浪して歩くなり性格の偏りをもつ者がいる。性格異常的な■■が濃厚である。 ②本人は昭和23年分裂病で医治療をうけて以来、人格の欠陥を残し、徘徊・放浪がつよく、社会適応も不可能な状態にある。性的にも抑制力を欠如する。	精神科	不明	昭和30年代
不明	女	生来愚鈍であり、兄も同様である。又四男も同様であり特に血族結婚であること、夫は酒のみで生活等かえりみずのみ歩いている。現在までに11人出産するも4人死亡、他の子供は放置されているのでほとんどが栄養失調症で身体知能発育もおくれている。今後も妊娠可能である	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	真性でんかんにて悪性の遺伝のおそれ有り。	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	白痴にて徘徊するので善悪の判断なく妊娠する可能性大なるため不良の子孫の出生を防止するため。	精神神経科	4条	昭和30年代
10代	女	精神薄弱のため	不明	不明	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	不明	昭和30年代
不明	女	知能程度低く是非善悪の判断も出来ず徘徊癖あり不幸なる妊娠も考えられるので不良な子孫の出生を防止するため。	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	遺伝性疾患	内 小 放	4条	昭和30年代
10代	女	精神薄弱 現在妊娠の危険を感じる状態にあり	産婦人科	12条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第4条に該当するので申請致します。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	自立して生活不能であるにもかかわらず、若干の色情高進を認める	精神々経科	12条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	男	濃厚な遺伝性があり、又色情性がつよく危険である。	不明	4条	昭和30年代
不明	女	精神薄弱にて善悪の判断なく妊娠する可能性大なるため、不良子孫の出生を防止するため。	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	右の者遺伝性聾を有するため。	産科 婦人科	4条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条に該当するので申請する。	不明	12条	昭和30年代
10代	女	優生保護法第4条に該当するので申請する。	不明	4条	昭和30年代
不明	女	病名 精神分裂病 過去に1回精神病院に入院す。独語・独笑・拒食・頭痛・妄覚・妄想・易刺激性・精神興奮・乱暴・徘徊あり。	精神科	4条	昭和30年代

第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者		申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
申請時年齢 (年代)	性別		診療科名		
不明	男	病名 精神分裂病 過去3回精神病院に入院 不眠・空笑・独語・徘徊等あり、警察に厄介になり又父を薪で殴打 入院後現在一自閉性強く話しかけてもほとんど反応なし、簡単な返事をするだけ、妄想体験は単純で系統的なものはない。往々拒絶症 が見られる。	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	病名 精神分裂病 母の妹が■■■■病院に入院した事あり。 本人も過去2回、精神病院に入院する。多弁、奇異な表情、独笑・独語あり。仕事をせず戸外を徘徊夜間は殊に精神興奮激しく些事に 激怒・衝動的に暴行する。食事に毒が入っていると摂らず母を殴打する。現在入院中なるも著変なし	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	精神薄弱であるが36年8月頃より精神変調を呈し易怒性、衝動行為あり。現在精神病院入院中なるも入院前は裸で徘徊父の就眠中突然 枕をける、或は父の頭を叩き後から押ししたり終夜怒声を発し独笑あり。 現在痴愚化進展し幻覚・興奮・拒絶・自閉・感情鈍麻の状態なり。 病名 接枝破瓜病	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	昭和29年■■■■の精神病院に入院 昭和33年6月■■■■病院に入院する。 記憶も全て妄想的体験を通してのみ語り、自己に対して独特の解釈をしており複雑怪奇な体験が豊富で病識が全然ない。時に衝動的行為 が見られ、痴呆の程度は相当進んでいる。妄想・思考支離滅裂・感情鈍麻・色情衝動高進常に要注意 病名 精神分裂病	精神科	4条	昭和30年代
不明	男	病名 精神分裂病 同胞8人中2名猟銃自殺をなし過去4回精神病院に入院を繰返し当院入院直前猟銃により兄姉と隣人に約3週間の傷害を与える。 遺伝性負因強し	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	病名 精神分裂病 母入水自殺。母の弟自殺。兄2人精神病にて死亡 遺伝性負因大 過去2回精神病院に入院する。独語・空笑・平素無為に過すも時に不眠・精神興奮を呈し、徘徊(裸足)狂声を発する。時沈うつ状態 となり自殺を訴える事あり。精神興奮の折は時に家具を破かい手当り次第器物を投げる現在幻覚・妄想・興奮・自閉・無為・意識障 害あり。	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	単純な思考と児戯的爽快さで思いつきのまま行動し反省力、批判力はない。とくに異性に対して好奇の目をむけたがる。	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神発育遅滞が著明であり無反省、無思慮無遠慮な生活行動を示し、時に激しい興奮を示し常にすべてに対して無批判的である	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	無為、緘黙自閉的であり時に徘徊を認め、人格水準低下が著明で、自由意志の発現を欠き理非の弁別がほとんど不可能である	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病 昭和32年発病以来、再発の傾向強く、人格欠損が著明である 疎通性、病識は欠如して、独立の生活は不可能の状態にある 現在は暴行 等の反社会行為は認められないが拒絶症等の既往に認められていた精神症状の発■は可能性大である	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱の為	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱 別紙遺伝調査書■■健康診断書(精神■■)による	婦人科	不明	昭和30年代
30代	男	遺伝防止のため	不明	不明	昭和30年代
20代	男	①本人は生来知能の発育がきわめて不良で、白痴級の精神薄弱者である。社会的適応能力はきわめて未熟である。 ②精神病的な遺伝関係も濃厚である。母の弟が自殺死亡。祖父の弟および祖父の弟の子が精神薄弱者であつたものと推定される。	精神々科	不明	昭和30年代
20代	男	①本人は生来知能の発育がきわめて不良で、白痴級の精神薄弱者である。 ②社会的適応能力、自己の行動に対する責任能力がきわめて未熟であり、最近、女性に対する性的興味も強くなり、抑制力に乏しい。 ③祖父、父の弟など精神障害者の疑いが濃厚である。	精神々科	不明	昭和30年代
20代	女	昭和35年初産直後精神分裂病発。昭和38年9月第2回出産後分裂病発病 その間に再発あり。以上により優生手術必要と考えます。	精神科	4条	昭和30年代
20代	男	悪性遺伝防止	不明	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱(痴愚)	不明	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱(ろ鈍)	不明	4条	昭和30年代
40代	女	遺伝性精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
10代	女	①遺伝関係の非常に濃厚な家系であり、両親共に精神薄弱者であり、本人の同胞4名が精神薄弱者である。また母の同胞(母の弟が白痴、妹も 重症精神薄弱)にも精神薄弱者がいる。 ②本人も魯鈍級の精神薄弱者であり、本人の母と夫の母とが従姉妹同志である。本人の子孫に及ぼす濃厚な遺伝歴の影響が非常に心配である。	精神々科	4条	昭和30年代
10代	男	精神分裂病、色情行為	精神神経科	4条	昭和30年代
10代	女	精神分裂病、性的衝動行為	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神薄弱、痙攣発作、性的行為	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱、痙攣発作	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病	精神神経科	不明	昭和30年代
20代	不明	いでん性精神薄弱 右のため家政充分でなく育児も姑に依存して居り今後の出産育児の任にたえず本手術を適応と認め申請します。	不明	不明	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱(痴愚)	不明	4条	昭和30年代
不明	女	一、先天性精神薄弱であること 3人の子供が全部知能低く、発育が遅れている。 二、最近体力が激減し、時々めまいがする。 三、家計仕事の計画性なく生活全般について近隣、民生委員の指導を受けている。 四、この上出産することは母体に、生活維持に悪影響を及ぼす。	内科	4条	昭和30年代
不明	女	一、癲癇(外傷性)精神薄弱である。 二、徘徊性があり、夜外出することがある。 三、近辺の日稼人夫に声をかけられ喜んでついていく傾向がある。 四、2年前から月経がある。	内科	4条	昭和30年代





第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	先天性精神薄弱痴愚状態	精神・神経科	4条	昭和30年代
10代	男	患者【氏名】は精神薄弱兼てんかんで、母、兄2人、姉が何れも精神薄弱或は接枝性分裂病であるため、この疾患の遺伝を防止するため、優生手術を実施する事が、公益上必要と思はれる。	不明	不明	昭和30年代
20代	不明	遺伝性精神薄弱 右により家政乱れ家計は夫に依存子供の養育も充分ならず本手術の申請をします	不明	4条	昭和30年代
20代	女	いでん性精神薄弱 右により家事及び育児不十分兎唇あり今後の妊娠に不適と認め申請します	不明	4条	昭和30年代
20代	女	いでん性精神薄弱 右により家政乱れ育児充分ならず今後の妊娠出産に過せずよつて申請します	不明	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神薄弱 右により家政は夫に依存育児不十分本手術の適応と認め申請します	不明	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱症(軽愚)	内科 小児科	4条	昭和30年代
30代	不明	いでん性精神薄弱(ろどん) 右により家事不十分子供の養育も不充分のため本手術の申請をします	不明	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱 右により家事も不十分育児も充分でなく本手術の適応と考え申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いでん性精神薄弱 右により家政乱れ家計は夫に依存子女の養育不十分、今後の出産育児の任に不適と考え申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	男	患者【氏名】は接枝性分裂病で、母及び兄弟姉妹(3人)が精神薄弱で優生手術を行う事が遺伝を防止し、公益上必要と思はれる。	不明	不明	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱(ろどん) 右により家政乱れ子供の養育も不十分今後の妊娠出産は避けるべきと考へ申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いでん性精神薄弱(ろどん) 右により家政乱れ今後の出産育児の任には堪えずよつて申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いでん性精神薄弱 右により家事不十分子供の養育も充分でなく、今後の出産育児に適しないと考へ申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いでん性精神薄弱 右により家政乱れ家計は夫に依存今後の妊娠育児の任にたえずよつて申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱(ろどん) 右により家政乱れ子供の教育も出来ず今後の妊娠は不適と考へ申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いでん性精神薄弱 右により家庭生活乱れ、子女の教育、育児に不適と認め申請します	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いでん性精神薄弱 右により家政乱れ子供の養育も充分ならず今後の妊娠育児の任にたえず本手術を申請します	不明	4条	昭和30年代
40代	女	いでん性精神薄弱 右により家政乱れ子供の教育も出来ず今後の妊娠出産に過せずよつて申請します	不明	4条	昭和30年代
40代	女	いでん性精神薄弱(ろどん) 右により家政充分ならず育児の任にたえず依つて申請致します。	不明	4条	昭和30年代
10代	女	接枝性破爪病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
10代	女	精薄及び痴愚高ニ現在入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病入院中(陳旧性精神分裂)	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	男	接枝性破爪病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	接枝性破爪病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病にて入院中	精神神経科	4条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	男	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	女	遺伝性精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
10代	男	精神薄弱(重症痴愚)	不明	4条	昭和30年代
20代	女	本人が精神分裂病、姉が精神分裂病として加療を受けた事がある。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱症(軽愚)	不明	4条	昭和30年代
20代	女	精薄にて遺伝性傾向あり。	内科	4条	昭和30年代
20代	女	精薄に就き、遺伝性傾向あり	内科	4条	昭和30年代
30代	女	精薄に就き。(遺伝性なり)。	内科	4条	昭和30年代
20代	男	悪性遺伝傾向あり。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	悪性遺伝の傾向あり。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	悪性遺伝の傾向あり。	精神神経科	4条	昭和30年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	精神分裂病で親戚に、精神障害者が多く、遺伝負荷が大きい。	精神々経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病で、げげばしい状態で嬌声をあげ、全く屈託ない異常生活を送り、非生産的な行動に終始しいつも異性との交渉が多い。	精神々経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病で無為、不関のうちに、空笑を浮かべて人をからかったり、いたずらするなどの奇矯な言動に出る。	精神々経科	4条	昭和30年代
20代	男	精神分裂病で、再発の繰り返してある。常に兇悪的爽快で倫理観念の持合せなく、色情的な衝動に駆られるとこれを抑制する。	精神々経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病で再発回数が多い例である。実姉も分裂病患者であり、遺伝	精神々経科	4条	昭和30年代
10代	男	別紙一、診断書、二、遺伝調査書の通り。	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	女	別紙遺伝調査書の通り二親統内に2名の発病がある。(弟・妹はまだ発病年齢に達していない)	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	男	別紙遺伝調査書の通り、二親統内にすでに2名の発病をみており(弟・妹はまだ発病年齢に達していない)多発している。	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
20代	女	別紙一、二の通り、本人は遺伝性精神病(父系は精神分裂病、母系は真性てんかん)の家系にある。最近本人は結婚しており子孫への遺伝を心配している。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病	不明	4条	昭和30年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	不明	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	産科 婦人科	不明	昭和30年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和30年代
10代	女	①本人は痴態級の精神薄弱者であり、社会適応能力も未発達である。 ②徘徊・反抗的であり、異性とのつきあひも多く、性的な問題での心配が多い。	精神々経科	不明	昭和30年代
10代	女	①母方の親戚に精神病者がをり(知能も低かつたらしい)、遺伝関係が予想される。 ②本人は白痴～重症痴態級の精神薄弱者であつて、徘徊がひどく家族がみられない。また性的な面でも異性に対する関心が強く、この点での抑制に欠ける。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	女	①本人の母方、および本人の同胞に精神薄弱者がをり、遺伝関係がきわめて濃厚である。 ②本人も魯鈍級の精神薄弱者であり、接枝性分裂病を合併して、精神科に入院したことがある。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	女	①母と兄が精神薄弱者であり、遺伝関係が濃厚である。(姉1名が行方不明であり、これも精神薄弱者の疑いがある) ②本人は白痴～重症痴態級の精神薄弱者であり、社会適応能力がきわめて未熟であり、異性への関心も強く、男のあとを追いかけてり、いたずらされた様子もある。性的抑制もきわめて弱い。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	男	①本人の血縁に精神障害者がをり、更に本人の父母がイトコ同志の血族結婚である。この点からも遺伝関係が濃厚である。 ②本人は生来性に知能の発育が不良の上、幼少時から聴力が弱く、現在ほとんど聾の状態にある。反抗的・暴力的であり女性関係の点でも問題があつた。接枝性分裂病の状態入院中である。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	女	①遺伝歴からみて、精神薄弱の遺伝関係がきわめて濃厚である。父・母同胞とほとんど全員が精神薄弱者である。 ②本人も魯鈍級の精神薄弱者であり、社会適応能力も未熟である。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	女	昭和38年1月妄想幻覚状態で発病。同年2月19日入院時、妊娠3ヶ月。本年2月より同様の状態で再発。今回も入院時妊娠4ヶ月。以上の如く、二度の精神分裂病の発病が妊娠を契機としており、又別紙の如く遺伝歴もあるので優生手術を必要とする。	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	男	長兄に奇形があり、本人も欠陥的分裂病で色情性もつよいので、今後妻帯のことを考慮して。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和30年代
20代	女	接枝性分裂病で、一応落つても社会適応力が乏しく、色情的・抑制力欠如のため妊娠のおそれ大。	不明	不明	昭和30年代
20代	女	先天性聾啞 夫[名前]も聾啞者であり現在2子あり長女は普通児であるが二女は生後間もない為異常の有無は不明である 子女の養育も充分でなく又今後の出生児についても遺伝する恐れあり本手術の申請を致します	不明	不明	昭和30年代
30代	男	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和30年代
20代	男	右の者がてんかん兼精神薄弱に患しているためその疾患の遺伝を防止することが公益上必要であると認める。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	女	右の者が精神分裂病に患しているためその疾患の遺伝を防止することが公益上必要である。	精神々経科	不明	昭和30年代
30代	女	精神薄弱のため子供の保育に対し、責任感の様なものは感じられない。又夫も精神薄弱の疑いもあり知能程度が低く、子供の保育が完全に行はれない。	産科 婦人科 外科	4条	昭和30年代
40代	女	遺伝歴の詳細は明らかでないが、夫が酒客であり、本人が陳旧性の精神分裂病であつて、優生学上、好ましくない結果が予測される。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱 右により家政も乱れ子供4人出産せるも養育出来ず施設に預けたり又栄養失調の為病院に入院させている 今後の妊娠出産は不適と考へ申請します	不明	不明	昭和30年代
20代	不明	遺伝性精神病	内 小	不明	昭和30年代
10代	女	遺伝防止のため	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	本人が精神分裂病で昭和38年入院加療により軽快したが再発。現在入院中。再発の恐れあり且子孫への影響も考慮し、家族も優生手術を希望している	精神神経科	4条	昭和30年代
20代	男	本人は重症痴態である	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱の為	婦人科	12条	昭和30年代
20代	女	元来少しのろく家事も不充所本年2月から分裂病発病した。これは妄想型で一治まつても又再燃しやすいためである。子供は長男2才がいる。夫はタクシー運転手で1日おきに家をあけるので家庭の整理がにくい。夫も希望している。	不明	不明	昭和30年代
20代	女	昭和36年発病後、今回第2児出産を機会として再発、再入院したものである。出産による肉体的精神的疲労をもって再発する例と考えられ又現在異常体験消失し病覚も存在するが、軽度的人格欠損の存在を疑われる点があり、今後出産・育児に危険を有する為、ここに申請する。	精神科	4条	昭和30年代
30代	男	昭和29年発病で[医療機関名]に入院。その後[医療機関名]、[医療機関名]及び当病院と3年毎に計4回入院している。子供は娘が(生後6ヶ月)1人いる。優生手術がのぞましく妻君も納得している	不明	不明	昭和30年代
30代	女	夫及び5人の子供共に精神薄弱であり本人自身も又住所・生年月日すら知らない程度である為、優生手術の必要ありと考える	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	男	性的放縱、抑制に乏しい。	精神科 神経科	4条	昭和30年代

第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	男	遺伝負因の強い家系である。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝負因強き精神障害である。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性疾患にして性的抑制に乏しい	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝性精神疾患で慢性的傾向が強い	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	男	遺伝性精神疾患であり且、本人は性的抑制ニ関心	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	男	遺伝性疾患で遺伝負因強し	精神科 神経科	4条	昭和30年代
20代	男	病識欠如、知能障害による道徳的判断欠如し時折精神興奮が認められ、女性に対して、性的異常興奮状態が認められる。	精神科 神経科	12条	昭和30年代
10代	女	疾患遺伝防止	神経精神科	4条	昭和30年代
20代	女	疾患の遺伝防止	神経精神科	4条	昭和30年代
50代	男	疾患の遺伝を防止するため	神経精神科	4条	昭和30年代
30代	女	疾患の遺伝を防止するため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
40代	男	痴愚の遺伝を防止するため	精神科 神経科	4条	昭和30年代
10代	女	精神発育障害、症状癲癇を有し気分易変性、徘徊衝動性等が著明であり、自制心、抑制力等高等感情の衰乏が著しい為、思春期に達すると共に保護者の監督下に指導を続ける事が困難な状態にある	神経精神科	4条	昭和30年代
10代	女	月経があるので妊娠の心配があるので卵管結紮手術を■■■■	内科 産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	①本人は生まれ性の白痴級の精薄者であり、社会適応能力はきわめて未熟であり、抑制力・判断力などきわめて乏しい状態にある。 ②■■■■及び性的な問題がみられ、夜間徘徊もある。昭和39年春、相手不明のまま妊娠し、人工中絶を行なったこともあり、性的な面でも、今後問題のおきる可能性が■■■にある。	精神科 産婦人科	不明	昭和30年代
30代	女	いでん性精神薄弱 右疾患の上神経性疾患のため四肢の震盪、歩行困難有り 家政は全部夫に依存し子女の教育及育児は不可能。	不明	不明	昭和30年代
20代	女	しばしば性的交渉が無責任に行われ、放浪し旅館にとまつている時分焼したがその子供の育児の責任が全くない。このような反社会行為が著しく生活能力がない。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	遺伝歴からも負因あり本人もしばしば精神分裂病を再燃している。	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	昭和29頃から発病。慢性欠陥化した分裂病だが、その中に退院した時のことを考え母も希望する。	不明	不明	昭和30年代
10代	女	優生保護法第12条に該当するので申請する。	精神科	12条	昭和30年代
10代	男	優生保護法、第4条に該当するので申請する。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
10代	男	優生保護法第4条に該当するので申請する。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
30代	女	優生保護法第4条に該当するので申請する。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱(痴愚)	不明	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病で現在入院加療中であるが、病状は軽快しつつあるが欠陥状態を残り、且つ、本人及び患者の夫が優生手術を希望している。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	女	昭和37年7月以来精神分裂病に罹患し、子孫に遺伝する虞れあり	婦人科	4条	昭和30年代
30代	男	遺伝性精神障害である。	精神科 神経科	4条	昭和30年代
30代	女	生来の精薄にして、本人の母及び姉も精薄なり 子供は全部精薄児にして此のまま放置すれば精薄児多発の傾向大なり。故に強制優生手術を行われたい	不明	不明	昭和30年代
10代	男	精神衛生法第4条に該当するので申請する。	内科 神経科 精神科	4条	昭和30年代
10代	女	いづれも収容施設にいる精薄児であるが、色情性が高進し、抑制力がないので妊娠(又は妊娠させる)おそれと、集団生活を混乱に陥れる危険性があるので、可及的速かに優生手術実施の希望。	不明	4条	昭和30年代
10代	女	いづれも収容施設にいる精薄児であるが、色情性が高進し、抑制力がないので妊娠(又は妊娠させる)おそれと、集団生活を混乱に陥れる危険性があるので、可及的速かに優生手術実施の希望。	不明	4条	昭和30年代
20代	男	いづれも収容施設にいる精薄児であるが、色情性が高進し、抑制力がないので妊娠(又は妊娠させる)おそれと、集団生活を混乱に陥れる危険性があるので、可及的速かに優生手術実施の希望。	不明	4条	昭和30年代
20代	男	いづれも収容施設にいる精薄児であるが、色情性が高進し、抑制力がないので妊娠(又は妊娠させる)おそれと、集団生活を混乱に陥れる危険性があるので、可及的速かに優生手術実施の希望。	不明	4条	昭和30年代
20代	男	いづれも収容施設にいる精薄児であるが、色情性が高進し、抑制力がないので妊娠(又は妊娠させる)おそれと、集団生活を混乱に陥れる危険性があるので、可及的速かに優生手術実施の希望。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いづれも収容施設にいる精薄児であるが、色情性が高進し、抑制力がないので妊娠(又は妊娠させる)おそれと、集団生活を混乱に陥れる危険性があるので、可及的速かに優生手術実施の希望。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	いづれも収容施設にいる精薄児であるが、色情性が高進し、抑制力がないので妊娠(又は妊娠させる)おそれと、集団生活を混乱に陥れる危険性があるので、可及的速かに優生手術実施の希望。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	やや慢性化した分裂病だが、経過も大分いいので10月末に退院。引つづき自宅投薬予定であるのでそれまでに優生手術実施希望	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	患者は妊娠4ヶ月で児2名、脳膜炎後遺症で知能低下 子供の生年月日も憶えていない	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病の為、結婚も出来ず、本人に万一の事があった場合、生活能力もなく、あととにも、子孫を残したくなく優生手術を申請、右よろしくお願い致します	不明	不明	昭和30年代
20代	女	祖父が詳細は不明だが精神病で死亡している。本人は精薄に加えて精神分裂病であり夫もてんかんのため子供を養育すべく精神的且つ経済的能力に夫婦とも欠け、又遺伝学的にも子供に悪影響の危惧が充分考えられる。	不明	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病のため劣性遺伝をさけるため	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	知能障害著しく情性欠乏のため子供の養育はほとんど出来ず、遺伝性精神薄弱児を出産しています。	精神科	12条	昭和30年代
10代	女	遺伝性の精神薄弱があるため優生手術が必要である。	産婦人科	4条	昭和30年代
20代	女	精神薄弱症	産婦人科 内科	4条	昭和30年代
20代	女	慢性分裂病で衝動性がつよいが、最近市内を徘徊し、自前で売春をはじめたので、取急ぎ申請いたします。	精神科 内科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病に罹患するため。	精神神経科	4条	昭和30年代
30代	男	妻■■■。子供2人上♀5才、下♀3才がいたが、妻は子供を残して家出どこかに住込んで働いてる。孫は母がみている仕未で、本人も悪化時は「自分の子供でない」と子供の首をしめたりした。	不明	4条	昭和30年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	女	優生保護法第3条1項1号に該当するものとして申請す	産婦人科	(3条)	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にて数回再発をくり返し、将来子孫に遺伝する可能性が大であるため。	精神神経科	12条	昭和30年代
20代	女	20才頃より癲癇発作があり、又、夫の兄が精神薄弱及び癲癇発作があるために、遺伝性を考えるため。	精神神経科	12条	昭和30年代
30代	女	本人が軽度の精神薄弱であり、2子あるも2人共精神薄弱のため優生手術を必要と認める。	精神神経科	12条	昭和30年代
40代	女	本人が若い頃より時々抑うつ状態をくりかえすこと、夫の妹に一人精神分裂病がいることにより	精神神経科	12条	昭和30年代
10代	不明	先天性精神薄弱	産婦人科 内科	(3条)	昭和30年代
10代	女	①父がかなり重度の精薄者であり、母も境界状態にある。母の妹・弟が重症白痴である。本人の同胞者のほとんどが重症の精薄者であり濃厚な遺伝関係がみられる。 ②本人も痴愚級の精薄者であり、社会的適応能力はきわめて未熟であり、性的問題も心配される状態にある。	精神々経科	不明	昭和30年代
20代	男	①父がかなり重度の精薄者である。母も境界状態にある。母の姉・弟が重症白痴である。本人の同胞者のほとんどが精薄者であり、濃厚な遺伝関係がみられる。 ②本人もかなり重度の精薄者(白痴級)であり、社会適応能力はきわめて未熟である。	精神々経科	不明	昭和30年代
10代	女	頭部外傷後遺症、精神薄弱にて自己行動に対する思考力なく徘徊癖あり妊娠等の心配あり。	産婦人科	12条	昭和30年代
10代	女	同胞2人精薄、性的行為に関し保護者の不安が強いしその憂いもある	精神科	不明	昭和30年代
30代	女	精神薄弱のため	婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱 右により家政も乱れ、子供5人出産せるも養育出来ず又、人工妊娠中絶数回に渡り行う。今後の妊娠出産は不適と考へ申請します	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1、第14条4の状態により、今後の妊娠不適当と、考へ申請する	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱 右により、家事及び育児の養育も不完全にして、人工妊娠中絶数回に及び今後の妊娠不適当と考へ申請する	産婦人科	4条	昭和30年代
30代	女	精神薄弱にて子供に対する養育・生活指導不能社会・家庭生活も正常な状態で順応出来ない。度々受胎調節指導するも失敗し人工中絶をしている。	不明	不明	昭和30年代
30代	女	精神薄弱(軽患であるが)社会・家庭生活も正常を欠き、家族計画指導するも実行不徹底にて度々人工妊娠中絶をしているが悪質因子を増大させぬ為にその必要を認める。	不明	不明	昭和30年代
10代	女	精神薄弱並にてんかんであり、血縁関係に多数同様疾患が認められるため。	精神神経科	不明	昭和30年代
10代	女	精神薄弱並にてんかんであり、血縁関係に多数同様疾患が認められるため。	精神神経科	12条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	昭和35年より発病、精神分裂病で2回■■■入院加療。本年の4月頃より病状悪化、現在妊娠6ヶ月、不潔、夜間不眠徘徊独語乱暴等分裂症状■■■のため、今後の妊娠など育児は全く不可能と思われる。	精神神経科	不明	昭和30年代
20代	女	精神分裂病であり、再発をくりかえすため。	精神神経科	12条	昭和30年代
20代	女	本人、精神分裂病であり、しばしば再発をくりかえしている。兄弟にも同様疾患あり。	精神神経科	12条	昭和30年代
20代	女	遺伝性濃厚な精神分裂病で出産により悪化している。	精神科	(3条)	昭和30年代
20代	女	振枝分裂病のため	精神神経科	12条	昭和30年代
20代	女	遺伝関係濃厚にして、人格低下著明であって健全なる家庭生活を営む事不可能と思われる。	精神神経科	不明	昭和30年代
30代	男	本人精神分裂病であり、再発をくりかえすため。	精神神経科	12条	昭和30年代
30代	女	再発し易く、再発しなくとも病識無く、充分な家庭生活を営む事困難であり、安易な職業に入り易い人格である。	精神神経科	不明	昭和30年代
20代	女	精神分裂病で再発をくりかえしているため	精神神経科	12条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病であり、再発をくりかえしているため。	精神神経科	12条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病であり、再発をくりかえしているため。	精神神経科	12条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病なる故	精神神経科	12条	昭和30年代
40代	男	精神分裂病であり、再発をくりかえすため。	精神神経科	12条	昭和30年代
10代	女	患者、■■■■は従兄が眞性てんかん及び精薄者であるし本人もてんかんであるので優生手術を行うことが遺伝を防止し公益上必要と思はれる	不明	不明	昭和30年代
20代	女	妊娠4ヶ月 精神薄弱(白痴)	精神科	4条	昭和30年代
30代	女	精神分裂病であり再発をくりかえしているため。	精神神経科	12条	昭和30年代
不明	女	生来性の精神薄弱で、数学的関心等全然なく、最近妊娠しており相手の男もわからない状態でも今後又妊娠するおそれがあるので公益上優生手術を必要と思われる。	産婦人科 内科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にて、■■の悪性遺伝の恐れあり、申請します。	精神科	不明	昭和30年代
20代	女	精神分裂病にて■■の悪性遺伝の恐れあり、申請します。	精神科	不明	昭和30年代
30代	女	慢性分裂で興奮しているのに放任したまま、夫は子供を無責任に産ませて、仕方がつけられないでいる。病院で代つて特に緊急申請いたします。	不明	4条	昭和40年代
不明	男	不安、落つきなく、徘徊衝動・失踪性があり、若干攻撃性もある。色情性もある。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	知能発育悪く、自分の排泄物も充分処理出来ない。又近頃徘徊性増し、二次性徴が著明になつてきたので、妊娠の予防、且つ自分の月経の処理が不能のためその対策として手術を申請する。	小児科	不明	昭和40年代
30代	男	精神薄弱で酒乱のため。	精神神経科	12条	昭和40年代

第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	著患なく38年12月結婚。39年1月頃妊娠したが、その頃より非社会的、自閉、突笑を生じ、支離滅裂な事を言ったりする等の精神症状を呈する。39年10月出産とともに右症状は消失したが、最近では再発する。尚現在妊娠中の可能性もあり、妊娠により誘発される非定型性精神病と思われる。	全科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 右により家事及び子女養育不完全。計算不能。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1、第14条4の状態により今後の妊娠不相当と考へ申請する	産婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	遺伝性精神薄弱のため	不明	4条	昭和40年代
30代	男	妄想型で再燃性がある。殺した亡妻にも♂2才の長男がいるし、優生がのぞましい。今回も本人が入院間もなく内地から来て一緒に住った妻が方策もなく、分娩し、途方にくれている間に死亡した。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	慢性分裂病だが徘徊性・色情性があるので申請する。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	不明	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱(痴愚)のため	精神神経科	12条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱 右により、5児出産後数回の人工妊娠中絶を行い、育児は勿論家事も、貧困の状態で今後の妊娠不相当と考へ、申請する。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 右により家事及び育児の養育も不完全にして、人工妊娠中絶も数回に及び今後の妊娠不相当と考へ申請する	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1、第14条4の状態により、今後の妊娠不相当と考へ申請する。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病で実母も分裂病で当院に入院中で性的にも無知なようであるため	不明	4条	昭和40年代
20代	女	抜粋分裂病で色欲高進大で放浪性もあるようであるため	不明	4条	昭和40年代
20代	男	精神分裂病兼潜伏梅毒で入院しているが色欲高進大のため退院後を考へて申請。	不明	4条	昭和40年代
20代	男	精神分裂病だが不安落つきなく徘徊衝動、失踪性がある。一応落つきも色情性がつよく危険であるため申請する。	不明	4条	昭和40年代
50代	男	晩発性分裂病で当院には2回目入院であるが色欲高進大なるため婦女子を衝動的に襲撃するおそれ大であるため。	不明	4条	昭和40年代
20代	男	精神分裂病で再発を繰り返すため。	精神神経科	12条	昭和40年代
10代	女	別紙健康診断書の如く痴愚のため相手不明にて妊娠。現在妊娠6ヶ月なるも養育不能。今後も妊娠する可能性あるため、優生手術を施行。	産婦人科	12条	昭和40年代
10代	女	本人は白痴程度の精神薄弱者であり放浪性を有する。	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	悪質遺伝防止のため	産婦人科 内科 外科 眼科 小児科	4条	昭和40年代
40代	男	興奮性精神薄弱 生来精神薄弱があったが20才頃より女性に異常に興味を示す様になり、最近特にはげしくなり、子女に危害を及ぼす恐れが大である。兄の許可あり。優生手術を必要と認めます。	不明	4条	昭和40年代
20代	男	分裂病で衝動性大。	不明	4条	昭和40年代
20代	男	分裂病で衝動性あり。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	分裂病で色情的妄想がある。	不明	4条	昭和40年代
40代	男	分裂病で色情性、倒錯あり。	不明	4条	昭和40年代
40代	男	濃厚な分裂病の負因あり。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	①叔父(母の兄)が精神病であり、本人の次女が精神薄弱者で、遺伝関係が濃厚。 ②本人も重症痴愚程度の精神薄弱者であり、自分のことも家人の介助を必要とし、子供の養育を行う能力がきわめて低く、ほとんど不可能である。	精神々経科	不明	昭和40年代
30代	女	精神薄弱及び慢性胃炎・高血圧症があり今後の妊娠継続は母体の健康上重大な障害があるばかりでなく、生后の子供に遺伝のおそれあり	精神科	4条	昭和40年代
不明	女	優生保護法別表(一) そううつ病にかかっていることを確認しこの疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認める	神経科 精神科 内科	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱でかん性精神病であり■■■■■■■■■■で理解力判断力指南力不良■■■■■■■■■■でいる かかる実情のため悪質遺伝因子を除去する優生手術を行う必要があると認める	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱に伴う異常性格のための性的反社会的行動が多い。尚精神病的負因あり。	神経精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱者で道徳的並びに自己と他人の評価等が出来ず独立して社会生活を行うことが出来ないため。	精神科	不明	昭和40年代
不明	女	遺伝性精神薄弱のため	産科 婦人科	4条	昭和40年代
30代	男	慢性的妄想型分裂病で再三病院を出入しているが、性的混沌性、攻撃性を考慮すれば、現在入院中に手術をすませておいた方が安全である(但し当人は絶対しないとうそぶいてはいるが)。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	遺伝 兄の[氏名]、姉の[名前]と[名前]弟の[名前]何れも精神薄弱である。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
不明	女	父母はイトコ同志の近親結婚であり遺伝のおそれがある。本人は生来情薄で■■■■■■■■■■発病、小学及中学共最下位で卒業した 年令と共に色欲も高進しつつありこの悪因子の遺伝を防止するため優生手術の必要があると認める	精神科 神経科 内科	不明	昭和40年代
不明	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	不明	昭和40年代
10代	女	知能指数40程度の精神薄弱者であり初潮以降生理期になると易怒・粗暴、反抗的になる。生理の始末も全く自力ではできず加え最近異性に対する関心が高まって来た。又家系内に精神薄弱者を認める	神経科 精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病として、39.7.9より入院加療中であるが、疎通性、接触性等欠如し、感情の鈍麻も著明で専ら無為、自閉の生活を送り、欠陥状態にある。家庭生活、社会生活への適応は困難であるが現在妊娠の疑が濃厚である。また血族にも精神病者がある。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	男	分裂病で不安、落つきなく且性的混沌(17KS11.2mg/day)がみられる。	精神科	4条	昭和40年代
20代	男	分裂病で特に性的混沌、衝動性がある。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条別表の精神分裂病に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱児、遺伝性短指症、先天性心障害、生来知能、運動障害あり、読み、書き、会話不能	産婦人科	4条	昭和40年代



第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	一、本人が精神薄弱及び過期性精神異常の存在のため是非善悪の判断に従って行動する能力が不十分で特に性的な異常行動が惹起され、又しばしば男性にだまされ又暴力的に性的な被害をうけているため、又、妊娠により著しく精神異常を呈する事実のあるためである。 二、父方兄にアルコール中毒性精神病で死亡した事実がある。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	右の者は精神分裂病に罹患しており、その疾患の遺伝防止並びに別紙診断書に記載せし如く、妊娠分娩に伴う病状の悪化が予想されるので、公益上並びに本人の健康上、優生手術を行うことが必要であると認める。	精神科 産婦人科	不明	昭和40年代
20代	女	20才頃からの分裂病で色情性つよく徘徊衝動もある。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	1) 夫婦共に精神薄弱ですすでに4人の子供があるため 2) 精管結紮 3) 手術施行者 泌尿器科医 [医師名]	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	一卵性双生児の精神薄弱者である。双方共精神薄弱関係あり。最近性的関心強く、しばしば興奮す。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	生来性の精神薄弱であって、被動的であり他者に左右される事が多く且つ性的に不安定である。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	知能低く欲動である。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	慢性分裂病で家出・失踪性、衝動性あり、色情性もある。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	2回結婚している。先妻にいじめられ金をとられた苦にし徐々に発病。今の奥さんも長男が1人いるし、沢山子供がで精神病がふえたらと不安に思っている。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱 妊娠5ヶ月	産婦人科	4条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	癲癇発作を伴う精神薄弱(白痴)で月経の仕末も介助なしには出来ず育児能力全くないため優生手術が必要と考へられる。	精神科 産婦人科	4条	昭和40年代
20代	男	病名 精神薄弱 知能程度痴愚 右の如くで、身体的発育はほぼ順調で、性的衝動が多少とも見受けられるようになり、しかもそれに対して責任能力はないと思われる。しかもその状態は今後も持続すると思われ、将来の事故防止にも必要な措置と考えられる。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	男	小6卒最下位。粗野で無銭飲食で前科3犯もありアル中である。	不明	不明	昭和40年代
30代	男	子供の時から変つてた。よく先生に叱られた。若い頃から性格異常とアル中で家族を困らせている。子供は2人(10.姉嬢小6、20.長男小2)で3回もソープをしている。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	慢性分裂病で徘徊衝動あり。優生手術をしておくべきと思はれる。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	慢性分裂病だが、著しい精神病症状は改善され、他日社会に出ることも考えられるので、入院中手術をした方がぞましい。	不明	4条	昭和40年代
不明	女	遺伝性精神薄弱のため	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	男	精神病質性アル中で而も妻は従兄妹関係で子供は3人いる。父がアル中なので子供達もヒネかれて来た。も早これ以上ふやす必要なし。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	余りにも分裂の負因濃厚である。入院中優生手術をしておくべきである。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	永く病院においてあるが色情性あり、一応優生をしておくべきであると思はれる。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	知能も低く分裂病も多少慢性で社会的適応も不十分だし、それにだまされる懸念大である。両親も急いでいる。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	今年5月結婚、未入籍だが夫も遺伝を心配し優生手術希望す。(現在妊娠4ヶ月中絶予定)	不明	不明	昭和40年代
20代	女	生来精神判断力かなり低く責任感うすい。生活態度あまいで現在5人の子供をようやく生育させている状態である。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	子女養育に対する思慮分別甚だ低く、これ以上の子供を生育させることは、不能と考えられる。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱 判断力低く、子女養育態度全く無責任	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱 判断力甚だ弱く、既に5人の子供がありながら全く非協力的である。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱 夫婦とも判断力、責任感弱く、これ以上子供を生育は無理と思はれる。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来精神薄弱。現在、分別能力低く、子女養育に基く無関心である。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱 5人の子供が既にありながら全く協力的なく、思慮分別甚だ低し。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	家事及び子女養育にほとんど無関心 精神薄弱(生来性)	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱 子供4人のうち2人が精薄の疑。生来性の分別能力低く、子女養育これ以上不適と考えられる。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条による	精神科	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱者で兄弟姉妹ほとんどすべて低能、更に配偶者も精神薄弱者である。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	新中1中退で精薄がある。15~6才から家出飲屋に又バンバンをしてた。■■もしており遺伝的にみて優生が必要で来春退院までに手術予定。今まで5~6回も即して居る。	不明	不明	昭和40年代
30代	男	父が60才大酒家で、本人は今子供2人(1.長男4才、2.長女1.4才)に他に2■■ソープをしている。遺伝上も早子供は不要であり、再発を考えると家族の困難が痛感される。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	白痴である 現在子供が5人いるが全部精薄である	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	男	家族もバラバラで方向不明であり、本人のアフターケアは不能である。又危険な衝動性あり、優生が必要である。	不明	不明	昭和40年代
30代	男	本人は重症痴愚である。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病の再発の危険性の極めて大なるため。	精神科 産婦人科	不明	昭和40年代
20代	女	本人、配偶者共に聾啞者で兄弟にも共に聾啞者が非常に多く遺伝的素因が強いため優生手術をしたい。	産婦人科	不明	昭和40年代
20代	女	遺伝負因濃厚で、不安・落つきなし。	不明	不明	昭和40年代
20代	男	外因のない精薄で精神病質で、最近では色情性(倒錯)が高進す。	不明	不明	昭和40年代
20代	女	夫婦とも精神分裂症のため、現在入院治療中。	精神科	4条	昭和40年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	遺伝的にも、能力的にも子供をふやすことは無理だと思はれる。	不明	不明	昭和40年代
20代	男	病名の通り色気強く危険である。	不明	不明	昭和40年代
30代	男	子供が丁度2人(上が長男2.6才、下が次男3.8ヶ月)で、これ以上ふやしてもたてて行けず、遺伝的にもよくない。	不明	不明	昭和40年代
20代	女	白痴級の精神薄弱者であって、最近はいしばしば、興奮し、且好色的で異性に対し、興味を持ち接近したがる。	精神科	4条	昭和40年代
40代	男	遺伝負担濃厚である。	不明	不明	昭和40年代
20代	女	重症精神薄弱の状態にあり、自活能力に欠けるが、最近、非防衛的な態度から妊娠のおそれが顕著となって来た。特に同居人との関係に左記のおそれが生じている。	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神病に罹患し、且本人の色情的言動多く、入院中に妊娠したことあり。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	男	遺伝上又医学-社会的(medico-legal)な見地から手術がのぞましい。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱のため	不明	4条	昭和40年代
20代	男	今までの経歴・体質・遺伝性からみて手術必要。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1、第14条の状態により、今後の妊娠不相当と考え、申請する。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱。 右者、頭書の疾患、遺伝性・先天性の精神薄弱に罹患し、知能指数37で、判断・了解著しく低下し、異性に無やみに近づき、問題行動(性交渉その他)などあり。家族の監督下におかず精薄施設に入るも、無断で離脱したり、衝動行為も少なくない。本人は二重いと結婚という遺伝的に濃厚な負担も有している。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱	産婦人科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱者による言語障害、歩行不能(這って歩く程度)。 左で箸を持ち右振せんし運動不能。しばしば癲癇。月経有。家族構成上妊娠の危険あり	産婦人科	12条	昭和40年代
30代	女	生来精神薄弱のため	産婦人科	(3条)	昭和40年代
20代	男	精神分裂病で強力な治療するも寛解はせず遺伝性疾患であり更に強姦事件で服役したこともあり当所入院中も性的非行著しく優生手術を早急に施行すべきであると考へる	精神・神経科	4条	昭和40年代
20代	女	昭和37年5月初回の精神分裂病、発症。現在に至るまで三度の再燃をくりかえし、目下、分裂病性欠陥状態にあり、情意鈍麻がいちぢるしい。幼児3人があるが、満足な養育も不能である。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	優保法第4条による 病名白痴兼盲目。	産科 婦人科	4条	昭和40年代
30代	男	色情的反社会行動多く知能障害により抑制不能のため	精神・神経科	4条	昭和40年代
30代	男	精薄性アル中で子供が4人もあり、これ以上ふやしても困る許りである。家もミジメな状態にある。	不明	不明	昭和40年代
30代	男	遺伝性且精薄性アル中 heredo alcohol   Que oligophren   Que で子供が3人もある(1長女小3、2長男7才、3次男3才)、従兄妹同志で余り好ましくない。最近2回も掻把をしている。値上りで手術料が6000円になった。この際家族も希望し悦んでいる。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 右により受胎調節を指導するも実行出来ず人工妊娠中絶を数回に渡り行い家政も乱れ子女の養育も出来ず、今後の妊娠出産は、不適と考へ申請します。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 右により家政も乱れ、子供4人出産せるも養育出来ず又、人工妊娠中絶数回に渡り行い。今後の妊娠出産は不適と考へ申請します。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	本人は2才時脳膜炎に罹患、知能障害を残したもので現在その知能は白痴であり日常身の廻りの始末も出来ない。以上の様な理由で申請します。	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱のため	不明	4条	昭和40年代
20代	女	病名精神分裂病 40年2月5日頃発病し40年9月まで治療を行ったが今後再発の可能性が大である。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	精薄のため、拒絶することができない間に姦淫されて妊娠の恐れがあるため	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	幼少時より聾であることを不幸に感じ結婚しても絶対子供は産まないと申立ている 又父親は若い頃より相当遊興している。優生保護法第3条1項4号(遺伝性つんば)の適用を認めたい	婦人科	(3条)	昭和40年代
10代	女	関係の妄想あり妊娠しても子供の世話し出来ない	精神、神経科	不明	昭和40年代
10代	女	遺伝性精神薄弱(白痴)であるが徘徊多く裸で国道を歩いたり性的な興味のみられるようになった。	精神科	4条	昭和40年代
10代	不明	重度精神薄弱 右のため責任能力ないが生殖能力あり、今後妊娠のおそれあるため。	精神科	12条	昭和40年代
30代	女	一、精神薄弱(痴愚)脳性小児麻痺により両上下肢痙攣性麻痺で精密作業不能失調歩行。身体障害者等級表による級別3級(身体障害者手帳(旧姓[本人氏名])([都道府県名])番号第35、125号)子供が生まれても夫婦共に精神薄弱であるので子供の養育が出来ない。勿論、他に子供をみるもないので手術の適当と思慮します。二、夫、精神薄弱(軽愚)	精神神経科	12条	昭和40年代
10代	女	生来性の低知に加えて、最近月経時に一致して露出症が顕著となりほとんど全裸に近い状態になり、又性器に対する異常な興味を示す様になって来た。本人の母父共に本人に色気高進がみられる様になれば、職業上、本人を始終監視も出来ず、不安があるため、優生手術を希望している。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	特記すべき遺伝負担は明らかにし得ませんが、分裂病(緊張病)には間違いなく、現在までに5人の子供をもうけているが、育児不十分で、第5子は昨年3月に養子として出している。このような状態でも分裂病の発病(再発)も考慮して、これ以上挙子のあることをさけたく万一不承認の場合は、3条でも実施を夫も希望しておりますので、よろしくお願ひ申します。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 右により家事及び育児も不完全にして、人工妊娠中絶も数回に及び今後の妊娠不相当と考え申請する	不明	4条	昭和40年代
10代	女	一、精神薄弱兼テンカンを有し、自立、自衛の能力は極めて乏しく結婚、出産、育児の責任と能力がないと考えられる。 二、独りで遠くまでかけることがあり、性的な過失又いたづらをされることが容易に考えられる。	精神科	不明	昭和40年代
10代	女	優生保護法第4条別表にかかげる精神薄弱症に該当するので申請する	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第3条1項及び第4条1項の適応と認定する	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱により育児能力不良で長女(満6才)も精神薄弱により知能発育3才程度で参女の未熟児保育能力なく、知能及身体的発育不良。	産婦人科	(3条)	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代



第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	精神分裂病	産科 婦人科	不明	昭和40年代
10代	女	先天性精神薄弱の重度で子供の養育不能、優生学的に望ましい。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	過去数回に亘り精神分裂病の病名のもとに入院加療を受けている。その間一度結婚生活に入り1子をもっているが夫に間題行為があるとの事で母親より別れる様に言われ離婚す。以来[市町村名]にて接客婦なども行っていた。接客婦と同時に売春行為などもあったらしく昨年5月父親の分からない子供を生み養育していたが養育費がかかるとの事で出産後再び接客婦として働き、売春行為を行って現在妊娠4ヶ月末となっている。妊娠と相前後し不眠徘徊関係被害妄想などが現われ現在入院加療中であるが現在の生活環境では、再び妊娠のおそれあり 妊娠により病勢増悪も考えられ優生手術を行なう事が適当と思われる。	精神々経科	4条	昭和40年代
10代	女	生後21日目に産婆(故人)の紹介で実父母不明のまま養子としたので遺伝歴不詳であるが、話もできない白痴級精神薄弱にして、保護義務者の同意があるため。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱にて(尙鈍)簡単に男にだまされ昨年10月人工流産の手術をうけ、今回妊娠5ヶ月以上になって母親より指摘されるまで妊娠ということを理解せず、相手の男もはっきりと認知出来ない。以上のことから、出産しても育児の能力がないものと認めるとともに、本人の将来も考慮し優生手術を申請します。	精神神経科	12条	昭和40年代
10代	女	新中卒。成績わるく、家出が多く、スクエアダンスで一層悪化した。昭和40.8中旬、長い家出、性的混沌あり、だまされて妊娠のおそれあり	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	精神薄弱	産科 婦人科	(3条)	昭和40年代
20代	女	診断疾病の遺伝関係及本人が風俗的行為の被害者となるおそれがある。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	先天性精神薄弱のため。育児能力も充分なし。今後妊娠出産は不適と考え申請する。	婦人科	不明	昭和40年代
30代	女	先天性精神薄弱のため家事及び育児能力欠如し、出生児も精薄の傾向強いので今後妊娠出産は不適と考え申請する	婦人科	4条	昭和40年代
20代	男	再発性多く母も多分、分裂病のシニープあり、負因大。	精神科	不明	昭和40年代
10代	女	別表第2項の疾患にかかっているため、その遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であります	産婦人科 外科	4条	昭和40年代
20代	男	生れつきの精薄で徘徊、失踪性あり。色気づいたら社会的に危険だ。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	昭和35年精神分裂病にり患し、以来現在まで4回にわたり同病名にて入院加療を受けている。現在は昭和40年7月20日以降引きつづき入院加療中であるが寛解に至らず、又今後、再発をくり返すことは容易に想像される。遺伝負因は濃厚ではないが、本症の性格上優生手術実施が妥当と考えられる。	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	男	優生保護法第4条による	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	右の者精神分裂病にり患しているためにその疾患の遺伝を防止することが公益上必要である。	精神々経科	4条	昭和40年代
10代	女	当初の疾患にかかつており遺伝防止の為め。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	男	妻とは昭和33、4年間同棲し離婚している。今は浮浪・徘徊あり、衝動性もあるので危険だ。家族では完全に隔離してレナクなし。	不明	不明	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条別表の精神薄弱に該当するので申請する	精神・神経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱、育児不能	産婦人科	不明	昭和40年代
30代	女	精神薄弱(重症痴愚)	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	男	再三発病するのと子供が2人いるし(長男4才、次男1才)、も早これ以上ふえる和生活にひびくし、発病する子もあることを夫婦で心配している。妻は1回中絶している。	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	先天性精神薄弱で家事も満足にできない。また、生まれる子供も問題のある子供が出生するおそれがある。	産婦人科 外科	4条	昭和40年代
20代	女	情性欠如性精神薄弱でしばしば道ならぬ性行為が行われ、人工流産を繰り返している。尚血縁に精神病者がいる。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病にり患。現在2子あるも育児が出来ず施設に預けて入院中であり今後も育児の能力は不十分と思はれる。尚実姉が同じく分裂病にり患しているため優生手術を行ふのが適当と思われる。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	昭和25-6年頃、[医療機関名]に入院、ここでロボトミーをうけた欠陥分裂病であるが、性欲もあり、優生をしておいた方がよいと考えられる。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	同一家系内にかなり濃厚な精神分裂病の遺伝負因を有しかつ又患者は既に4児を挙げているので精神分裂病の遺伝防止をはかるため	神経科 精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱(重症痴愚) 子供の生年月日も解らず又、一桁計算も出来ない。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	男	遺伝性疾患である精神分裂病にり患しあるため。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	幼少時より脳性麻痺があり、高度の知能障害を有し、時々怒りっぽくなり、物をこわし、外に飛び出すことがある。自分の身のまわりの事も1人で出来ない。	精神神経科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱(重症痴愚) 配偶者も精神薄弱で精薄家系、子供の養育能力なし	精神科	不明	昭和40年代
30代	女	右の者精神分裂病(精神科医診断)にり患、治療中にして2児の哺育不充分且、遺伝防止の為優生手術(マドレーネル氏法)施行を適当と考える。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	一、内因性精神病にて遺伝的素因が大である為。 二、妊娠により症状の増悪がみられる為。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	男	遺伝負因あり。子供も長女年齢4才、長男2才で、それ以上ふえると病人が将来に出るし生活が困難になる(目下入院のため生保をうけているし冬分大工の失保がもらえないので困っている。)	不明	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱により知能程度小学生4年程度、日常生活に親の監視を必要とし尚道徳的善悪感を欠き、過去3回の人工妊娠中絶を施行した。	産婦人科	(3条)	昭和40年代
20代	女	精神薄弱並びに癲癇のため。	内 小 外 産婦	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱者にて、妊娠、出産、育児に適さない故に申請する。	産婦人科	12条	昭和40年代
30代	男	マスキング	精神神経科 内科 外科	4条	昭和40年代
20代	女	非定型精神病の為、育児困難、また子孫に対する遺伝性を考慮し、優生手術の適用を要する。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	男	精神薄弱のため子供の養育に不適当と認める。	皮膚泌尿器科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病。発病時期不明。6年前精神科に入院の既往歴あり。以後被害妄想あり。知能程度低く、度々妊娠、人工流産施行している。患者同胞に癲癇にり患せるもの1名あり。	精神神経科	不明	昭和40年代
10代	女	精神薄弱で特殊施設入所中。父母の希望による。	精神神経科	12条	昭和40年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	精神薄弱で特殊施設入所中。父母の希望による。	精神神経科	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱で特殊施設入園中である。父母の希望による。	精神神経科	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱で特殊施設入所中。父母の希望による。	精神神経科	12条	昭和40年代
30代	女	本人及び配偶者も精神薄弱者である	不明	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	現在精神分裂病のため入院加療中の患者である。発病は昭和38年夏頃と推定される。妄想幻覚状態にて精神運動不穏を示し昭和38年8月より39年2月まで入院加療を受け寛解状態に達して退院したが、再び状態悪化し、妄想幻覚状態にて暴力を振うに至り本年5月21日に入院した。入院後検査により妊娠3ヶ月と診断されたが性交の相手は全く不明で複数と思われる。患者は分裂病欠陥状態のため精神鈍麻、思考障害著しく、予后を考慮するに当たり優生手術が必要と思われる。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	重症精神薄弱	精神神経科	12条	昭和40年代
20代	女	真正癩病家系であるため	精神神経科	4条	昭和40年代
40代	男	精神薄弱	不明	不明	昭和40年代
10代	男	父親に病的酩酊、母親に精神分裂病があり遺伝素の負は良くないと考えられる。くわえるに先天的単純血管腫、精薄が存在している。又現在のエロチックな行動が社会に与える影響も無視出来ない。	精神神経科 内科	4条	昭和40年代
30代	女	子供が2人いる(上、長女小1、下が長男5才)、近く再婚したい。くわえて発病したら困る。夫になる人も子供いらない。悪化したら困ると理解している。	不明	4条	昭和40年代
20代	男	精神分裂病で母より遺伝傾向著名	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝と関係がある病気であり病状悪化(即ち癩癰の類発と其の後の異常言動)は妊娠と関係があると思われる。即病状悪化のさい癩癰重積による生命の危険も考えられるし又もし妊娠中であれば胎児に対する悪影響も考えられる。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱	精神々経科	12条	昭和40年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	患者は精神分裂病に患しており、同病の遺伝負因も考えられるのでその予防と、また、妊娠・育児による同病の悪化も考えられるので、その予防のために優生手術を申請いたします。	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	数年前よりしばしば、家出、徘徊をなし男と遊び数回に及び妊娠しその相手を知らない。痴愚精薄者である。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	生来知能悪く、IQ41で、一般社会知識の乏しい精神薄弱者。てんかん発作を有す。本人の叔母が精神薄弱であり遺伝性精神薄弱と考えられるため。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性濃厚	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和40年代
40代	女	本人は陳旧性精神分裂病者であり、社会生活に適応し得る程に病状が快復する見込は先ず無い。又本人の兄■■も精神分裂病で事故死をしており遺伝的な負因が認められる。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	不明	一、遺伝調査書のとおり子供の知能がひくく、子供数も多く、育児能力がないため 二、事例の妊娠のたびに妊娠腎を併発し、母体の健康度が著しく低下するため	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱(重症痴愚)	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条による	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病で人格変化著しく、責任能力なく子供の育成も不能	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱 右による出産前後数回の人工妊娠中絶を行ない育児は勿論家業も貧困の状態で今後の妊娠不適当と思う	婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	小児期の頭部外傷のため知能発育停止徘徊癖あり無意味なことを一日中喋っていて落着かないときに突然興奮状態となり■■■症状甚だしく現在入院中であるが知能は白痴で徘徊癖などから考察するに退院後も結婚等は考えられないが性的知識全くなく妊娠等の危険充分に考えられる。	産婦人科	12条	昭和40年代
30代	女	現在既に3子を産出しているが第2子分娩後現在まで育児や家事などなげやりで最近素行多し精神分裂病と診断される。現在妊娠2ヶ月にて病状も可成り進行しており今令的にも今後の妊娠の可能性充分あり。既に3回の人工妊娠中絶術をも施行しており永久不妊の必要ありと認む。	産婦人科	12条	昭和40年代
不明	女	別紙健康診断書の通り	産婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	現在【施設名】に入所中であるが最近性的興味を示し、男性に接近したがる傾向あり。	精神科	不明	昭和40年代
10代	男	現在【施設名】に入所中であるが最近性的に興味を示し、女性に接近したがる傾向が強い。	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	精神薄弱(痴愚程度)	精神々経科	12条	昭和40年代
40代	女	精神薄弱症	不明	(3条)	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱。時に怒りっぽくなり、性的関係のわきまもなく、妊娠に至るも出産、育児の能力なし。又未婚であるにも拘らず今後共妊娠の恐れあり。(現在妊娠5ヶ月)	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	幼少時より癩癰発作あり、今回、不全流産し、病状がそのため悪化し、妊娠中にも癩癰重積発作を認めている。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	男	精薄だが最近色情が高進し嫁をほしがり行動化の傾向もある。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	子癩前症兼精神分裂病	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	本人が精神薄弱の為	産婦人科	4条	昭和40年代
40代	男	慢性分裂病だが、その中に退院できるかも知れない。本人はカマドをもちたがっている。それでそれまでに一応優生手術をしておいた方が安全だと思はれる。(昭和42年3月以前になるべく決定下さる様)	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱及てんかんのため。育児能力に欠き、日常生活能力も低いため、今後妊娠、出産は不適当と考える	不明	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	不明	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	神経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱のため	精神々経科	4条	昭和40年代

第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
不明	男	マスキング	精神科	12条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神科	12条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	配偶者は、既に昭和41年12月27日脳溢血で死亡(当時本人は妊娠5ヶ月)本人は以前にも配偶者以外の男性との妊娠歴を有し、今回の妊娠中も他の男性と角角の噂あり生来精薄で兄弟にも精薄の者あり配偶者の死亡後の今後も充分妊娠のおそれあり遺伝性精神薄弱と認む	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1項、第14条の4の状態により今後の妊娠不適当と考へ申請する。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	現在、生後10ヶ月の男児があるが精神疾患のためその養育も満足に出来ない。今後、新たに産んでも満足な養育のできる可能性は少ない。また本人及び夫は聾啞者でありその遺伝的面も考慮すると優生手術を行うことが適当と考えられる。また、本人、夫及び家族も優生手術を希望している。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	本年1月16日〔施設名〕を退院 精神薄弱者の為今後妊娠のおそれがあるため	精神々科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 生来性	外科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 生来性	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 生来性 右により家政乱れ、今後の出産育児の任にたえず本手術の適応を認め申請します	不明	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性、先天性難聴(近親者に聾啞者あり)	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	これまでに2回、精神分裂病様の症状を認めているが、何れも出産後2、3ヶ月位で症状悪化し、不眠、不穏状態で独語等を呈した。この様に精神症状と出産には関係がある様と考えられ、今後妊娠・出産により症状再発する怖れもあり、その場合子供の養育も不可能となる。本人及び夫も優生手術を希望している。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱にかかっているため	精神神経科	不明	昭和40年代
30代	女	今回で3回目の入院だがその間でも完全な寛解ではなかつた。子供は3人(長男中2、長女小4、次女6才)あり。それ以後はソーハ2回している。優生手術で頭を悪化させてはと取り越し苦労をして今まで申請していなかつた。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1項第14条の4の状態により今後の妊娠不適当と考へ申請する。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	患者は精神薄弱で子女の養育能力がないし、「また遺伝の可能性も考えられる。」最近、特に男性に強い関心を示し好んで接近しようとするため性的問題を起こす危険性があり両親が優生手術を希望している。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱 右疾病のため子女養育等にたえぬため該当と認め申請します	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱 右疾病のため子女養育にたえぬため該当と認め申請します。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	先天性の精神薄弱である	精神神経科	4条	昭和40年代
40代	男	亡兄〔名前〕は永い分裂病で当院で死亡。本人も分裂型のアルコール中毒で母も死に今は単身者である。遺伝負因大につき、手術し、社会復帰の節は女房を世■■■のも一案と考えられる。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	「聾啞」のため現状において出産、育児に障害あるため	婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	一、右本人は精神分裂病患者であり、十分出産・保育の任に堪えられない。 二、妊娠・出産により病症が増悪・再燃する可能性がある。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病にり患しているが、父・伯父が精神病にり患(死亡)して居り、遺伝性と考えられる	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	過去に数回躁状態をくりかえしており、その状態になると性的に無分別となり私生児を出産している。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱にして夫も又知能が低く現在夫は土工夫。生活窮迫し精薄児を生む。今後分娩があれば遺伝するものと思はれる。	不明	(3条)	昭和40年代
20代	女	精神薄弱症	産婦人科	(3条)	昭和40年代
30代	女	精神薄弱症	産婦人科	(3条)	昭和40年代
30代	女	精神薄弱症	産婦人科	(3条)	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1項第14条の4の状態により、今後の妊娠不適当と考へ申請する	不明	4条	昭和40年代
20代	女	現に2児を有し別紙診断書の如く児の面倒も見ないので優生手術を行っては如何でせうか。	産婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	生来の精神薄弱でIQ30以下。処女歩行も1才10ヶ月、言語の発達も悪く就学不能である。昨年10月より月経あり。最近性的行為に興味を示す様になつた。家族も優生手術を強く希望している。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	患者自身が精神薄弱(魯鈍)であり、母親ならびに妹が精神薄弱であることから遺伝的素因が考えられる。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条による	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条による	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱のため子供の養育に不適当と認める。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	生来の精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	生来性の精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	生母〔氏名〕(〔本人の名前〕2才の時に死亡)が精神薄弱者であり、本人の精神薄弱は遺伝負因の濃厚なものと考えられる。又、最近、性的非行がみられる様になり、至急、優生保護措置を講ずる必要があると考えられるため。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	男	痴呆ナルモ性欲アリテ、近所ノ幼児ヲ犯シタ事アルタメ今後ソノ様ナ事ノ無イ様ニシタルタメ	不明	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性精神薄弱、夫も知能障害あり現在7人の子供もつているがそのうち上4人までが精神薄弱であり今後も尚生殖能力あり。従つて優生手術施行が望ましい。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱の為、育児不可なるため、卵管結紮による不妊手術を必要とす	不明	不明	昭和40年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	父は喘息肺結核で死亡していないが母親は現存している。併しこの母は精神薄弱者であり、その子供は4人いるが皆精神薄弱者であり殊に本人のすぐ下の弟2人(双生児)は全くの白痴で自分の身のまわりの事も出来ない状態で当【施設名】の不潔室にかく離している。本人は痴愚的の精神薄弱であるが性的に放縱的傾向あり、時々50才代の男と同様したりして母としての保護指導は勿論期待出来ず再三妊娠しては中絶する始末である。一時期避妊用リングを使用していたが不衛生のための炎傷を起している。以上の理由で優生手術を■。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	本人並に、配偶者の精神薄弱による	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	接枝分裂病	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱症(白痴)	産科 婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法別表(二) 遺伝性精神薄弱により。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法別表(一) 遺伝性精神病(癲癇) (二) 遺伝性精神薄弱 (三) 顕著な遺伝性精神病質(顕著な犯罪傾向)があるので、申請致します。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法別表(一) 遺伝性精神病(躁鬱病、癲癇) (二) 遺伝性精神薄弱 (三) 顕著な遺伝性精神病質(顕著な性欲異常)がある。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法別表(一) 遺伝性精神病(癲癇) (二) 遺伝性精神薄弱 (三) 顕著な遺伝性精神病質(顕著な性欲異常)により。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法別表(一) による癲癇 (二) による遺伝性精神薄弱 (三) による顕著な遺伝性精神病質(顕著な性欲異常、顕著な犯罪傾向)	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法別表(一) 遺伝性精神病(精神分裂病)により。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病の欠陥像を呈しており、既に2子がある。	精神科 産科	不明	昭和40年代
10代	女	痴愚級精神薄弱児であり現在【施設名】に入所中である。数年前より性的に興味を示し好色の態度がみられる。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	痴愚級精神薄弱者であり最近では色情的になり入所中の男性に対して挑発的態度を示し性的経験もあるもようである。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱者であり最近では性的に異常な関心を示し男性に接近しようとする露骨である。母系家族中に精神病者がある。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	著しい遺伝負因があり且本人は色情的にルーズで性関係もあり、何回も却している。先日も即すにお金がかかってお袋が騒いでいた。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	右片側性痙攣麻痺、残遺性てんかん及び知能低下を認め、社会的適応に対する予後が不良であるため。	精神科 産科	12条	昭和40年代
10代	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
10代	女	一、最近多弁・徘徊が目立ち色情的な行為がみられる事。 二、父方の血族中に精神者が多い事、父の同胞7名中4名が精神者である。	精神科 産科	4条	昭和40年代
10代	女	精神病質人格(意志薄弱・軽佻者)にして不純な異性交遊が多く、現在妊娠中なるも本人もその父親を知らず、育児・教育の能力なく、今後かかる行為がくり返されるおそれが多分にある。尚異常な性欲高進状態が見られる	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	痴愚級精神薄弱者であり現在結婚し4子を出産したがその養育不可能であり長男8才の知能発育著しく遅延す。母親も精神者の模様で遺伝負因濃厚である。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病	内科	4条	昭和40年代
30代	女	被手術人は精神分裂病で現在治療中であり、夫も肺結核で長期に亘り治療しております。一家は生活保護を支給中であり、二男・三女の出生にも苦慮した現状、本人側の強つての希望もあり早期に手術の必要があります。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱にて多産婦現在5人の子を有し(内第4・第5子は双生児) 加えて先妻の子2人(第1子は白痴)を養護し現在生活保護を受けている 又其の後3回妊娠を重ね其の都度人工中絶術を行っている。	産科 婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	父に神経疾患を思わせるものあり 同胞5名の中、本人を含め3名が発病しいずれも精神分裂病であり遺伝負因は非常に濃厚である。患者は強姦されそうになったこともある(入院前)	精神神経科	不明	昭和40年代
30代	女	鬱病	精神神経、内科	4条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神科	12条	昭和40年代
不明	男	マスキング	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	最近数ヶ月前より色情高進をみとめ、道徳的観念の欠除から妊娠の機会あり。昭和42年6月24日、妊娠2ヶ月にて子宮内容除去術を受けた。今後もその危惧がある。 なお昭和40年5月以降症候性てんかん兼精神薄弱にて通院加療中である。	不明	4条	昭和40年代
30代	男	先妻に2人后妻(これも分裂病発病【医療機関名】に入院して離婚した)に2人あつて、これからも、低格な女性と一緒に子育てがふえるおそれがある。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱者であり、一人で外出する傾向があり、妊娠したため、今後のこともあり、優生手術施行を必要と思う。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱のため	不明	4条	昭和40年代
30代	男	3~4年来の分裂病で、生活の当てにならない。妻も困っている。子供も上が長男6才で下が次男2才ができた。遺伝負因が濃厚な家で生活上から言っても産児制限しないと共倒れになるおそれがある。妻も同意している。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	本人も子供を生んで産後発病したことがあり、子供を作らないと言っている。夫は既往症を知らずに結婚したと不安を覚え、両者共優生手術に同意している。2ヶ月位で退院見込みで在院中手術できる様手配したい。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	知能障害著明なため(痴愚)	精神科 産科	4条	昭和40年代
40代	男	優生保護法第4条に基づく別表「血友病」に関連し、別添家系にみるが如くかなり濃厚な遺伝性があり向後の遺伝防止の為に当該手術を必要とする	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病にて入院中のものですが、本疾患は遺伝的傾向多大にあるものと思はれ、又発病中と思はれる■■■■に妊娠5ヶ月となり人工流産術施行せることあり。上記に依り本手術を適当と認め申請します。実父■■■■の許可あり。本人も本手術を希望しております。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	生後1年位で麻疹脳炎患精神薄弱で家族歴にも遺伝関係の傾向認め 中学2年にも妊娠5ヶ月で人工妊娠中絶術今回も8月3日妊娠9ヶ月死産の経歴あり性的知識全くなく性格は従順単純で粗悪性はないが脅迫や他人の誘いに乗り易く今後共妊娠の恐れ充分にあり知能程度も小学生低学年程度にて前回の妊娠歴からしても優生手術の必要を認め	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱 優生保護法第14条1、第14条の4の状態により今後の妊娠不当と考へ申請する	不明	4条	昭和40年代
20代	女	別途診断書のとおり	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	出産後うつ病の再発を3回くりかえしており本人も夫も優生手術を希望しているため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代

第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	男	アル中で治りにくい形である。子供が3人いて妻は生保をうけている。下の子は昨年1月出産した。退院したら又できるので入院中に手術がのぞましく妻も賛成している。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	癲癇発作の頻発にもない、強い性格変化のため、目下著しい家庭内不適応の状態にある。特に就学前子供に対しても、衝動的に感情のおもむくまま、しばしば暴力をふるい、この傾向は増悪の傾向にあり、子供の養育にも著しい困難をきたしている。この状態は妊娠初期において著しく、昭和42年8月、このため人工妊娠中絶を受けている。又第1子及び姪に癲癇発作がみられ、遺伝負因の存在も証明し得る。	精神々経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	12条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	これまで種々の受胎調節の指導をしたが実行できず中絶をくり返しこのままの状態では母体の健康を著しく障害する可能性があり、又優生学的にも手術を必要とする。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病にて人格水準の低下が著しく思慮・判断を欠く。性的異常行為も目立ち、単身者にてバーなど転々としてつとめを変え、今まで3回程人工流産を行っている。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	てんかん 並に、父娘間に生れている外、母の弟は聾啞である。遺伝性疾患を伝えるおそれあり。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性の精神薄弱(痴愚)である	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱であり、両親及び兄弟、子女に精神薄弱を認め知能は魯鈍程度、優生保護法による優生手術を必要とする。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	病名精神分裂病のため。 性格変化認められ知能水準の低下著明である。又自閉的であるが時に易刺激性の高進が認められる。現在まで中絶2回	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	別表(一)による、精神分裂病のため。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	別表(一)による、躁鬱病、(二)による興奮性痴愚により。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神病と認められ優生保護法第4条に該当する。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	男	別表(一)による、精神分裂病により。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	別表(一)による、精神分裂病。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性精神病と認められ優生保護法第4条に該当する。	精神神経科	4条	昭和40年代
40代	男	別表(一)による、精神分裂病のため。	不明	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科	4条	昭和40年代
40代	男	妻の精神障害のため	内科	4条	昭和40年代
40代	女	■■■■…■■■●精神薄弱■■■■…■■■	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病患者が家系に居る。妊娠初期より大量の向精神薬を服用して居る。将来再発の可能性がある。欠陥状態■■■■悪化する事が考へられる。現在2子をもうけている事。	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	婦人科	12条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	重症痴愚段階の知能障害のため。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	本人は昭和41.12.9より42.7.31まで分裂病で当院に入院、引つづき通院投薬をうけているが、今回妊娠したらしい。すでに子供2人(上が長男4才、下長女3才)あり。夫も希望しない。本人も優生手術を希望して来院した。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	■■■■…■■■●精神■■■のため	マスキング	不明	昭和40年代
30代	男	分裂病で5~6回入院(昭和39.3以来)しているが、妻や家族に反感を持ち他に入院中スキナ女がで交際・文通しているの、相手に妊娠させ色々なトラブルがおきては困ると妻も心配している。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	本人は陳旧性精神分裂病で発病以来約15年脳白質切せつ術をうけ、脳荒廃状態にであるが、不正出血著しく、婦人科的に治療をうけているがとまらず、また、本人は、その始末を全く出来ない状態にある。更に、性的興奮著明で異性に接したがる。	精神科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱、妊娠中毒症後遺症(高血圧症)	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱により、4~5才程度の知能であり月経時処理も出来ない	産婦人科	12条	昭和40年代
20代	女	抜技分裂病で入院中、遺伝の可能性もありうる。	精神々経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	TBと分裂と両方投薬をうけているが肺活量が1000ccにて妊娠、分娩により精神・肉体共に著しい悪化を来すと思われる。本人も心配し手術を希望している。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	幼児脳性小児麻痺にり患 身体障害者4級 精神薄弱(知能指数30)	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱(知能指数39) 本年[月日]長女[名前](生後8ヶ月)を絞殺せしめた。[月日]より精神衛生法による措置入院中である。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	新中卒後間もなく家出・性的抑制乏しく2号になり中絶。その後グレン隊の内妻となり、長女出産した。而もヒモつきの接客婦で改心の情欠。又妊娠のおそれあり。子供は乳児院にあづけてある。非行・売春・不適応あり。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	■■■■…■■■●遺伝性精神薄弱■■■■…■■■	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	患者の母が精神分裂病であり、濃厚な遺伝的素質があると考えられる。 また、患者には1子があるが父親が誰であるかわからないような状態である。	精神科	4条	昭和40年代
10代	男	重度の精薄で異常に性器が発達し性衝動も強い。	不明	12条	昭和40年代
20代	女	異性に対する興味強く常に徘徊するため。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病にて過去に3度程入院退院をくり返しているが退院して社会生活をしている時に色々問題があり不妊手術の必要を認める	精神々経科	4条	昭和40年代











手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	男	本人知能程度低く又家系的にも認められること且つ妻は尚知能低く然も心弁膜障害高度にして不治のもの(現在入院中)	産婦人科 外科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病としての人格荒廃が高度であり育児は全く不能である。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱にして嚔唾もあり、妊娠分娩し、子供を育てる能力は全くないので、永久不妊手術を必要とする。	産婦人科	12条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱(別紙診断書)	産科 婦人科	12条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条による。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	■■■■■■■■■■本人が精神薄弱のため■■■■■■■■■■	マスキング	12条	昭和40年代
10代	女	遺伝関係と考えられる精神薄弱者(痴愚)であり性的乱交がみられ既に私生児を分娩している為	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	てんかん痙攣発作頻発し、加えて生来性の精神薄弱があり、その程度は白痴にして身辺の処理も不可能の状態である為。	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱、てんかん。	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	マスキング	4条	昭和40年代
10代	男	精神薄弱及び躁鬱病にからみ、女児へのいたずら(性器・下半身をぬぐす等の行為)があり、危険をともなう。(現在将来において)	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱 知能指数30点程度・家事育児の状態その能力低位であって今後の生活上重大な支障が予想せられる	精神科 内科	4条	昭和40年代
10代	女	病名 精神薄弱及び真性癲癇 優生的見地より不良な子孫の出生防止及び母性の生命健康を保持の必要ありと認められるので優生保護法により申請する。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱(痴愚)	精神々経科	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱である為	マスキング	4条	昭和40年代
10代	女	一、遺伝的に精神病がある。■■■■■■■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	昭和30年に精神分裂病を発病し、現在欠陥治ゆの状態にあるが、妊娠出産に際して易怒、興奮、不眠などの傾向を示し、症状が増悪する、現在子供が3人あり、主人は脳炎後遺症で出産計画などを調整することが難しい。	神経科	12条	昭和40年代
40代	女	優生保護法第4条別表に掲げる精神分裂病に該当するので申請する	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	てんかん兼精神薄弱にて措置入院中であるが、最近、とみに異性に對し興味を示し、又男子患の中にもそれをいいことにしていたづらをするものもいて風紀上よろしくない。精神薄弱が改善するとはとうてい考えられず、これから家庭に復帰出来たとしても男性にもてあそばされることも考へられ、本人並家族の将来を考慮し優生手術を適当と認めます。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条による	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	白痴	産科 婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	白痴級の精神薄弱であり、自分自身の生活にも他人の介護を必要とする。生理の仕末も全く出来ず不潔である。脳性まひで体は不自由であるが歩行は可能で、戸外にも出歩く。最近年令的にも性的な面がみられ両親は極度に妊娠を心配している。	精神々経科	12条	昭和40年代
30代	女	誰・彼の見境もなく性交を行い、家庭を築く能力なく、或は児を生産した場合、これを哺育し、独立して生計を営む能力にも欠けていると認める。	産婦人科	12条	昭和40年代
10代	男	脳性小児麻痺にて性的凶暴性あるため	泌尿器科	12条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病で再三再発入院を繰返し、明瞭に内因性の精神病であることから、子孫への悪影響が懸念される。	産婦人科	4条	昭和40年代
40代	男	遺伝性精神薄弱のため■■■■■■■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病のため	マスキング	4条	昭和40年代
10代	女	別表(一)精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	別表(一)精神病質	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱のため	マスキング	12条	昭和40年代
20代	男	遺伝性精神薄弱のため	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	別表(一)精神分裂病	不明	4条	昭和40年代
40代	女	別表(一)接枝性分裂病	不明	不明	昭和40年代
40代	女	別表(一)接枝性分裂病	不明	4条	昭和40年代
20代	女	濃厚な精神薄弱負因をみとめ、加えて現在分裂性欠陥状態にある。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	患者は精神分裂病にて当科入院中であるが、本年3月第1子出産後より精神異常を来し、家事とか育児をほとんど出来ない状態にて、今後妊娠により精神異常の悪化を来す恐れあることと、子孫に精神病の遺伝することを防ぐ目的に優生手術が望ましいと考える。	精神科	4条	昭和40年代
40代	女	本人は精神薄弱者にして■■■■■■■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱 夫[氏名]は嚔唾者である為、育児困難である。	不明	12条	昭和40年代
30代	女	無為、■■、自閉、支離滅裂思考、感情鈍麻著しく、緘黙にして質問にも応ぜず、子供の面倒も満足にみる事が出来ない。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱と思はれること、及子供が精神薄弱であり、遺伝の可能性がある。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	精薄(IQ40)及び周期性精神病にて子供の育成・教育が不能である。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱(痴愚級)	不明	4条	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	顕著な性欲異常あるため	マスキング	4-12条	昭和40年代
10代	女	昭和43・10月上旬から急に悪化、不眠、不安、被害妄想、幻聴、殊に幻視つよく興奮し切っていた。破壊性、失踪性もあり。昭43・10・17-同44・4・28第1回入院。退院投薬中又悪化、徘徊、失踪、それに性的混沌あり、出たがり興奮し昭44・11・22再入院して■■■■■■■■■■。母上自身本人の優生を希望し相談あり。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	痴愚級の精神薄弱である。同時に情動面の障害が強く、衝動行為、自傷行為、嘘言などがある。さらに最近にいたって、異性に関心が強まり「男性と性的行為があった」などと放言する。本人は、知能面から考えても、判断力があり、万一、憂慮すべき事態が起らないとも限らない。	神経科 精神科	4条	昭和40年代
20代	女	真性てんかん及精神薄弱■■■■■■■■■■	マスキング	4条	昭和40年代





第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	一、精薄の原因となるものが後天的にみられない。 二、血縁に遺伝性疾患があり兄情薄【施設名】収容中。精神薄弱遺伝を防止するため	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
10代	男	一、精薄の原因となるものが後天的にみられない。 二、血縁に遺伝性疾患が多い。母の姉に2人先天盲 母の姉に2人、せむしが居る。精神薄弱遺伝を防止するため。	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	男	遺伝が明白で父はてんかん及び精神分裂病であったが死亡。母精神分裂病、姉が精神薄弱者である。精神薄弱遺伝を防止するため	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
10代	男	精薄の原因とみられるべき後天的疾病なし。母系祖母に精神病者あり。父方叔父、母方叔父に酒乱あり。父の従兄に犯罪者あり。精神薄弱本人保護のため。	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	男	一、精薄の原因となるものが後天的にみられない 二、本人に自立能力が全くない。精神薄弱本人保護のため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	女	一、精薄の原因とみられるべき後天的疾患がない。両親は従兄妹同志である。 二、本人に社会自立能力が全くない。精神薄弱、本人保護のため。	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	男	精薄の原因とみられる後天的疾患がなく、両親は叔父姪の血縁結婚。本人に社会生活能力がない。精神薄弱本人保護のため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	男	一、遺伝が明白である。兄【名前】精薄、次兄【名前】精薄 兄【名前】精薄。 二、本人に社会生活能力なし。精神薄弱遺伝を防止するため。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
10代	女	一、精薄の原因とみられるべき後天性疾患がない。 二、妹【名前】は先天性の全盲である。 三、本人に社会生活能力がない。精神薄弱遺伝を防止するため。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱により■■■■…■■■■不測・事故発生の恐れあるに因り。	不明	12条	昭和40年代
不明	女	遺伝性の精神薄弱であり■■■■…■■■■不測事故発生の恐れある為	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱の遺伝を防止するため	産婦人科 内科	4条	昭和40年代
10代	女	重度精薄であり、精神状態も不安定のため、優生保護の必要を認めるため。	精神神経科	12条	昭和40年代
30代	男	母・本人が分裂で負因濃厚。それに本人も若干■■を残し適応力不十分。優生によりカマドをもつても2人でたべて行ける。本人も納得手術を希望している。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	本人は精神科医の診断に依れば痴愚であり祖父、母が精薄であり遺伝を防止するため	内 小 産	4条	昭和40年代
不明	女	遺伝性精神薄弱にしてその疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要にあるため	神経科 内科	4条	昭和40年代
30代	男	優生保護法第12条該当による。	精神科	12条	昭和40年代
20代	女	劣悪素質を遺伝する可能性あり	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	劣悪素質を遺伝する可能性あり	産婦人科	12条	昭和40年代
40代	女	精神薄弱の遺伝を防止するため。	婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱で著しい性格異常があり16才からほとんど施設、精神病院にいて、社会・家庭内適応ができない。その上色情性つよく昭43・9・今回もハイヤー運転手と関係妊娠したが旅館のオカミに言われ却した。退院にて社会に出るにしても優生手術をうけておくことが望ましい。子供を養う能力なし。旅館■■■の下働きはつとめてもだらしなく能力低く、給料は涙金位だ。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	昭和42年2月発病。精神分裂病の診断のもとに約1ヶ月入院していた事あり。最近関係被害妄想に支配され不穏状態を呈すに至り、相当期間社会生活は不可と思われる。	精神々経科	4条	昭和40年代
10代	女	別表(一)精神分裂病	不明	4条	昭和40年代
20代	女	軽愚であり、又、自閉傾向をもち社会的自立は不能である	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病にて再発をくり返し完治は望めない。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	痴愚であり、社会的自立、育児など不能である	不明	4条	昭和40年代
30代	女	非定型性分裂病にて、自立・育児は不能である	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱(重度痴愚)のため 育児不能	神経科	4条	昭和40年代
10代	女	本人の福祉のため	産婦人科	12条	昭和40年代
30代	女	遺伝性精神薄弱(白痴級)	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	てんかんに罹患しており大発作・小発作等あり。法第4条に該当すると考えられるため。精薄がある。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	右の者に対して、精神分裂病の遺伝を防止するため、優生手術を行うことが公益上必要であるとみとめる。	神経科	12条	昭和40年代
10代	女	優生保護法第12条による。	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	優生保護法第12条に該当するため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	女	優生保護法第12条該当	精神科 神経科	12条	昭和40年代
10代	女	優生保護法第12条に該当するため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	女	知能発育制止、痙攣発作などあり、本人保護のため	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱症	婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱のため育児、扶養能力がない。保護義務者が同意している。	精神科 内科 小児科	12条	昭和40年代
30代	女	生来性精薄	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病	不明	4条	昭和40年代
30代	女	接枝性分裂病	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱の子供を産ませない為め	内科 外科 産婦人科 小児科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱の遺伝を防止する為め	内科 外科 産婦人科 小児科	4条	昭和40年代
10代	男	内因性の精神薄弱であること。更に、色情行為がみられる。	精神科 神経科 内科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱生来性	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)		
			診療科名	申請 条文	
不明	男	■■■■…■■■■遺伝性素因濃厚な為。	精神科	4条	昭和40年代
不明	男	■■■■…■■■■不測の事態が憂慮される為	精神科	12条	昭和40年代
不明	女	■■■■…■■■■不測の事態■■■■が憂慮される為	精神科	12条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病にり患し、昭和39年頃より再三再発をくり返し今までに4回入院しており、現在、感情鈍麻、無為等の慢性欠陥症状が認められ、何後も病的推定状態をくり返すと予想される。前園入院中医師より優生手術をすすめていた。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条 精神薄弱	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	抑うつ性精神病者であり、父親にもその傾向が見られる。又昭和45年3月24日2人の子供を殺害、自身も自殺企図があった。(反応性うつ病) 将来の危険性を考えて、本人も優生手術を希望している。	不明	4条	昭和40年代
不明	女	■■■■…■■■■優生手術の適応例と考える。	神経科	4条	昭和40年代
不明	女	■■■■…■■■■優生手術の適応例と考える。	神経科	4条	昭和40年代
10代	女	昭44.4.21、[施設名]に入園中、昭45.8.17帰省中、[男性氏名]と言う男につれ出され、市内でカマドを持っていたが、妊娠し、遺伝負因が濃厚すぎるので優生手術を。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	非定型精神病 右記病名により昭和33年より[医療機関名]に5回入院。病状は躁状態、あるいは幻覚妄想などの病状で始まり、悪化時は性欲が高進し、特に今回の入院時は、飲食店などを転々性的に淫な生活を送り入院時妊娠2ヶ月であった。現在までの経過から見て病状の再燃は充分考えられ、不妊手術が必要と思われる。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱(痴愚) 右により日常の生活においても保護者なしに生活は不可能	精神科	12条	昭和40年代
30代	女	精神発育の遅滞あり精神薄弱である。 遺伝性の傾向があるため。	婦人科	(3条)	昭和40年代
20代	女	精神薄弱(痴愚相当) 生来知能障害を有し、学業成績も最下位であった。42年1月結婚したが全く家事不能。主婦としての仕事不能で離婚させられ、昭和43年5月現在の夫(精神分裂病で高度の悪化を有し疎通はなし)と再婚したが相次いで2児を出産するも育児能力全くなく夫の母親が育児の責任を負っており家族計画も了解出来ず、これ以上の出産は生活にきわめて困難である。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
40代	女	精神薄弱にて妊娠分娩を繰返へし保育能力もなく精神児、未熟児の出生を見ている	不明	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱にして■■■■…■■■■本人をして■■■■…■■■■避けしめるため。	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	本人は精神薄弱(痴愚)者■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	生来性精神薄弱	婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	中度の精神発育遅滞(精神薄弱)があり、今後、出産しても、育児が不能であることによる。	精神々経科	12条	昭和40年代
20代	女	かなり重症の精神薄弱であって結婚生活に入る可能性はないが現在妊娠6ヶ月(父親不明)であり、今後も妊娠の可能性が大であり中絶手術と同時に優生手術を施行したい。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱(てんかん性疑)	不明	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝因子を除去する為	小児科 内科	4条	昭和40年代
20代	女	兄弟9人中6番目(三女)として出生。生来、身体・精神共に発育が遅れ、小中学校も満足に行っていない。20才頃まで農業の手伝をしていたが、その後家出・方々の飲食店を転々としその間性的に放縱な生活を送り男関係多く、現在まで7回の妊娠中絶を行っている。生来の精神薄弱のためいつも人にだまされ入院時は売春婦の生活を送っていたらしい。知能程度は痴愚	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	本人の現在の疾病が遺伝性のものでと史料せられ且つ実父が優生手術を希望しているため。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	劣悪素質を遺伝する可能性あり	産婦人科	12条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病	不明	(3条)	昭和40年代
30代	女	精神分裂病	不明	4条	昭和40年代
20代	女	診断てんかん兼精神薄弱 当人は重症痴愚級の精神薄弱で、さらにてんかん発作が頻発している。日常生活は家人の介助がなければ行い得ない。てんかん発作は月経時に増悪する傾向がある	神経科 精神科	4条	昭和40年代
30代	女	当人は精神薄弱のため生活能力もなく生活扶助受給者なるも、常に[駅名]その他を徘徊し時折浮浪等の誘惑を受け妊娠することあり依りて法第4条による優生手術が必要と認めます。	産婦人科	4条	昭和40年代
不明	男	本疾患の遺伝を防止する事が公益上必要と認める為	精神神経科 内科	12条	昭和40年代
不明	女	本疾患の遺伝を防止する為優生手術を行う事が公益上必要である為	精神々経科 内科	12条	昭和40年代
10代	女	無断で家をとび出して徘徊する。また、最近異性に対する関心が強く将来不純異性交遊があると困る。(再三警察に保護されたことがある) 初潮は中学1年(13才)の時。	精神々経科	12条	昭和40年代
10代	女	右記の者は、重度の精神遅滞と軽い肢体不自由のため、自己の身辺処理も充分にできぬ状態にある。また、月経の仕末も自分でできず、性的な面での理非善悪は全くに得ていないので、家人の要望に添い本申請を行う。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱(痴愚段階)があること。真性てんかんがあり治療中であること。これら疾患が遺伝する可能性あるため。	精神科	4条	昭和40年代
不明	女	■■■■精神薄弱■■■■…■■■■不測の事態が憂慮されるため	精神々経科	12条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	レックリングハウゼン氏病	不明	4条	昭和40年代
20代	女	生来の知能障害(白痴)を有し、言語障害著明、てんかん大発作、臍臓状態を示すこと多く、その都度興奮暴行を認め、又、徘徊あり。自傷他害の恐れあり。又、生理等の始末も出来ず、自己保全が不能である。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	遺伝的原因を考え不妊手術の要あり	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	■■■■…■■■■精神薄弱■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	母方の低脳が遺伝、未就学で少々農家手伝いを母方伯父宅でしていたが外に出たがる。1週~10日かえらない、男がスキで、性欲つよし。これもここ3~4年来悪化、大きいお札を持出す。草原でねる。	不明	4条	昭和40年代

第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
30代	女	精神薄弱(重症痴愚) 生来知能障害を有し小学校6年生までは通学しているが全く知識の取得がなく、家人の保護の下に生育したが28歳当時欠張り知能障害と認められる夫と結婚した。1児があるが保健婦の指導も受け入れる能力なく育児に対しても全く不合理的で危険である。計算能力もなく、これ以上の妊娠は無理である。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	知能は白痴であり、本年に入ってから、性的風俗、異常行動が認められ、初経が昭和46年3月19日よりあり、生理時の手当が、全くできない。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱(知能指数25)及びてんかんにて、社会的に自立する事は、不可能にて優生手術を申請する。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	現在1男2女の子供があるが皆ひきつける性質で弱く殊に末の子(7ヶ月)は3ヶ月も入院したばかり。母親の方の遺伝と思はれ又父親の方も父親をふくめて伯母達2人、3人もの精薄があり、これ以上生れても親も子も不幸と思はれるのでお願いいたします。	外科 内科 小児科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱(生来性)	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神分裂病欠陥状態 症状増悪により育児責任遂行不能 又、乳児に対する暴行その他障害を及ぼす危険。遺伝回避	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱■■■■・■■■■	マスキング	12条	昭和40年代
10代	男	精神薄弱者で現在精神薄弱者厚生施設に入所中であるが最近異性に関心を持ち女子園生や女子職員に触りたがる傾向が強くなって来た。	内科 精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	精神分裂病にて入院中であるが、母も又同病にて数回の病期を経て既に死亡している。祖母も既に死亡しているため詳細は不明であるが精神疾患を有していた。以上の家族歴から可成り濃厚な遺伝負因を有すると考えられる。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	昭25発病以来現在入院している。慢性分裂病だが性的混沌あり、だまされる。妊娠のおそれあり又将来退院してカマドをもてる様になつても優生がのぞましい。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	てんかん大発作と精神運動発作あり。難治性で現在も尚発作がある。知能も軽度障害されている。父方の家系に精神障害者あり。本人、夫、両親共に優生手術を希望している。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	知能が低く(IQ.64)、子供の養育、教育ができない。また、夫は酒飲みで、ほとんど家計を省みない。	産婦人科	12条	昭和40年代
10代	女	言語性全くなく、疎通性を欠き、身体強壮となって来ている上に、時々無断外出する為、妊娠の虞がある為、不妊の為の手術を希望。	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	生后1才時に発熱以後右半身運動障害と知能障害を来たした。小学校も通学せず文字も読めない。最近結婚の予定であるが、妊娠分娩するも育児は困難と考へられる。依つて優生手術の必要あるものと思ふ。尚既往歴に妊娠中絶1回あり	産婦人科	(3条)	昭和40年代
30代	女	患者は昭和44年以来精神分裂病にて入院加療中であり、伯母に同病の遺伝歴がある事、更に46年1月に人工中絶の手術を受けている事等である。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	男	眼疾患遺伝の恐れある為	皮膚科 泌尿器科	4条	昭和40年代
20代	女	一、本人は内因性精神疾患である精神分裂病であり且、知能も稍々低い。 二、今まで2回の出産後いずれも精神異常を惹起している。 三、配偶者もやや知的低格者である。 四、本人の予後は稍々不良であり、育児能力に欠ける。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	知能發育遲滞(IQ推定25~30)情緒障害を認め身辺処理は介助を要し、意志の疎通性は不良であり、社会生活の自立は不可能である。また遺伝素因を認め精神薄弱の遺伝防止のため優生手術を必要とする。	内科 精神々経科	4条	昭和40年代
10代	女	情緒障害(易怒的、気分易変、暴力)並びに知能發育遲滞(IQ31)がみられ 身辺処理は介助を要する状態であり勿論育児も不能であると思われるため優生手術を必要とする。(尚てんかん発作は消失しているが右片麻痺を認め日常生活に支障をきたしている)	内科 精神科 神経科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	女	生来性精神薄弱	マスキング	4条	昭和40年代
30代	男	破瓜型分裂病のため、人格低下が著明で、自意識の低下、判断力の減退などが認められ、自己■■■■が弱く、飲酒にふけり、女色に溺れる傾向がつよく、対女性関係に重大な問題をおこす危険が濃厚と考えられる。	精神科 神経科 内科	4条	昭和40年代
30代	男	別紙健康診断書の如く遺伝的素因が濃厚な精神薄弱であり優生手術が必要と思われる	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	類回の再発をくりかえす精神分裂病者であり、すでに3子あるため、育児などの心労についてもこれ以上の負担を避けたいと夫及び本人の申し出があった。尚、遺伝性の可能性も考えられるため。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
不明	マスキング	マスキング	マスキング	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	12条	昭和40年代
20代	女	右者てんかんに患し、けいれん発作、性格変化、痴呆が明らかである。本病は優生学的に好ましくないので優生保護法第4条に該当すると考えらえる。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	12条	昭和40年代
不明	女	マスキング	マスキング	12条	昭和40年代
10代	女	本人は精神薄弱の状態にあり、正常な育児能力がないことによる。	神経科	4条	昭和40年代
10代	女	重度精神薄弱	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	マスキング	12条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱の遺伝を防止するため	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	男	精神薄弱の遺伝を防止するため	神経精神科	4条	昭和40年代
10代	女	一、遺伝的な要素が多い 一、異性に興味をもち、すでに性交の経験があり今後、妊娠のおそれがある。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	同胞6名中3名が精神薄弱で遺伝的な負因が濃厚であり遺伝を防止するため。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	生来知能が低く、重度の精神薄弱児であり、家庭生活、社会生活が不能であるため。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
10代	女	生来知能低く、重度の精神薄弱児であり、家庭生活、社会生活を送ることが不能であるため。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
10代	女	知能低く、重度の精神薄弱であり、家庭生活、社会生活を送ることが不能であるため。 ①精神薄弱の遺伝を防止するため。	精神科 神経科	4条	昭和40年代

手術を受くべき者		申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
申請時年齢 (年代)	性別		診療科名		
10代	男	生来、知能低く、社会生活、家庭生活を営む事は不可能である。又、母は明らかに精神薄弱者であり、遺伝の防止のため優生手術が望ましい。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	本人は生来精神薄弱者であり(重症痴患ないし軽症白痴に相当)、実母[名前]も精神薄弱者である。よつて優生保護法第4条に該当すると考えられるため。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
30代	男	精神薄弱で且性的精神病質人格、アル中で酩酊するとわらい、住居侵入、わいせつ、強姦未遂が頻発する。実刑、入院によつても矯正できないでいる。多少不可抗力的な衝動がおきる。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱+てんかん	マスキング	12条	昭和40年代
10代	女	現在、[施設名]入園中であるが、昭和47年8月で成人に達する為、[施設名]に転送される予定であるが、15才時初経以後現在まで、全く月経の仕末ができない事と、性的に無知、無関心である為、将来が非常に危険であると認められる。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱先天性で家族歴に遺伝的傾向がうかがわれる。知能は幼児程度で性的知識は全くなく数年前にも異性にだまされて性交に至った事あり。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	本人が精神薄弱者で子供の養育困難であること。	神経科	4条	昭和40年代
30代	女	簡単な個々の物事に関する理解はできても、一般に通ずる概念を作つたり、習つたことを自己に応用することは不可能。注意、判断、記憶は低級で、大小本末を誤り、感情は極めて幼稚で而も鈍く、何事にも一時的又は偶発的な刺激に動かされ易い。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	①痴愚にて子供の養育が出来ない。②妊娠5回あるが死産2回流産1回で産婦人科医に正常に分娩は出来ないとされているという。③実子も知能が低く遺伝の疑いが濃厚である。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	保護義務者の希望による	精神科 神経科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱(痴患) 該患者は7人兄弟であるがその中4人は精神薄弱で、現在、函館、■■各施設に夫々2名施設して居り、該患者の長女も知能障害高度で明年の就学不能の状態にある。知能障害を有する上にすでに3児の母親であり、遺伝的傾向極めて大なるため優生手術を適用する必要があると判断する。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	一、痴患段階にあるも、単純労働への就労は可能であるため、今後社会的な接触の増加とともに、性的問題の発生が危惧され、又今後とも育児の能力を得ることは不可能である。 二、明らかではないが、兄が低知能であり、内因性精神薄弱と考えられる。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
30代	女	一、17才の若年時より内因性疾患である分裂病を発病し現在まで3回の再発をくりかえしている。二、特に第二子出生後も再発、悪化をみている。三、心身の負担が再発症を誘起している。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条による	精神、神経科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱(白痴) 生来知能障害を有し6歳當時で歩行発語が可能になるも言語は現在でも不明瞭。小学校6年生までは登校したが何も修得出来なかった。現在全く計算能力、指力等もなく交通信号等も認知出来ず自己防衛能力は零であり、性的に被害もうける可能性が極めて大である。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	てんかん発作頻発し、妊娠・分娩・管理困難であり第2子分娩後、特にてんかん発作頻発している為。	内科 外科	4条	昭和40年代
10代	女	真性てんかん及興奮性精薄のため月経時の手当を自分で処理することが出来ないのみならず、他人に非常な迷惑をかける。	産婦人科 外科 内科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱	不明	4条	昭和40年代
10代	男	先天性の重度の精神薄弱と考えられること。遺伝的要素が濃厚であること。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	一、生来性の精神薄弱であり同胞6名中3名が精神薄弱者で遺伝的要素が非常に濃厚であること。 一、重度の精神薄弱者で本人保護上必要あり。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	一、生来性の精神薄弱であり同胞6名中3名が精神薄弱者で遺伝的要素が非常に濃厚であること。 一、重度の精神薄弱者で本人保護の必要あり。	精神科 神経科	不明	昭和40年代
30代	女	精神薄弱の遺伝を防止為、生活能力に欠け且つ自分で子供を育てる能力、判断に欠ける白痴の状態である。	内科 神経科	4条	昭和40年代
不明	女	マスキング	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	生来精神薄弱児にて就学、就労不能、兄弟も精薄者にて不純性交あり、月経の処理、始末出来ない為、優生手術を申請す。(遺伝性精神薄弱)	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	一、精神薄弱(遺伝性) 二、放浪性強く、不特定多数の男性の性的対象にされ、万一、妊娠しても子供に精神薄弱の出る可能性強く、また養育能力もない。	精神科	4条	昭和40年代
不明	女	知能低く、社会適応性欠除し、人格水準低下し性的な知識に乏しく優生保護法の立場から、その手術が望ましいと思われる。 重度の精薄であるが年令的に成人し風俗的行為著明	精神科 神経科	12条	昭和40年代
10代	女	生理時 異常興奮 乱暴行為等あり又生理の始末が出来ない	精神・神経科	12条	昭和40年代
20代	女	出生する子供に対する養育能力なく、又出産による再悪化の可能性大。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	知能は白痴であり、本年に入ってから、性的風俗、異常行動が認められ、初経が昭和46年3月19日よりあり、生理時の手当が、全くできない。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
10代	女	現在、[施設名]入園中であるが、昭和47年8月で成人に達する為、[施設名]に転送される予定であるが、15才時初経以後現在まで、全く月経の仕末ができない事と、性的に無知、無関心である為、将来が非常に危険であると認められる。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
40代	女	精神科医師による診断書及び本人との面接の結果、今後の妊娠・分娩は不適。医学的及び社会的に優生手術の適応と認める。	婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	知能が遅れている(中学校、生産学級以下の生徒)2年前11月に妊娠6カ月中絶手術を受けている。最近、性に対して異常に関心をもっているように思われる。夜間徘徊。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	拳子3名、現在医療扶助受給中。精神科医師に依り精神病と診断されている。今後の妊娠分娩は経済的、身体的、且つ社会的に不適と思考する。	婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	別添診断書のとおり	マスキング	マスキング	昭和40年代
10代	女	精神薄弱(痴患段階)	産婦人科	不明	昭和40年代
30代	女	優生保護法第4条別表に掲げる精神分裂病に該当するので申請する。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱(痴患段階にあり)倫理性を欠如していることからしばしば不純な性関係から妊娠中絶を繰り返し、その毎に不眠、夜間徘徊、拒絶症及び躁過性を欠く。行動異常がみられ、過去3回の精神科治療を受けている。	不明	4条	昭和40年代



第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	女	本人は痴愚級精神薄弱。結婚してすでに3人の子供が居り、現在第4子妊娠中。本人の母、兄も精神薄弱で夫も優生手術を希望している。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	本人は白痴級の精神薄弱で身の廻りの事も出来ない父の弟、母の兄にも精神薄弱者が居り死亡している。家族も優生手術を希望している。	不明	4条	昭和40年代
30代	女	接接分裂病の為	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	マスキング	マスキング	12条	昭和40年代
10代	女	右は、遺伝性精神薄弱にかかつており、■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
10代	女	遺伝性てんかん	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	本人は精神薄弱のため避妊の指導に対して無関心のため優生手術(卵管結紮)を必要と認める	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	前回増悪時(分娩後約1週間)今回の増悪(妊娠4ヶ月)共に妊娠・分娩と関連していることは明白であり、母体・胎児への危険性が予想される。	不明	4条	昭和40年代
10代	男	性的関心が旺盛且つ露骨で現在まで数回、性行為の現場を確認しており、自制心が乏しく為且つ知能が低く矯正不能である。	精神科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱(痴愚) 生来の精神発育不全を認め、小学校5年中退 文字の読み書き不能計算能力零。すでに4児を出産したが養育、家事の主婦としての能力なく4児は本年出産したが養育出来ず、養子として出したがその名前も判らない。これ以上の出産は極めて不適である。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	本患者、及びその母、主人及び主人の母、二人の間に生れた男子何れも知能障害を認め主人は生活力なく大酒家で行方不明。本患者は育児能力乏しく更に第2子を出産している。遺伝性濃厚で育児能力乏しい。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	子女扶養能力なく、本人は重度精薄、難聴あり、遺伝的素因強く、優生保護手術が適当と考える。	不明	4条	昭和40年代
20代	女	生来魯鈍級の精神薄弱者であり、22才頃から精神分裂病が併発し何度か再発を繰り返している。優生保護法第4条に該当すると考えられる。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
30代	女	本人は精神薄弱であり、子供4人共身心に障害あり・育児の能力がない。	精神々経科	4条	昭和40年代
30代	女	右手術を受くべき者は精神分裂病にして妊娠・分娩は母体の健康保持に支障を及ぼすおそれがある。	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	マスキング	マスキング	12条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病 すでに4児(前夫で1児、現夫で3児)をもうけているが出産後何れも精神症状の悪化が認められている。妊娠中向精神薬の服薬を止められて居るが症状からみて、向後共相当長期間の向精神薬投与を中心とした治療が必要であるが、妊娠するとそれが不可能になる。症状の再発が頻りにあり次第に子供の養育が不能になって来ている。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	一、本人の遺伝性精神薄弱(痴愚程度)に加えて性的異常があり■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱	マスキング	4条	昭和40年代
10代	女	優生保護法第12条に該当するため	精神科 神経科	12条	昭和40年代
20代	女	不明	精神科 神経科	12条	昭和40年代
30代	女	本人が精神薄弱(痴愚)本人の同胞、本人の母、母の甥にも精神薄弱が居り、4人の子供の内2名も精薄である。本人の配偶者も知能は低い。配偶者その両親も優生手術を希望している。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱(痴愚相当) 生来知能障害を有していたが結婚後3ヶ月の人工流産2回を含んで現在までに5子をもうけているが養育能力がなく、5人の子供の中ですでに知能障害の明確なものも1名おり、適切な受胎調節も全く理解出来ずこのままでは母子共に危険と判断される。	精神神経科	4条	昭和40年代
30代	女	本人は精神年齢10才程度の精神薄弱者であり、現在配偶者のほかに先妻の子1人と、実子4人(内3名は精神薄弱疑い)そして現在妊娠10ヶ月の状態にある。家庭において、家事の方はどうにかやっているが、(精神的に)買物などは、全部夫がやっている。それ故遺伝的な面、又家庭的な面からいって、優生手術の対称と考えられる。	精神々経科	12条	昭和40年代
10代	女	ダウン症候群を呈し、白痴級精神薄弱の知能を示す。今生産するであろう月経処理は困難であらうし、又、妊娠しては困るため。	神経精神科	12条	昭和40年代
10代	女	本人の福祉と遺伝防止のため	産婦人科	12条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病にて加療中であり、著明な欠陥状態のため養育能力に欠けること。	精神科	12条	昭和40年代
30代	女	別紙診断書のとおり、子供の養育不能	内科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	生れつきの精薄で、最近数年来りビドーが高進し、毎年の様に私生児を生んでいる。皆産婆などを介し貰い子にやられる。この6月21日にも三男を生んだ。長姉が心配して相談に来院。	不明	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱(痴愚相当) 生来の知能障害が明らかで、家庭の主婦としての能力はほとんど認められない。計算力、指南力も障害され、すでに4児をもうけているが子供の養育能力もなく、3度の中絶をうけ母体も危険である。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	家族的に父親が抑うつ状態となり、[医療機関名]精神科に2度入院している。又すぐ上の姉が精神異常をきたし、札幌の[医療機関名]に2回入院している。以上のように家族的に精神病的の遺伝の負因が認められること。さらに本人は45年5月頃から精神異常を示し、45年の9月11日に当科に入院しているが(非定型精神病)、いまだにそう状態とうつ状態がりかえし現はれ、症状の軽快の見込みが少ないことが理由である。	精神々経科	4条	昭和40年代
10代	男	右者、重度の精神薄弱者で■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	重症精薄であるが男性に対して異常な興味をもつていて今まで何回か妊娠中絶を行なっている。	精神、神経科 内科	不明	昭和40年代
20代	女	突母■■■■は分裂病で入院([医療機関名]に入 昭和38.6.-同8.[医療機関名]に入 39.4.13.-同7.7.そして46才の時服毒自殺。本人も昭和46.9.18長女分娩後不調、昨年春ガス自殺未遂、本年3.14.又ガスを、そして本年5.29.長女をフトムシにして殺害。	不明	不明	昭和40年代
10代	女	重度精神薄弱者にて、生活自立不可能。また性的問題の既往歴あり。	マスキング	4条	昭和40年代
30代	女	知能低下著明のため、社会生活・家庭生活に必要なと思われるモラルの理解困難、遂行困難が観察されるため。	精神科	不明	昭和40年代
30代	女	現在妊娠5ヶ月であり、過去に2名の子供を分娩せるも痴愚の為、日常生活は可能なるも育児・教育不能であり且つ2名の子供共に痴愚と認められる。(優生保護法4条1項1号により優生手術、同じく14条1項1号による人工妊娠中絶の適当と認める。	産婦人科 内科 小児科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱兼てんかんで癇癇発作が月2ないし3回あり、更に最近では徘徊癖が目立つようになり、外へ出たがる様になってきた。尚、本年7月より生理も始まり、異性に対する関心も示して来た。	内科 精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	男	重度の精神薄弱である。父母が精神薄弱であり、遺伝的素因が存在する。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	男	重度の精神薄弱である(知能指数36)兄弟が精神薄弱で共に[施設名]に入園中。父も知能が低く、遺伝的素因の存在が濃厚。	精神科 神経科	4条	昭和40年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	精神薄弱児(痴愚級)である。父母及び同胞が精神薄弱であり遺伝的素因が存在する。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	重度の精神薄弱児である。同胞も精神薄弱、母は精神病で遺伝的素因が存在する。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱児(知能指数52)祖父、父が大酒家、母は精神病にて精神病院に入院したことあり、同胞も知能低く、遺伝的素因の存在が疑われる。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	痴愚級の精神薄弱(知能指数56)、脳性小児麻痺であり、通常の家庭生活、社会生活が不能な状態であるため。	精神科 神経科	不明	昭和40年代
10代	男	精神薄弱(痴愚級)であり家庭生活社会生活をいとむこと不能であるため。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
10代	男	重度の精神薄弱児である。3代にわたって、いとこ同志の結婚が続いており遺伝的素因の存在が疑われる。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	女	重度の精神薄弱(ダウン症候群)であり家庭生活、社会生活を送ること不能なため	精神科 神経科	12条	昭和40年代
10代	女	一、原疾患が、遺伝負因濃厚であること 二、養育能力が欠如していること	精々神経科	4条	昭和40年代
10代	女	一、原疾患が、遺伝負因濃厚であること。 二、養育能力が全く欠如していること。	精々神経科	4条	昭和40年代
20代	女	一、原疾患が、遺伝負因濃厚であること。 二、養育能力に全く欠如すること。	精々神経科	4条	昭和40年代
20代	女	一、原疾患が遺伝負因濃厚であること 二、養育能力に欠けること。	精々神経科	4条	昭和40年代
20代	女	一、原疾患が、遺伝負因濃厚であること。 二、養育能力が全く欠如すること。	精々神経科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	昭和36年頃より発症した精神分裂病で家系上遺伝性は認められていないが、優生手術の適応と考えられる。今まで2回精神科に入院す。昭和36年〔医療機関名〕入院 昭和40年6月〔医療機関名〕入院	産科 婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	妊娠分娩時の本人の病状悪化、及び児への遺伝性精神病の発現の心配があるため	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	一、家族全員現在結核にて治療中である。 二、家系に精神薄弱者が存在する。 三、配偶者が酒中毒者である。	不明	不明	昭和40年代
30代	女	重度の精神薄弱のため、日常生活面において、介助を必要とする状態であり、市町村あるいは保健所保健婦による受胎調節指導等に対する理解ができず、従って分娩にいたっても育児能力がない。	産婦人科	4条	昭和40年代
20代	女	一、原疾患が、遺伝負因濃厚であること 二、養育能力に全く欠如すること。	精々神経科	4条	昭和40年代
20代	女	接枝性分裂病で再発予想され且つ育児困難である	精神科	不明	昭和40年代
20代	女	軽度精神薄弱であり、生来のものと思はれる。昭和47年12月27日、子供を生んでいるが父親(生れたる)の消息は全く不明。本人の状況により考え、今後も同様の危険もあり、家族の心配もあり、優生手術の希望もある。申請者としても優生手術の必要を認める。	精神科 神経科	4条	昭和40年代
20代	女	現在3人の子供がおり、別紙■■■■■■■■の健康診断書の如き状態で、医療保護、生活保護者の為、市役所福祉課・保健婦たちの助言もあり家族の賛意もあり、ここに申請します。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病が遺伝する可能性が存在する。	産婦人科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病のため	不明	不明	昭和40年代
50代	男	精神薄弱及び色狂狂のため。	神経科	不明	昭和40年代
20代	女	別記の通り、昭和38年2月以来「精神分裂病」の診断で治療を続けており、本人及び子孫に及ぼす負担は逸れえないと考える。	精神神経科	4条	昭和40年代
不明	女	てんかん及び精神薄弱	精神科	12条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱者であるので院内生活上必要あるため	産婦人科	12条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱者であるので院内生活上必要あるため	産婦人科	12条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱者であるので院内生活上必要あるため	産婦人科	12条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱者であるので院内生活上必要あるため	産婦人科	12条	昭和40年代
40代	女	精神薄弱者であるので院内生活上必要あるため	産婦人科	12条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱の為	精神神経科	12条	昭和40年代
不明	男	精神薄弱の為	精神神経科	12条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱の為	精神神経科	12条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱の為	精神神経科	12条	昭和40年代
10代	女	出生後1年目頃より自閉症状が目立つようになった。即ち、両親をはじめ周囲の人達に対して全く関心を示さず、情緒的な交流が不可能で、それに伴い知的な発達、就中言語発達が全くみられない 一、遺伝性精神薄弱と考えられる 一、自立性を全く欠如し、外的な攻撃に対して無力・無防備である。 一、既に月経がみられるが、自から始末することの不可能なのは勿論、■護された衛生具さえ口中にするといった不潔行為がみられる	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	優生保護法第4条による	精神科 神経科	4条	昭和40年代
10代	男	両親共に生活能力が低く、兄弟4人中2人が中度精薄で精薄施設に入院。弟が2才時早死という家族的な遺伝傾向が認められるので優生手術を行うことの適否に関する審査を申請するものである。	精神科	4条	昭和40年代
10代	男	重度の精神薄弱で実父母共に低知能であり、本人の兄姉に精神薄弱並びに発育不全からくる早死者がでているのをみると家族的な遺伝傾向が認められる。	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	一、現在の知能程度から養育能力は、全く期待できない。 二、別記の如く、遺伝的負荷が、推察される。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	精神薄弱の為	神経精神科	12条	昭和40年代
20代	女	右の者は優生保護法第4条別表に掲げる疾患にかかっており該疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要と認める。	マスキング	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱	産婦人科	12条	昭和40年代
10代	女	本人が精神薄弱で夫が精神分裂病者である	精神科	4条	昭和40年代

第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
10代	女	脳性小児麻痺のため月経処置不可能の上妊娠の可能性もあり優生手術を要するとされる。	マスキング	4条	昭和40年代
20代	男	精神的能力としては廃疾の状態にあり、将来に渡り社会復帰の可能性はなく、今後も病院又は施設での療育指導を必要とする。その際、性的な問題行動も考えられるのでここに優生保護法による手術を申請する。	不明	不明	昭和40年代
10代	女	重度精神薄弱のため(知能検査等測定不能)	神経精神科	4条	昭和40年代
20代	女	入院治療中なるも落ち着きみられず、自分の顔を傷つけたり、物を投げつけたり、干渉が絶えず反抗される。本人の両親は血族結婚をしていて、叔母は23才の時に自殺している。本人の将来を考慮した為に申請した。	内科 神経科 精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱の為 作業能力ほとんど無く、又、子女の養育も充分出来ない。	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	精神的な能力としては廃疾の状態にあり、将来に渡り社会復帰の可能性はなく、今後も病院又は施設での療育指導を必要とする。その際、性的な問題行動も考えられるのでここに優生保護法による手術を申請する。	産婦人科	不明	昭和40年代
20代	女	精神的な能力としては廃疾の状態にあり、将来に渡り社会復帰の可能性はなく、今後も病院又は施設での療育・指導を必要とする。その際、性的な問題行動も考えられるので、ここに優生保護法による手術を申請する。	産婦人科	不明	昭和40年代
30代	女	精神的な能力としては廃疾の状態にあり、将来に渡り社会復帰の可能性はなく、今後も病院又は施設での療育指導を必要とする。その際、性的な問題行動も考えられるのでここに優生保護法による手術を申請する。	産婦人科	不明	昭和40年代
20代	女	緊系に知能障害、精神障害の負因が濃厚であり、子孫に同疾患の発生を防ぐため。	精神科	4条	昭和40年代
20代	女	重度精神薄弱	産婦人科	12条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱■■■■…■■■■事故が予測されるため。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
不明	女	■■■■…■■■■事故が予測されるため。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
不明	女	■■■■…■■■■事故が予測されるため。	精神科 神経科	12条	昭和40年代
20代	女	精神薄弱(魯鈍) 生来知能障害を有し一応中学は終了したがほとんど学業の修得はなく、又夫も略同程度以下の知能にてすでに4子を出産したが、養育能力なく長女はすでに小学校2年生で特殊学級対象児として教育され、以下3名についても問題がある。避妊については全く了解不能である。	精神神経科	4条	昭和40年代
20代	女	大発作性てんかん兼白痴で大小便の仕末が出来る程度。身辺自立不可能で発声はあるが会話が出来ない。2回妊娠(父不明)。養育能力は全くない	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神薄弱(軽愚)のため育児能力、家事処理能力が著しく低く、現に3児があるが養護に欠ける為、児童相談所に保護された事もある。又数度の流産の経験があり、分娩ごとに母体の健康が著しく、損われる虞れがある。	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	現在精神分裂病で当病院に入院中	産婦人科	4条	昭和40年代
10代	男	精神薄弱にして、自ら身辺を処理し難く子弟の養育も全て不可能と思われるものなり。	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	両親、同胞が精神薄弱で遺伝的な負因が濃厚であり遺伝を防止するため。本人、自ら身辺を処理し難く、子弟の養育も全て不可能と思われるもの	精神科	4条	昭和40年代
10代	男	精神薄弱にして、自ら身辺を処理し難く子弟の養育も、全て不可能と思われるものなり。	精神科	12条	昭和40年代
10代	男	精神薄弱にして、自ら身辺を処理し難く、子弟の養育も全く不可能と思われるものなり。	精神科	12条	昭和40年代
30代	女	再発を繰り返す精神分裂病者であり、結婚して1子を出産するも、主人が精神薄弱の故もあり育児が充分でなく、これ以上の出産による本人及び家族への負担を避けたい。遺伝歴にも精神病的負荷がある(本人の姉)	精神科	4条	昭和40年代
10代	女	本人の福祉と遺伝防止のため	産婦人科	4条	昭和40年代
10代	女	所謂、動く重症精神といわれるタイプで、言語能力皆無であり、度々施設・家庭を離脱して放浪する傾向があるが、外敵に対する自己防衛が不可能であるため。	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	白痴であって、子供を産んでも養育不能であり、保護者は優生手術を希望している	精神科	4条	昭和40年代
30代	女	精神分裂病の欠陥状態のため妊娠・分娩後の育児能力が乏しい。又母体の保護のため。	精神神経科	4条	昭和40年代
10代	女	本児は軽度の精神薄弱であるが、無口、内向的で孤立しがちな性格傾向である。明らかに実父母からの遺伝的素因が認められる。この現症から優生手術の要を認める。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	軽度の精神薄弱であるが、時に粗暴・興奮を伴ない、就職可能にいたるも絶えず予後指導を要する。加えて被保護家庭事情にあるので、本人将来のため優生手術の要を認める。	不明	12条	昭和40年代
10代	女	本児は精神薄弱で就職直前となったが、異性に関心が強く派手、自己中心的、性格に偏りがある。実母[名前]は父不詳の子本児とその兄2子を生み男子の出入り多し昭39県婦人相談所に保護され、精神分裂病と診断されて[医療機関名]に入院している。退院後も転々居所不定の状況である。本児将来のため実母の轍を踏ませたくない。優生手術の要を認める。	不明	4条	昭和40年代
10代	女	優生保護法第4条該当として申請する。	神経科	4条	昭和40年代
10代	女	本人及び血族関係に遺伝性精神薄弱を認める。	産婦人科	4条	昭和40年代
不明	不明	精神薄弱	精神科	12条	昭和40年代
10代	女	入院治療中なるも臥床又は廊下を徘徊し独笑が見られ色情的で嘔さええれば男子の姿を追う。食事用便の外は他人の介護を用する。本人の将来を考慮した為に申請した。	内科 神経科 精神科	4条	昭和40年代
不明	女	精神薄弱	産婦人科	12条	昭和40年代
不明	男	健康診断書(■■■■精神薄弱)	産婦人科	12条	昭和50年代
不明	女	■■■■…■■■■優生手術の適応例と考える。	神経科	4条	昭和50年代
不明	女	■■■■…■■■■優生手術の適応例と考える。	神経科	4条	昭和50年代
不明	男	マスキング	マスキング	12条	昭和50年代
20代	女	昭和46年5月19日精神分裂病症状があつて外来通院入院を繰返し、現在尚外来通院中で向精神薬剤を中止することができないこと、しばしば妊娠により精神症状悪化するため。	精神神経科	4条	昭和50年代
20代	女	特殊学級終了程度の精神薄弱であるが、放浪癖あり現在までに父親不明の妊娠を2回経験、中絶を繰り返す。今後もその可能性が大である。	精神科 神経科	12条	昭和50年代
不明	男	■■■■…■■■■不測の事態■■■■…■■■■が憂慮される。また優生学的に手術が妥当と考える。	精神科	12条	昭和50年代
不明	男	■■■■…■■■■不慮の事態■■■■…■■■■も懸念され優生学的にも手術が妥当と考える。	精神科	12条	昭和50年代
不明	男	■■■■…■■■■不測の事態■■■■…■■■■が憂慮される。優生学的にも手術が望ましい。	不明	12条	昭和50年代
不明	女	精神発育遅滞■■■■…■■■■事故が予測される為	精神科 神経科	12条	昭和50年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
不明	女	■■■■■■■■■■精神薄者の為■■■■■■■■■■事故の予測される為	精神科 神経科	12条	昭和50年代
30代	女	生来知能障害を有し家事の手伝い等で(農業)登校も少く、現在簡単な計算も不能で緘黙。結婚して2児をもうけているが、家事のきりもり等はほとんど不能である。すべて夫が気をつかわなければならぬ状態で、精神薄弱(痴愚相当)と診断する。	精神神経科	4条	昭和50年代
10代	女	軽度精神薄弱。長ずるにつれ異性に対する関心がとみに強まり、夕刻など余暇時に年長男児と接触したが。道徳的統制がとれないので異性から透引されることが懸念される。加えて家庭的に不適なので、退園後に備えて優生手術実施の要を認める。	精神科	12条	昭和50年代
10代	女	実父性格異常 実母精神薄弱。共に定職なく本児を背に乞食をして歩いた。本児2才時福祉当局は養護施設に入所させた。就学時になつて精神薄弱のため[施設名]に措置変更となる。遺伝性の負因が認められる上に、異性を拒めず物陰について行くなど今から危険な場面が見えだしてきたので退園後の将来に備えて優生手術を実施しておきたい。	精神科	4条	昭和50年代
20代	女	一、明確な遺伝症を把握出来ないが、昭和39年発病以来、現在なお通院加療中であり、妊娠・分娩が、本人に悪影響を及ぼす事が強く懸念される。 二、配偶者も、昭和40年1月以来精神分裂病にて加療継続中であり、子孫への遺伝負荷が大きい。	精神々々科	4条	昭和50年代
20代	女	1、中等度の知能発育遅滞を認め、日常生活一般はかろうじてしのいでいるものの、妊娠、分娩、受胎調節、更には育児等の問題に及ぶと、その能力が極めて欠如すると考えられる。 2、別記の家族歴に見られる如く、当該者の知能障害には、遺伝負因が明らかに認められる。	精神神経科	4条	昭和50年代
20代	女	現在の状態は接収破瓜病に基づく欠陥状態にあるものと考へられる、家庭状況から長期間の入院継続は困難である。これまでの家庭生活状況から考へた場合、徘徊、放浪の危険性が多い。又、精神的に拒絶症状を認めず、他者の指示をすべて受け入れる行動がみられ、このことから性的問題行動の出現が危惧される。尚、本人の家族も右記の危険性を考慮し優生手術を希望している	精神神経科	12条	昭和50年代
10代	女	精神薄弱にて、自ら身辺を処理し難く子弟の養育も、全て不可能と思われるものなり	精神科	12条	昭和50年代
10代	不明	精神薄弱にて、自ら身辺を処理し難く子弟の養育も全て不可能と思われるものなり	精神科	12条	昭和50年代
不明	女	遺伝防止のため優生手術を行うことが公益上必要であると認める。	神経科 内科	4条	昭和50年代
不明	女	■■■■■■■■■■遺伝の傾向極めて大と考えられる。	精神科	4条	昭和50年代
不明	女	遺伝防止のため優生手術を行なうことが公益上必要であると認む。	神経科 内科	4条	昭和50年代
10代	女	実父性格異常 実母精神薄弱。共に定職なく本児を背に乞食して歩いた。本児2才時福祉当局は養護施設に入所させた。就学時になつて[施設名]に措置変更となる。遺伝性の負因が認められる上に、異性のいうなりに物陰について行くなど今から要監護の場面が見えだしたので、退園後に備えて優生手術を実施しておきたい。	精神科	4条	昭和50年代
10代	女	精神薄弱(軽度)長ずるにつれ異性に対する関心がとみに強まり夕刻など余暇時に年長男児と接触したが。道徳的観念に乏しいので異性に透引されることが懸念される。加えて家庭的に不適なので退園後に備えて優生手術の要を認める。	不明	12条	昭和50年代
20代	女	本人配偶者共闘のため以後分娩に関して非常に神経質となり永久不妊を希望	産婦人科	4条	昭和50年代
30代	女	精神分裂病の欠陥状態のため子弟の育児能力乏しいた。	精神科	4条	昭和50年代
不明	女	精神薄弱のため、不妊手術は必要と認めます	産婦人科	4条	昭和50年代
20代	女	痴愚級精神薄弱(IQ47)であつて、善悪の判断、羞恥心に欠け、家出、人工妊娠中絶、暴力団に利用されての売春行為等その性的問題を49年7月から現在まで繰返している。親の監督も及ばず、本人保護の為に優生手術を必要とする。	精神科	12条	昭和50年代
20代	女	精神薄弱の為、作業能力全く無く、又子女の養育も出来ない	精神科	12条	昭和50年代
30代	女	精神薄弱者のため	産科 婦人科	12条	昭和50年代
20代	女	精神薄弱ならびに精神病質者と認められるため	精神神経科	12条	昭和50年代
不明	女	精神発育遅滞■■■■■■■■■■事故が予測される為。	精神科 神経科	12条	昭和50年代
不明	女	精神発育遅滞■■■■■■■■■■事故が予測されるため	精神科 神経科	12条	昭和50年代
30代	女	本人自身、精神薄弱者であり、既に出産した4子とも精神薄弱者であり、且、4親等以内の血族にも精神障害又はその疑いのある者が数名あり、今後出産する子女にも遺伝性精神障害を現わす可能性が濃厚である	精神科	4条	昭和50年代
10代	男	精神薄弱にて、自ら身辺を処理し難く、子弟の養育も全く不可能と思われるもの	不明	12条	昭和50年代
30代	女	病名てんかん、精神薄弱 右病により発作度々あり又知能も劣り育児は不能であると考え	精神神経科	4条	昭和50年代
不明	男	不明	皮膚泌尿器 外科	12条	昭和50年代
20代	女	昭和39年11月27日18才頃精神分裂病の緊張病症状で初発以来これまで5度も再燃し、昨年5月2日に結婚しがこれまでに一度の流産またこの度の妊娠で精神症状悪化し出産しても子供の養育が困難なため。	精神科	4条	昭和50年代
10代	女	本人は白痴であり身体も診断書のような状態であるので暴行等により妊娠させられるおそれがあるため	産婦人科	不明	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認める為	精神神経科	4条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為	精神々々科	4条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認める為	精神々々科	12条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為	精神神経科	12条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為	精神々々科	12条	昭和50年代
20代	女	興奮性精神薄弱 右疾病の為現在[施設名]に入所しているが、性的問題で管理上の問題が生じている。	産婦人科	12条	昭和50年代
30代	女	判断能力なく、性的観念零であり何回でも妊娠する怖れがある。先天性の知能障害のため、これが遺伝する可能性が大きい。育児の能力は零である。	精神科 神経科	12条	昭和50年代
40代	女	精神薄弱(重症痴愚)、肝機能障害。夫は先天性啞、子供3人中1名重症脳性小児麻痺、1名言語発達遅滞。	精神科 神経科	不明	昭和50年代
30代	女	精神薄弱(痴愚)で、同程度の男性と結婚し、2児を設けたが、育児能力なく、放置して栄養失調に陥いらせしめ、且つ自身は抑うつ状態があつて入院をしている。	精神科	12条	昭和50年代
20代	女	夫婦共に精薄(血統結婚による) 妊娠に就いてコントロール不能 育児不能	産婦人科	4条	昭和50年代
40代	女	精神薄弱者(白痴相当)であり、遺伝関係から、法第4条該当と考えられるため。	精神科 神経科	4条	昭和50年代
30代	女	精神分裂病でS37・8・31当院入院以来、入退院を反復しており、陳旧化の上に、生来の知能低格(軽愚)もあるので問題行為あり、殊に退院すると家出をし妊娠して帰り、中絶手術を施行。殊に最近目立っており、前回S51・8・30退院後、S51・11、S52・5と妊娠中絶し、今回S52・9・10入院するも妊娠3ヶ月であり、行為の反省全く不詳且病状よりみて優生手術を要するものと認める。	精神科	4条	昭和50年代

第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
			診療科名		
20代	男	精神薄弱(1Q35、痴愚)で、性的異常行動(婦女子に対するワイセツ行為、性的いたづら、みだらな行為)が頻りに認められ、しかも公衆の面前(バス、電車の中、公道など)でも抑制できず、行われる。男性器露出などもあり、道徳的判断に欠けるため、性的異常行動の予防のためと、優生手術による男性ホルモンの抑制効果も合わせて期待したい。	神経科 精神科	12条	昭和50年代
30代	女	マスクング	マスクング	12条	昭和50年代
10代	女	重度心障児で点頭てんかんがある。胸椎変形し、正常の体位保持不能で、手指運動不能のため生理の始末不能で今後そのため一生苦痛を味わねばならない。	精神科	12条	昭和50年代
30代	男	■■■■■■■■■■精神薄弱及びてんかん性■■■■■■■■■■	マスクング	4条	昭和50年代
40代	女	■■■■■■■■■■精神薄弱で■■■■■■■■■■	マスクング	4条	昭和50年代
不明	女	■■■■■■■■■■事故が予測される為	精神科 神経科	12条	昭和50年代
30代	男	■■■■■■■■■■精神薄弱(痴愚)及びてんかん性精神病■■■■■■■■■■	マスクング	12条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為	精神々々科	4条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為	精神神経科	4条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為	精神神経科	12条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認める為	精神神経科	12条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認める為	精神々々科	12条	昭和50年代
30代	女	中等度の知能低格の為。避妊の方法を理解することが出来ず、その為、簡単に妊娠し、これまでに6回前後の掻爬術を受けている。この為、経済的にも精神的にもしばしば不安定となる。尚、患者には4人の子供がある。	精神神経科	12条	昭和50年代
30代	女	精神分裂病の陳旧状態にある。	精神科 神経科 内科	12条	昭和50年代
不明	女	■■■■■■■■■■うつ病であり、■■■■■■■■■■優生手術を行うのが適当であると考えられる。	精神科	12条	昭和50年代
10代	女	一、重度精神薄弱(自閉傾向を伴う)で身辺処理不能、言語交流不成立 一、自己防衛能力欠如 一、先天的遺伝性疾患が疑われる	精神科	4条	昭和50年代
不明	女	精神発育遅滞■■■■■■■■■■事故が予測されるため	精神科 神経科	12条	昭和50年代
不明	女	精神発育遅滞■■■■■■■■■■事故が予測される為	精神科 神経科	12条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認められる為。	精神々々科	12条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認められる為。	精神々々科	12条	昭和50年代
20代	女	本人は重症痴愚であり配偶予定者も軽愚でかつ接枝分裂病に罹患し現在も通院し薬物療法を続けている。配偶予定者の病状は寛解状態が続き生活能力もある。双方結婚の意志がたく両親も同意している。放置すれば出生する子への遺伝のおそれ、育児能力の欠如を考慮すると不妊手術後に結婚することが絶対に必要と考える。	精神科	4条	昭和50年代
20代	女	精神・知能の発育遅滞により、常識的な判断が出来ず、異性問題に反風俗的な行為あり、妊娠などに到る。本人に社会生活能力、育児能力は全くない	精神科	4条	昭和50年代
不明	女	■■■■■■■■■■精神発育遅滞、それにてんかんを合併■■■■■■■■■■事故が予測されるので。	精神科 神経科	12条	昭和50年代
30代	女	本人は精神薄弱、精神分裂病の疾病に罹患し、育児・養育が不十分であり、又長女、[氏名]も母親と同じ病名で、現在入院加療中であり遺伝的な要素を考えて申請する。	精神科	4条	昭和50年代
30代	男	優生保護法第4条による	精神神経科	4条	昭和50年代
20代	女	精神知能の発育遅滞により常識的な判断が出来ず異性問題に反風俗的な行為あり、妊娠などに到る。本人に社会生活能力、育児能力はない	精神科	12条	昭和50年代
30代	女	一、16才で精神分裂病に罹患し、今まで病状再三悪化しては入院をくりかえしてきた。興奮すると性欲高進し、外出・徘徊頻繁となる。妊娠・出産したとしても育児能力に乏しい。 二、弟も精神分裂病であり、遺伝的負因が濃厚である。	精神科	12条	昭和50年代
30代	女	精神分裂病に罹患しており法第12条に該当すると考えられる為。	精神科 神経科	12条	昭和50年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	12条	昭和50年代
20代	女	そううつ病	産科 婦人科	12条	昭和50年代
20代	女	精神分裂病の人格荒廃状態にありしばしば男性からの誘惑による問題が多いため。	精神科	4条	昭和50年代
30代	女	優生保護法第4条による	精神科	4条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認める為。	精神々々科	12条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為	不明	12条	昭和50年代
不明	女	公益上必要と認める為。	不明	12条	昭和50年代
10代	女	遺伝性精神薄弱	不明	4条	昭和50年代
不明	男	■■■■■■■■■■精神分裂病■■■■■■■■■■不測の事態発生を未然防止する見地から申請に及んだものである。	精神科	12条	昭和50年代
30代	女	右は遺伝性精神薄弱にかかっており、■■■■■■■■■■	マスクング	4条	昭和50年代
20代	女	本人は明らかな分裂病の症状はそろっていないが、夫は真性てんかん、本人の母とその妹達(本人の叔母)全部が分裂病である。子供が既に2人現在8月には3人目が出産する予定、遺伝負因濃厚な家庭で養育も仲々困難なため	精神科	4条	昭和50年代
30代	男	本人と妻及びこの間に出来た2人の子供共に知能障害著しい。妻の養育能力、これ以上障害児の出生は問題である。	精神科	4条	昭和50年代
20代	女	別紙診断書の如く精神薄弱であり、正常分娩4回、人工妊娠中絶5~6回を繰返して居り優生手術が必要と思はれる。	不明	12条	昭和50年代
20代	女	真性癲癇(レンノワクス症状群)の為。	精神科 神経科	12条	昭和50年代
不明	男	精神薄弱■■■■■■■■■■てんかん合併あり。	精神科 神経科 内科	12条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認める為	精神科 神経科 内科	12条	昭和50年代
不明	女	■■■■■■■■■■不慮の事態■■■■■■■■■■が憂慮される。	精神科	12条	昭和50年代
不明	女	■■■■■■■■■■不慮の事態■■■■■■■■■■が懸念される。	精神科	12条	昭和50年代
不明	女	優生保護法第12条により優生手術を行なうべき妥当性をみとめる	産婦人科	12条	昭和50年代
30代	女	遺伝性精神薄弱	マスクング	4条	昭和50年代

手術を受くべき者 申請時年齢 (年代)	性別	申請理由	申請者(医師)		申請年代
			診療科名	申請 条文	
不明	男	■■■■…■■■■精管■■■■うべきである。	精神科	12条	昭和50年代
不明	女	精神薄弱児■■■■…■■■■本児の今後の将来を考慮するに手術の必要と思われる。	不明	12条	昭和50年代
30代	女	精神分裂病の為、入院中であるが性周期に一致して異常な欲情の高進を認め無秩序な異性と性的行為に及び妊娠の可能が非常に高いものとする。さらに本患者の病状より養育能力に全く欠け将来的にもその可能は望めないものと判断し母体保護の見地より申請する。	不明	12条	昭和50年代
30代	女	本人と本人の末妹とともに精神薄弱であり、その原因は、はっきりせず、遺伝性が考えられる。さらに父方の従兄にも累犯者があり、右の■■は■■	精神科	4条	昭和50年代
30代	女	本人が遺伝性精神薄弱にかかっており、その疾患の遺伝を防止する為、優生手術が望ましい。	精神神経科	4条	昭和50年代
20代	女	マスキング	マスキング	4条	昭和50年代
10代	女	53年7月1日〔施設名〕入園前男子と関係し妊娠2ヶ月目におおした。学園においても色情強くいつ行動に移るか判らない状況である目下監視中である	精神科	4条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認めるため	精神神経科 内科	12条	昭和50年代
不明	女	■■■■…■■■■精神分裂病	産婦人科	12条	昭和50年代
不明	男	公益上必要と認める為	精神神経科	12条	昭和50年代
不明	女	■■精神薄弱■■■■…■■■■不測の事態が懸念される。	精神科	12条	昭和50年代
不明	女	1. ■■■…■■■■ 2. ■■■…■■■■ 3. ■■■…■■■■ 4. ■■■…■■■■(※5に続く) 5. 母体保護の上から、望ましくないとされる。	精神神経科	12条	昭和50年代
不明	女	遺伝性精神薄弱	精神科	4条	昭和50年代
20代	女	濃厚な精神分裂病遺伝負因(母および本人が分裂病者)を有するため申請致します。	精神神経科	4条	昭和50年代
不明	女	1) 遺伝性疾患であると推察される。 2) ■■■…■■■■ 3) ■■■…■■■■	精神々科	4条	昭和50年代
20代	男	優生保護法第12条・精神衛生法第20条に該当するので申請致します。	産婦人科	不明	昭和50年代
20代	男	優生保護法第12条・精神衛生法第20条に該当するので申請致します。	産婦人科	12条	昭和50年代
30代	女	19才時に精神分裂病を発病以来、慢性的経過をたどり、数度の精神科入院歴を有し現在も入院中であり、今後の妊娠分娩が本人に悪影響を及ぼす事が強く懸念されるため、また内因性精神病として遺伝負因が推察されるため。	精神々科	4条	昭和50年代
20代	女	(1)中1以来大発作発来のてんかんであり、性格変化と軽度痴呆傾向を認め、大発作の抑制も不十分である。 (2)現在結婚歴なく女児(2才)がいて、母親が育てているが、異性関係を持ち易く、再び妊娠の可能性も高い。 (3)本人・両親とも、強く優生手術を希望している。	精神々科	12条	昭和50年代
20代	女	■■■■より躁鬱病にり患、■■■■…■■■■である 本人の■■■■にり患していたので遺伝性を有するので優生手術を必要とする	マスキング	マスキング	昭和50年代
30代	女	本人が精神分裂病であり、■■■■…■■■■	マスキング	4条	昭和50年代
20代	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	昭和50年代
30代	女	昭和■■年■■月■■日から精神分裂症にて病院に入院しており、病状は一進一退で、病状が安定し退院させても再発の可能性があるため。	精神科	不明	昭和50年代
30代	女	病名精神分裂病、精神薄弱(田中ヒネー法にて知能指数23)頭書の疾患にかかり単純な家庭内での日常生活はできるが育児はできない。現在2児を生んでいるが育児能力はない。	精神科 神経科	4条	昭和50年代
30代	女	精神分裂病のため優生手術を行う事が必要である事をみとめます	精神科	12条	昭和50年代
30代	女	躁うつ病躁状態で57・7・3より当院入院加療中であり、妊娠の継続は困難である 現在妊娠5ヵ月であり、第1児帝切のため、開腹手術で中絶および不妊手術が必要である	神経科	4条	昭和50年代
20代	女	優生保護法第12条により。本人の父が精神分裂病、本人、精神分裂病、本人の3児のうち少なくとも2児が知能発育遅滞あるため。	精神科	12条	昭和50年代
不明	女	■■■■…■■■■この儘では不慮の事態■■■■が憂慮される	精神科	12条	昭和50年代
20代	女	重度の精神薄弱であり自立～半自立の生活を行うことも不可能である。従つて結婚、妊娠・出産・育児等にたえることが出来ない	精神科	12条	昭和50年代
不明	男	不明	精神神経科	12条	昭和50年代
不明	女	1. ■■■…■■■■ 2. ■■■…■■■■	産婦人科	12条	昭和50年代
30代	女	知能は痴呆級。学歴は中卒(成績はびり)。放浪癖あり、月の半分は無断で家をあける。結婚歴があるため性的興味が強く、積極的に相手を見つけ、関係を結び、S58年5月中旬にも■■■■…■■■■で妊娠中絶を受けている。これまでに同様のこと3回ある。保護者(■■■■)の申し出あり、申請する。	精神科	12条	昭和50年代
30代	女	精神分裂病にて治療中であるが、欠陥状態にあり、加えて家系にアルコール依存及び精神薄弱をつよく疑わせるものがある。	不明	12条	昭和50年代
20代	女	てんかん発作が抗てんかん剤の服用によっても出現し育子能力に欠ける。	精神神経科	不明	昭和50年代
30代	女	■■■■の子供は2人共知能低下が認められ〔大学名〕でヒスタジン血症と診断され同大学と〔医療機関名〕小児科で経過観察を行っているが、本疾患は常染色体劣性遺伝であるので分娩時注意を要する。	小児科	不明	昭和50年代
30代	女	子供2人が知能も低くヒスタジン血症で〔医療機関名〕と〔医療機関名〕で精査、治療を行っているが、本疾患は常染色体劣性遺伝であるので分娩時注意を要する。	不明	不明	昭和50年代
20代	女	第4条の規定により	内科 神経科 精神科	4条	昭和50年代
30代	女	本人の母が精神薄弱(遺伝性)を有し、本人も遺伝性精神薄弱を有す。	精神科	4条	昭和50年代
20代	女	精神薄弱(知能指数50)、又、健康診断書の通り知能年齢8歳相当にて、2度の中期中絶があり、精神科医より優生手術の適応ありとの診断を受けている。	産婦人科	12条	昭和50年代
20代	女	精神薄弱者である。	産婦人科	12条	昭和60年代
30代	女	精神薄弱者である。	精神神経科	12条	昭和60年代
30代	男	精神薄弱者である。	精神神経科	4条	昭和60年代







第2編 優生手術の実施状況等

手術を受くべき者		申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
申請時年齢 (年代)	性別		診療科名		
不明	男	昭和38年頃よりまとまりのない行動理由のない興奮乱暴が現われてきた。 又昨年頃より女性に興味を持ち女湯を覗いたりする	神経科	不明	不明
不明	女	精神薄弱にて施設入園中 行動の自立に著明な困難さを認める	精神々経科	不明	不明
不明	女	精神薄弱(痴愚)のため	精神神経科	4条	不明
不明	女	精神分裂病は遺伝性疾患であるとされており本人の知能も低く、保護者の希望もあるため。(第4条別表)	不明	不明	不明
不明	女	重症精神薄弱にして自分の身のままの世話も出来ず氏名、年令も言えない程度にして社会生活は不能	精神科 神経科	不明	不明
不明	男	精神薄弱	精神神経科	4条	不明
不明	女	痴愚級精神薄弱であり最近特に性的に関心を示し、しばしば、興奮徘徊あり一卵性双生児双生児共精薄	精神科	不明	不明
不明	女	精神薄弱にして、聾啞あり。その程度は痴愚と推定されるが現在妊娠6ヶ月にして、その相手のたれなるかを知らず。	神経科	不明	不明
不明	男	脳性小児後(3才り患)のてんかんで、痙攣発作、精神発作があり、且つ知能低 $\equiv$ で、自活不可能のみならず、公共に害を及ぼす危険が考えられる。	精神科	12条	不明
不明	女	痴愚級精神薄弱者であり最近特に異性に対して強く関心を示す。	精神科	4条	不明
不明	男	精神薄弱(知能指数30)	外科	12条	不明
不明	女	てんかん発作頻発し、痴呆も加わり、生活能力もなく、且、弟、[氏名]もてんかん患者である所から、遺伝性疾患と考えられる故に優生手術を施行すべきと考えられる。	不明	4条	不明
不明	女	一、高度の精神薄弱(白痴の上位)のため女子の養育の責任を果しえない 二、すでに2子を出産し、夫も知能遅滞を示し独立の生計をいとなみえずに寄生生活をしているため、現在以上の子供の養育は出来がたい	不明	4条	不明
不明	女	患者の家族中、姉と兄とは共に精神分裂病であり、本患者においては、遺伝傾向は、濃厚と考えられるため申請する。	精神科 神経科 内科	4条	不明
不明	男	4年間に亘り加療するも寛解の見込なく、鍼熱症、拒絶症、自閉症、暴行、色情行為、性欲高進等あり、且、家族にも遺伝疾患あるため。	不明	4条	不明
不明	女	精神運動性興奮を示して無思慮・無反省、且つ性的風俗 $\equiv$ の傾向強く、露出症的に裸体となって騒ぐ事が多い	精神神経科	4条	不明
不明	女	マスキング	神経科	4条	不明
不明	女	同胞性分裂病で長兄も当院に入院したことがある遺伝負因の濃厚な家系であり、且本人の病気はかなり古く頑固なものであるため。	不明	4条	不明
不明	女	高度の知能低下 本人保護のため。	精神科	12条	不明
不明	男	病名精神分裂病、精神薄弱にて悪性の遺伝傾向あり。	精神神経科	4条	不明
不明	女	無為鍼熱好じょくなどの茫乎としたうちに異常体験に動かされて衝動的な様相を示し時に興奮を見せて自意を欠く。	精神神経科	4条	不明
不明	女	①軽いが分裂病の欠陥状態にあり子供の養育には不適である。 ②分娩すれば将来も再び症状悪化する可能性がある。 ③実弟にも分裂病者が居り遺伝の疑いが濃厚である。	婦人科	4条	不明
不明	女	分裂病で再燃性があるが、いつ時は一応落ついてみる。だが着物をこしらえてとか、派出眼鏡をかけ、衝動的・色情的である。	不明	不明	不明
不明	女	父は痴愚者であり、本人も痴愚で、理非を弁別し得ず、且、徘徊等あるため、優生手術を施行すべきと思惟する。	精神科 神経科 内科	4条	不明
不明	女	精神薄弱(白痴)であり血族に同疾患者がいる。	不明	4条	不明
不明	女	慢性化した分裂病で悪化すると、放浪、外泊をし、性欲高進大で他人の面前でも、ワイセツ的な恰好を平気でするなど恥辱心全くなく、今後も妊娠し私生児を生む危険あるため。	不明	不明	不明
不明	男	①暴行、衝動行為、色情行為、常同症等の精神分裂病あり。 ②遺伝性と思われる聾啞あり。	精神科 神経科 内科	4条	不明
不明	女	別紙診断書の通り 精神薄弱疾患により子供の養育不能と判断されるため	産婦人科	(3*)	不明
不明	不明	生来白痴にして言語も全く発声出来ず歩行も正常に出来ず記憶力等もなく、正常な生活出来ない為	産婦人科	4条	不明
不明	男	病名、精神分裂病にて悪性の遺伝傾向を有するため。	精神神経科	4条	不明
不明	女	遺伝性精神薄弱及つんばにて家系にも濃厚に発見されるものであるため優生手術を適当と認められるため	産婦人科 内科	4条	不明
不明	女	慢性化した分裂病で再三家出、放浪をくり返し飲屋に勤めたりし色情的であるため、私生児を分娩する危険大である。	不明	不明	不明
不明	女	精神分裂病のため	マスキング	12条	不明
不明	男	性欲高進大で襲撃性あり、叔母や手伝いの娘達に襲いかかり乱淫の傾向大であるため 又今後もその危険大なるため。	不明	4条	不明
不明	女	優生保護法第4条該当	精神科	4条	不明
不明	女	発病後5年を経過せるも治癒の傾向なき分裂病であり、色情行為等もあるため。	不明	4条	不明
不明	男	精神薄弱のため遺伝の恐れあり	精神神経科	4条	不明
不明	男	病名精神分裂病にて悪性の遺伝傾向を有するため	精神神経科	4条	不明
不明	不明	遺伝性疾患である精神分裂病にり患している為	不明	不明	不明
不明	女	強度のてんかん性性格変化あり。	精神神経科	4条	不明
不明	男	精神病質人格で生活無能力者で且衝動・攻撃性があるため退院後も発作的に婦女子を襲撃する危険大である。	不明	4条	不明
不明	女	精神分裂病による痴呆及色情的行為著明の為	神経科 精神科	不明	不明
不明	女	優生保護法第4条該当	精神科	4条	不明
不明	男	てんかん性性格変化強度のため	精神神経科	4条	不明
不明	女	無為、感情鈍麻、自閉症、著明な色情行為あり、長期に亘り加療するも、精神症状の改善を見ず。故に、優生手術を必要と認む。	精神科 神経科 内科	4条	不明
不明	不明	人格水準低下(知能指数60)妊娠分娩時に症状悪化する。又現在においても2児養育の能力欠如している。	精神科	4条	不明
不明	男	病名精神分裂病にて悪性遺伝の傾向あり優生手術を申請します。	精神神経科	不明	不明
不明	女	精神分裂病(遺伝性)にり患している為	精神神経科	4条	不明
不明	男	遺伝負因の濃厚な分裂病で再三入院している。昭和37.3結婚させたが嫁は協議離婚をしたがっている。	不明	4条	不明

手術を受くべき者		申請理由	申請者(医師)	申請 条文	申請年代
申請時年齢 (年代)	性別		診療科名		
不明	女	精神薄弱。生母も精神薄弱。無思慮な異性との交渉。	精神科	4条	不明
不明	女	幻覚妄想状態著明な精神分裂病であり、今回は3度目の入院であり、家族にも精神障害者が認められ遺伝的素因が非常に著明であると 考え、また向後の治療との関連性もあり、申請致します。	不明	4条	不明
不明	女	生来性の痴愚者にして、本年3月より独語、空笑、易怒、暴行等あり。即ち、抜校性精神分裂病の病像を示している。生来性の精神薄弱、及び、分裂病を有する故に、優生手術を行うべきと考える。	精神科 神経科 内科	4条	不明
不明	女	発病以前にも生活は續いていなかった。人格低下も著明で今後の生活も遊に流れる危険がある。	精神神経科	不明	不明
不明	女	遺伝性精神薄弱	産婦人科	4条	不明
不明	男	病名精神分裂病にて悪性の遺伝傾向を有するため	精神神経科	4条	不明
不明	男	病名精神分裂病にて悪性の遺伝傾向を有するため	精神神経科	4条	不明
不明	女	精神発育遅滞癡癡発作による性格変化が著明であり不機嫌、易怒的、時に精神運動性興奮が見られ、理非の弁別不可能に近い。	精神神経科	4条	不明
不明	男	片裂分裂病で遺伝負因濃厚で、母も再婚し引受け態勢不良でもある。	不明	不明	不明
不明	男	悪性遺伝傾向あり。	不明	不明	不明
不明	女	昭33年頃、[医療機関名]精神科に8ヶ月入院。その後一時働いていたが、再発悪化し、[医療機関名]に昭35年3月下旬まで入院。 昭36年12月28日より当院入院と言うように再三入院をくり返している慢性化した分裂病で、且、色情的なため。尚保護者は年老いた 母だけなので、充分に監督保護は出来ない状態にある。	不明	不明	不明
不明	女	知能程度低く劣性遺伝ヲ避ケルため	産婦人科	4条	不明
不明	女	(遺伝性)精神薄弱	精神科 神経科 内科	不明	不明
不明	女	優生保護法第4条該当	精神科	4条	不明
不明	女	別紙診断書に記載せる如く、現に精神分裂病を有し、優生手術を行うことが公益上必要と認める。	産婦人科	4条	不明
不明	男	患者は生後間もなく重症肺炎に罹患。その後歩行不能となつた。3才の時[医療機関名]小児科でリトル病と診断され、整形外科で 下肢伸展手術を受けたが、歩行は出来るようにならなかつた。12才頃から癲癇様発作が起り、以後次第に発作回数が増し、週2-3回 発作が起るようになった。発作の前後には興奮状態となり、器物破壊等をするようになった。知能の発達も悪く、知能程度は痴愚に属 する。最近、発作時以外にも抑制喪失状態となり、その時には特に性的興奮を求め、同居の妹や女中に対し、性的交渉を強要するよ うなことがあり、又しばしば自慰行為にふける傾向あり。又、患者の叔母(父方)が分裂病で[医療機関名]に入院中でもあるので、 遺伝的にも問題がある。以上、本人及び遺伝的理由から、優生手術を行うのが適当と考えられる。	精神科	4条	不明
不明	女	①先天的嚔唾者 ②生活困難 ③これからの妊娠分娩には年令が多すぎる。	産婦人科	不明	不明
不明	女	遺伝負因あり。現在内縁関係の夫と同居しているため不妊術が必要既に中絶手術の経験もある。	精神神経科	4条	不明
不明	女	精神薄弱(痴愚)であり実子に白痴、祖母痴愚である	精神科 神経科	4条	不明
不明	女	進行性筋萎縮症の日常生活支障あり	産婦人科	4条	不明
不明	女	ヒステリー性格兼精神薄弱のため	精神科 神経科 内科	不明	不明
不明	女	週期的に悪化。よい状態の時は社会生活も可能。発病後、家庭にある時、男性との性的関係を結ぶ。	精神科	4条	不明
不明	男	精神分裂症により子供を作らないよう優生手術を申請いたします。	産婦人科 外科	4条	不明
不明	男	悪性遺伝の傾向あり。	精神神経科	不明	不明
不明	女	遺伝的負因濃厚な為と色情的行為著明の為	神経科 精神科	不明	不明
不明	男	優生保護法第4条	精神科	4条	不明
不明	男	病名精神分裂病にて悪性遺伝傾向を有するため	精神神経科	4条	不明
不明	女	遺伝負因濃厚にして、精神症状も破衣、不潔、徘徊、理由なき気分易変などあり、充分なる自意識の欠如を見せ、問題行動が顕著であ るため。	精神神経科	4条	不明
不明	女	別表第3項に該当す。(精神病質)	精神科	4条	不明
不明	女	優生保護法第4条該当	精神科	4条	不明
不明	女	別表第2号遺伝性精神薄弱に該当する	産婦人科	4条	不明
不明	男	精神病質人格者で犯罪性が強く、窃盗等今までに30件もの犯罪あり。婦女子暴行の危険も大であるため。尚、本人は、全くの生活無能 力者である。	不明	4条	不明